

静岡市受援計画の見直し

2026年1月28日 静岡市防災会議

1 受援計画見直しに至った背景

(1) 現行の受援計画策定の経緯

静岡市では、かねてより応援の受入体制を静岡市地域防災計画に位置付けていたが、実効性を確かなものとするため、2016年の熊本地震を契機に、人的資源の不足が見込まれる発災後2週間を想定した「静岡市受援計画」(以下、受援計画という。)を、静岡市地域防災計画とは別に策定した。

(2) 現行の受援計画見直しの必要性

2022年台風第15号や、2024年能登半島地震など、受援計画策定後の災害対応の経験から明らかとなつた課題や、国の報告等に示された国内の災害対応における課題を踏まえ、現在の受援計画を見直し、より具体的な計画とする必要性を認識した。

- 2022年台風第15号において、静岡市は、広範囲かつ長期の断水など、国や県、事業者、ボランティアなど、様々な応援をいただいたが、応援要請・受入れの手順や役割分担が不明確で、一部に業務が集中するなど対応に効率性を欠いた。
- 2024年能登半島地震では、被災した多くの自治体で受援の対象とする業務が定められていなかつたこと、応援職員の執務スペースが確保されていなかつたこと、受援に関する統括責任者や担当者が配置されていないこと、などが報告※されている。

※国の検討ワーキンググループ検証報告書

大規模災害時は、外部の力をいかに活用できるかが重要→受援計画の見直し

2 見直しの視点

これまでに明らかとなった受援に関する課題を踏まえ、以下の3つの視点から「受援計画」を見直すこととした。

(1)能登半島地震等、過去の災害対応を踏まえた見直し

国の検証報告書や本市が得た知見などを参考に、応援を受ける業務や担当部署及び責任者のさらなる具体化に加え、本市と応援機関との役割分担の明確化、応援職員の執務スペースの確保などを行う。

(2)行動計画としての「受援シート」の作成

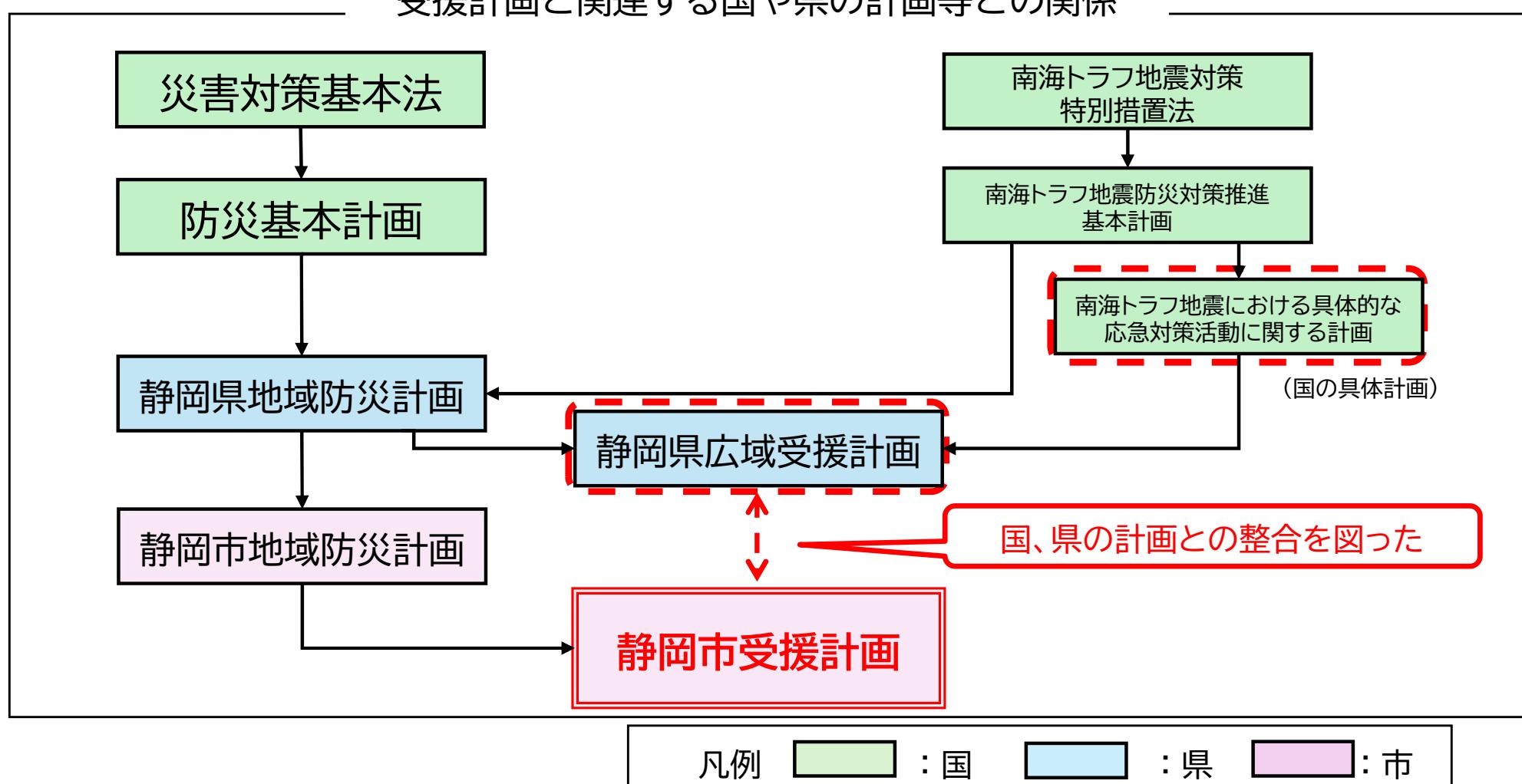
受援の対象とする業務の責任者や担当者、業務概要や流れなどの情報を明確にすることで、応援側・受援側双方が理解し、円滑な災害応急対応につなげる「受援シート」の作成を行う。

(3)地震以外への災害への対応

近年激甚化・頻発化している風水害、山林火災などにも対応するため、大規模地震だけでなく、災害の種類や程度にも応じて対応が可能な計画とする。

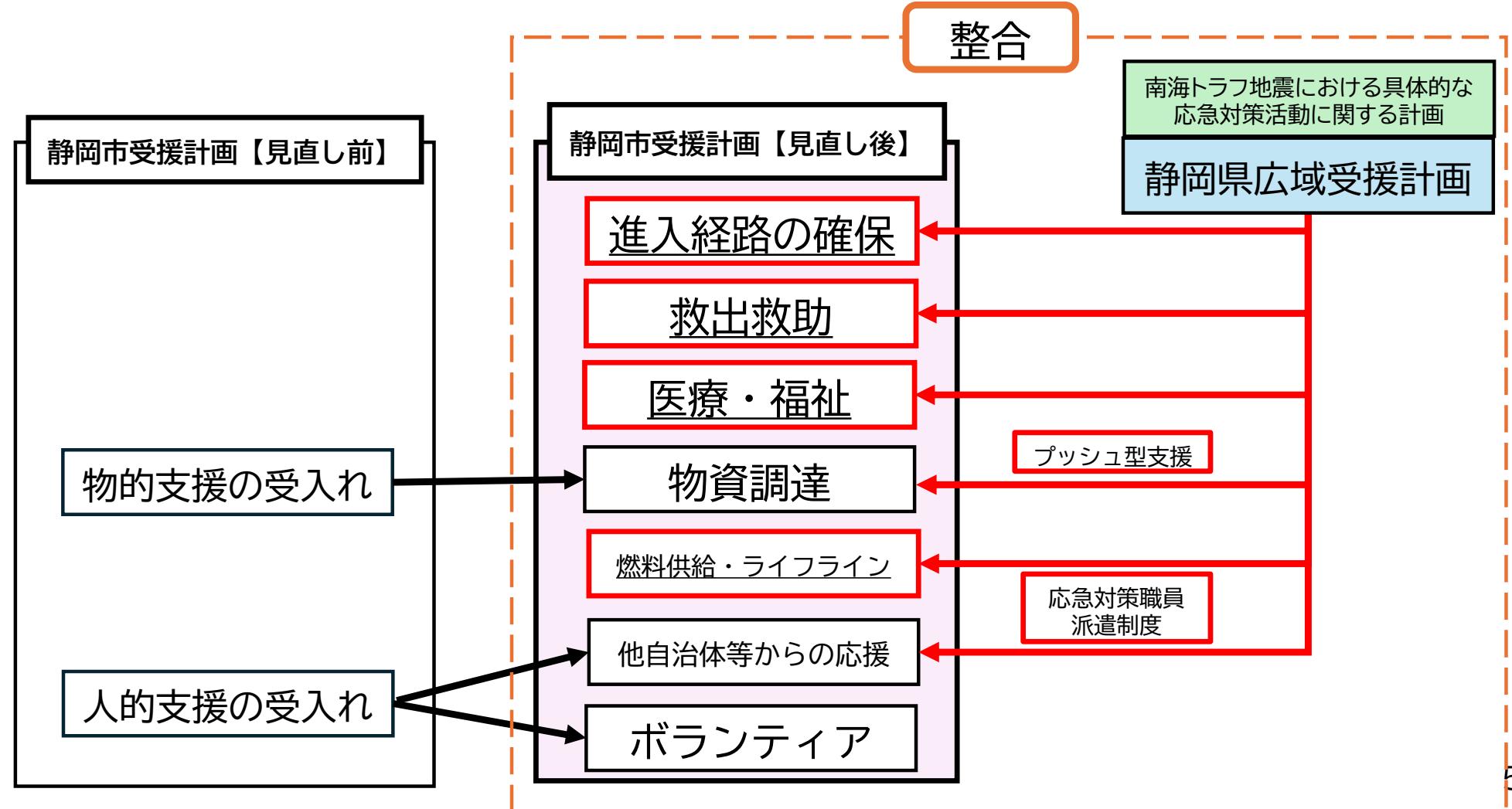
2-1 能登半島地震等、過去の災害対応を踏まえた見直し①

最新の国のガイドライン、能登半島地震の教訓を参考とし、関連する国や県の計画等との関係性や取組の実施主体(国、県、市)の役割分担を整理するとともに、それらとの整合を図った。



2-1 能登半島地震等、過去の災害対応を踏まえた見直し②

受援の対象とする業務や責任者を明確に定める中で、新たに「進入経路の確保」、「救出救助」、「医療・福祉」、「燃料供給・ライフライン」を追加した。また、「物資調達」、「他自治体等からの応援」についても記載内容を充実させた。



2-1 能登半島地震等、過去の災害対応を踏まえた見直し③

能登半島地震では、応援職員等の執務スペースの確保が課題となつた。



応援職員等の執務スペースや応援ライフライン事業者の活動拠点などのスペースを確保するため、災害時における市が保有する土地や建物の活用方法や応援機関が必要とする広さや条件などを再点検し、フェーズ(災害対応の段階)に合わせた使い分けや空きスペースの有効活用などを整理した。

[土地や建物の有効活用(再整理)の例]

静岡庁舎

応援職員(他自治体・自衛隊等)の執務スペースを、災害対策本部室付近に確保するため、既存の割当てを調整した。

→具体例は
スライド7ページ

静岡競輪場駐車場

ライフライン復旧支援にあたる事業者等の利用予定を、作業に必要な広さを再確認して、再度割り当てた。

→具体例は
スライド8・9ページ

(参考)静岡庁舎における調整

【調整前】災害多言語支援センター・記者待機スペース

【調整後】**応援職員（他自治体・自衛隊等）の執務スペース**に変更

The diagram shows the layout of the 3rd floor of the Main Building. It features a large rectangular room at the top labeled '本館3階 会議室・委員会室 (約1,000m²)' with '応援職員' in red. Below it is a smaller rectangular room labeled '本館3階第1、2会議室 (約90m²)' with '災害多言語支援センター' in red. At the bottom is a large rectangular room labeled '本館1階市民ギャラリー (約660m²)' with '応援職員' in red.

【調整前】利用予定なし

【調整後】応援職員（他自治体・自衛隊等）の執務スペースとした

(参考)静岡競輪場の駐車場における調整(調整前)



駐車場名 (面積)	1日目	2日目	3日目	1週目	2週目
東1					
東2				(株)NTTドコモ	
東3					
南1				(株)NTTドコモ	
南2					
重複				ヘリポート	
				緊急消防援助隊	
南4				(株)NTTドコモ	
				中部電力パワーグリッド(株)	
重複				緊急消防援助隊	
南5				(株)NTTドコモ	
				中部電力パワーグリッド(株)	

(出典) 国土地理院撮影の空中写真 (2021年撮影) をもとに静岡市加筆

(参考)静岡競輪場の駐車場における調整(調整後)



駐車場名 (面積)	1日目	2日目	3日目	1週目	2週目
東1					
東2					
東3					
南1					
南2					
	(株)NTT ドコモ				
	中部電力パワーグリッド(株)・(株)NTT ドコモ				
	※状況に応じて				
	ヘリポート				
	緊急消防援助隊				
	※緊援隊が利用しない場合に中部電力が利用				
南4					
	重複を解消				
南5					
	緊急消防援助隊				
	※緊援隊が利用しない場合に中部電力が利用				
	重複を解消				

(出典) 国土地理院撮影の空中写真 (2021年撮影) をもとに静岡市加筆

2-2 行動計画としての「受援シート」の作成

業務の担当部署と責任者、業務の概要や流れ、応援職員に要請する業務、活動場所など、応援を受け入れる業務の実施に必要な情報をあらかじめ整理する。
応援側・受援側双方が理解でき、円滑な応援受け入れにつなげる。

受付シート

4.1 支援物資に係る業務

種類	支援物資の受け入れや配送																																																					
(一財)静岡県トラック協会(静岡支部・清廉支部)、静岡県軽自動車運送協同組合、静岡県倉庫協会(静岡支部)、(公財)静岡産業振興協会、自治体																																																						
■本市の業務担当部署																																																						
区分	部署・役職	連絡先	備考																																																			
業務責任者	人権委員会事務局次長	054-266-7213	平常時は危機管理課が担当																																																			
■業務の概要・流れ																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">項目</td> <td style="width: 30%;">発災当日</td> <td style="width: 30%;">～1週間</td> <td style="width: 30%;">～1ヶ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 物資供給体制の確立</td> <td>広域物資輸送拠点、 避難所、救援物資受け入れ拠点の 確認と記録</td> <td>広域物資輸送拠点の選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>広域物資配送拠点・運営への協力</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 市賃貸物資の 受け入れ</td> <td></td> <td>避難所開設 状況の把握</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資の受け入れ・搬送 ～避難所に届ける準備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 援護物資の受け入れ・ 配送</td> <td></td> <td>避難所避難者 数の把握</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物資の受け入れ・搬送 ～避難所に届ける準備</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4 ブル型支援物 資の受け入れ・ 配送</td> <td></td> <td>避難所避難者 数の把握</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定避難先へ物資の要請 ～搬送は自走車により実現</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 緊援物資の受 入れ方針の決 定・広報</td> <td></td> <td>物資の受け入れ・搬送 ～搬送は比較的よい実現</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>方針の広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">■応援要請を検討する主な業務内容(「業務の概要と流れ」における ▶箇所)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広域物資配送拠点 運営業務</td> <td colspan="2">施設管理者: 広域物資輸送拠点開設・運営への協力 倉庫協会: 貨機材やフォークリフト運転要員の提供、物資の仕分け、積み降ろし 配送事業者: 物資の配送・受入</td> </tr> <tr> <td colspan="2">物資配送業務</td> <td colspan="2">広域物資輸送拠点や市防災倉庫から各避難所への配達</td> </tr> </table>				項目	発災当日	～1週間	～1ヶ月	1 物資供給体制の確立	広域物資輸送拠点、 避難所、救援物資受け入れ拠点の 確認と記録	広域物資輸送拠点の選定			広域物資配送拠点・運営への協力		2 市賃貸物資の 受け入れ		避難所開設 状況の把握			物資の受け入れ・搬送 ～避難所に届ける準備		3 援護物資の受け入れ・ 配送		避難所避難者 数の把握			物資の受け入れ・搬送 ～避難所に届ける準備		4 ブル型支援物 資の受け入れ・ 配送		避難所避難者 数の把握			指定避難先へ物資の要請 ～搬送は自走車により実現		5 緊援物資の受 入れ方針の決 定・広報		物資の受け入れ・搬送 ～搬送は比較的よい実現			方針の広報		■応援要請を検討する主な業務内容(「業務の概要と流れ」における ▶ 箇所)				広域物資配送拠点 運営業務		施設管理者: 広域物資輸送拠点開設・運営への協力 倉庫協会: 貨機材やフォークリフト運転要員の提供、物資の仕分け、積み降ろし 配送事業者: 物資の配送・受入		物資配送業務		広域物資輸送拠点や市防災倉庫から各避難所への配達	
項目	発災当日	～1週間	～1ヶ月																																																			
1 物資供給体制の確立	広域物資輸送拠点、 避難所、救援物資受け入れ拠点の 確認と記録	広域物資輸送拠点の選定																																																				
		広域物資配送拠点・運営への協力																																																				
2 市賃貸物資の 受け入れ		避難所開設 状況の把握																																																				
		物資の受け入れ・搬送 ～避難所に届ける準備																																																				
3 援護物資の受け入れ・ 配送		避難所避難者 数の把握																																																				
		物資の受け入れ・搬送 ～避難所に届ける準備																																																				
4 ブル型支援物 資の受け入れ・ 配送		避難所避難者 数の把握																																																				
		指定避難先へ物資の要請 ～搬送は自走車により実現																																																				
5 緊援物資の受 入れ方針の決 定・広報		物資の受け入れ・搬送 ～搬送は比較的よい実現																																																				
		方針の広報																																																				
■応援要請を検討する主な業務内容(「業務の概要と流れ」における ▶ 箇所)																																																						
広域物資配送拠点 運営業務		施設管理者: 広域物資輸送拠点開設・運営への協力 倉庫協会: 貨機材やフォークリフト運転要員の提供、物資の仕分け、積み降ろし 配送事業者: 物資の配送・受入																																																				
物資配送業務		広域物資輸送拠点や市防災倉庫から各避難所への配達																																																				

■府内の要請先

要請先	部・司名
○	総括部受援班

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別添3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
一	静岡県中部農林事務所企画経営課 (一財)静岡県トラック協会(静岡支部・清廉支部) (公財)静岡産業振興協会(平和みらい(株)) 静岡県倉庫協会

活動場所

活動場所(屋内)	静岡市立会館3階 災害対策本部室・人権委員会事務局執務室等 (詳細は「災害時物資供給マニュアル」に記載)
広域物資輸送拠点	ツインメッセ静岡(駿河区曲金3丁目1-10) 草薙総合運動場体育館(駿河区東原19-1) (代替拠点) 物泊駅場(駿河区宇津ノ谷914-6) (代替拠点) 救援物資受入候補場所 市民文化会館(区役所町2-90)
活動場所(屋外)	

■応援要請にあたっての留意事項

大規模災害時には、要請をたず、国からブッシュ型で支援物資が送られてくることから、速やかに、受け入れに必要な物資拠点を開設するなどもに避難所まで適切に物資が供給できるよう体制を構築する。また、ブッシュ型支援物資の対象品目が限られていることから、避難所における物資ニーズを踏まえ、適宜、ブル型支援物資を要請するものとする。応援自治体職員の要請は、総括部受援班を通して行う。

■応援職員等の要請人数の考え方

本部及び現場で必要となる人員数から、発災時の動員可能な員数を差し引いて要請人数を見積もる。なお、対象とする避難者数はもとより、物資機材の設営状況、施設の状況等により必要人員が異なることから、必要な役割を記載する。

■本部に必要な職員等人数

①応援物資担当部署のリーダー 1人
②応援物資担当部署員 3～6人 } + ③物流専門家(物流事業者)等 1人

■広域物資搬出運営上必要な役割分担

広域物資搬出運営拠点設置組合の袖助、荷卸し、仕分け、積み込み、トラック誘導、在庫管理、配達(搬出～各避難所)等

■マニュアルや招手・手引き等

- 静岡市「災害時物資供給マニュアル」(令和5年度)
- 静岡市・静岡県「広域物資配送拠点設置運営マニュアル」(平成31年1月)
- 内閣府「物資システム操作マニュアル」(都道府県・市町村向け)

■その他

2-3 地震以外への災害への対応

2022年の台風第15号への対応の経験から、静岡市は、南海トラフ地震だけではなく、風水害、山林火災など様々な災害において応援を要請・受け入れることを想定する必要があると認識した。



災害の対象を南海トラフ地震に限定せず、被害の種類や程度に応じ、必要となる応援を要請し、円滑な受入れが可能となる計画とした。

(例) 「物資調達」業務

国による

「プッシュ型支援物資の調達」

「備蓄物資の提供」

「市からの要請に基づく物資の調達」

「義援物資の受入れ」

プッシュ型支援の有無によらず、
必要となる要請・受入れが可能

3 今後の対応

見直した受援計画については、

- ・職員への周知
- ・計画に基づく訓練の実施
- ・新たに明らかとなった課題を踏まえた検証と改善

を繰り返し、実効性を高めていく。

そのほか、施策の進展や関連する法・計画等の改定はもとより、市の組織機構改正などに合わせ、本文及び別冊の内容を定期的に更新していく。

防災会議委員の皆様におかれても、お気づきの点があれば
ご意見をお寄せくださいますと幸いです。

1 総論

(目的)

- 災害発生時において、静岡市が、他の地方公共団体や関係機関、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援・提供を受け、これらを効果的に活用することにより、災害応急対策を迅速かつ円滑に進めること

(位置付け)

- 「静岡市地域防災計画」の下位計画として位置付け、
本市における各種受援に関する事項を具体的に定めるもの

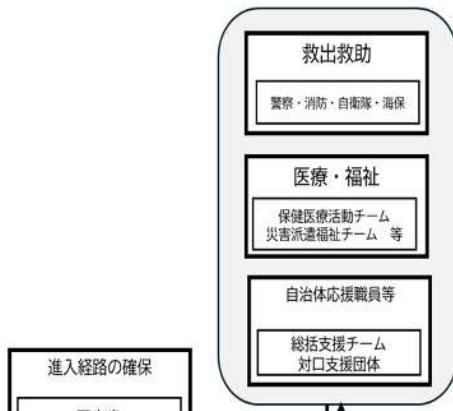
(対象とする災害)

- 大規模地震のほか、風水害、山林火災など、静岡市が自らの対応能力を超える被害を受け、外部からの応援を必要とする様々な災害

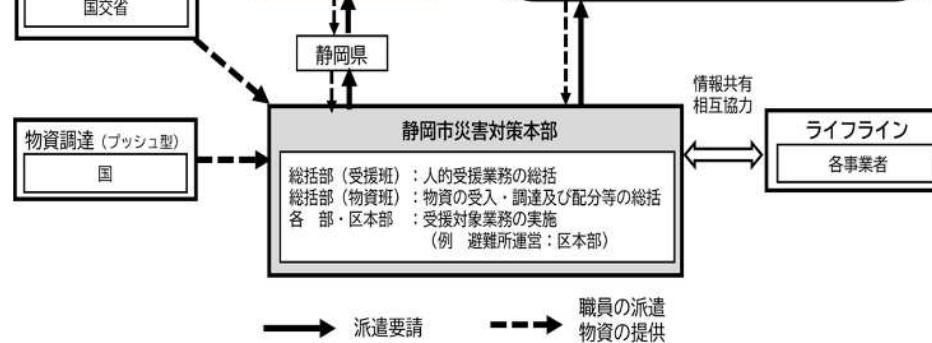
2 受援体制

- 静岡市は、国や県、他自治体、事業者、ボランティアなどの団体から様々な応援を受け入れる。

国・県による応援



自治体や関係機関による応援



3 受援計画の内容と構成

- 本編のほか、本編を補足する「別冊1 資料編」、「別冊2 受援シート」、「別冊3 応援機関の連絡先」で構成する。

区分	主な内容
本編	応援の要請及び受入れに関する基本的事項
別冊1 資料編	「本編」を補足する、応援の要請や受入れを行う際に活用する図や表等
別冊2 受援シート	応援側、受援側双方が共通の理解のもと、迅速かつ円滑に業務を実施できるようにするため、各受援対象業務の主担当部署、業務の概要、流れ等
別冊3 応援機関の連絡先	応援機関の詳細な連絡先、担当者等

- 国や県の応援に関する計画との整合を図り、次に掲げる分野を対象とする。

分野	主な内容
1 進入経路の確保	緊急輸送ルートの確保 ヘリポートの開設
2 救出救助	警察・消防・自衛隊等への派遣要請及び受入れ 無人航空機を運航する場合の方針や手順、確保すべき条件
3 医療・福祉	保健医療活動チーム、災害派遣福祉チーム等への派遣要請及び受入れ
4 物資調達	国や協定締結事業者等からの物資の受入れ、仕分け、配送
5 燃料供給・ライフライン	重要施設（庁舎等）や車両等への燃料供給 電気・ガス・通信事業者との情報共有、相互協力 応急給水、上下水道施設の応急復旧
6 他自治体等からの応援	応援体制の概要 派遣要請及び受入れ 応援職員等に要請する業務
7 ボランティア	災害ボランティア本部の設置・運営

静岡市受援計画 (案)

令和8年（2026年）1月

静岡市

内容

総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置付け	1
第3節 受援計画の対象とする災害・期間	1
第4節 計画の構成	1
第5節 本市の受援体制	3
第6節 費用負担	3
 第1章 進入経路の確保	4
第1節 緊急輸送ルートの確保	4
第2節 ヘリポートの確保	5
 第2章 救出救助	7
第1節 救助活動拠点の開設	7
第2節 警察	7
第3節 消防	8
第4節 自衛隊	8
第5節 海上保安庁	9
第6節 各部隊との情報共有	10
第7節 無人航空機の飛行	10
 第3章 医療・福祉	12
第1節 医療	12
第2節 福祉	14
 第4章 物資調達	16
第1節 物資集積所の開設	16
第2節 備蓄物資の提供	16
第3節 要請に基づく物資の調達	16
第4節 義援物資の受入れ	17

第5節 プッシュ型支援物資の調達	17
第5章 燃料供給・ライフライン	19
第1節 燃料の確保	19
第2節 電気・ガス・通信事業者	19
第3節 水道	20
第4節 下水道	21
第6章 他自治体等からの応援	22
第1節 応援の体制	22
第2節 応援職員等の受入対応	23
第3節 応援職員等による受援対象業務	26
第7章 ボランティア	30
第1節 ボランティアによる受援	30

別冊

- 別冊1 資料編
- 別冊2 受援シート
- 別冊3 応援機関の連絡先

総則

第1節 計画の目的

本計画は、災害発生時において、静岡市が、他の地方公共団体や関係機関、民間企業、ボランティア等の各種団体から、人的・物的資源等の支援・提供を受け、これらを効果的に活用することにより、災害応急対策を迅速かつ円滑に進めることを目的とする。

第2節 計画の位置付け

本計画は、「静岡市地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）の下位計画として位置付け、本市における各種受援に関する事項を具体的に定めるものである。

なお、各受援対象業務の詳細については、各課（災害対策本部設置時は各班）がそれぞれ所管する計画・マニュアル等において個別に定める。

また、本計画は、

- ・国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下、「国の具体計画」という。）
- ・静岡県（以下、「県」という。）の「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」（以下、「県の広域受援計画」という。）

との整合を図りつつ、必要に応じて適宜見直しを行う。

第3節 受援計画の対象とする災害・期間

本計画は、南海トラフ地震の発生により、国が国の具体計画に基づき対応する場合を主な対象とする。

また、国の具体計画に基づく対応が行われない場合であっても、本市が地震その他の災害（風水害、山林火災など）により、自らの対応能力を超える被害を受けた場合において、被害の種類や程度に応じて必要な応援を要請し受け入れるための計画として、幅広い災害を対象とする。

本計画が対象とする期間は、発災からおおむね2週間程度とする。

このうち初動期については、県の広域受援計画における「発災からの経過時間に応じた行動目標」を踏まえた対応を想定する。それ以降の期間については、県の第4次地震被害想定における「被害・対応シナリオ」を基に、必要な応援の受け入れ及び応急対策を見込むものとする。

第4節 計画の構成

本計画は、次の資料により構成する。

表1 静岡市受援計画の構成

区分	主な内容
本編	応援の要請及び受入れに関する基本的事項
別冊1 資料編	「本編」を補足する、応援の要請や受入れを行う際に活用する図や表等
別冊2 受援シート	応援側、受援側双方が共通の理解のもと、迅速かつ円滑に業務を実施できるようにするための、各受援対象業務の主担当部署、業務の概要、流れ等
別冊3 応援機関の連絡先	応援機関の詳細な連絡先、担当者等

本計画は、国の具体計画や県の広域受援計画等との整合を図り、次に掲げる分野を対象とする。

表2 受援計画が対象とする分野と主な業務

分野	主な業務
1 進入経路の確保	緊急輸送ルートの確保 ヘリポートの開設
2 救出救助	警察・消防・自衛隊等への派遣要請及び受入れ 無人航空機を運航する場合の方針や手順、確保すべき条件
3 医療・福祉	保健医療活動チーム、災害派遣福祉チーム等への派遣要請及び受入れ
4 物資調達	国や協定締結事業者等からの物資の受入れ、仕分け、配達
5 燃料供給・ライフライン	重要施設（庁舎等）や車両等への燃料供給 電気・ガス・通信事業者との情報共有、相互協力 応急給水、上下水道施設の応急復旧
6 他自治体等からの応援	応援体制の概要 派遣要請及び受入れ 応援職員等に要請する業務
7 ボランティア	災害ボランティア本部の設置・運営

第5節 本市の受援体制

市は、受援に関する総合調整を行うため、災害対策本部総括部に受援班（以下、「総括部受援班」という。）を設置する。

総括部受援班の事務分掌は、以下のとおりとする。

- ・人的受援に関する業務の総合調整に関すること。
- ・災害対応に必要な職員の動員及び配備に関すること。
- ・災害対応に伴う各班間の職員配置の調整に関すること。
- ・他自治体及び関係機関等への応援要請に関すること。
- ・他自治体及び関係機関等からの応援職員の受入れ及び配備に関すること。
- ・他自治体及び関係機関等の受入れ・連絡調整及び後方支援に関すること。

第6節 費用負担

市は、受援に関する経費について、関係法令及び各関係機関との協定等の定めに基づき、適切に負担する。

第1章 進入経路の確保

本章では、被災地への進入経路を確保し、救出救助のための応援部隊の受入れ及び物資・燃料等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急輸送ルートの確保及びヘリポートの開設に関する事項を定める。

第1節 緊急輸送ルートの確保

1 道路管理者による緊急点検の実施

建設部建設班は、救出救助のための応援部隊の受入れに備え、発災後直ちに道路の緊急点検を実施し、被災状況に関する情報を収集する。

建設部建設班は、収集した情報を総括部及び関係する各班並びに関係機関と共有する。あわせて、道路啓開の方針について協議を行う。

なお、緊急輸送ルートは別紙（資料編（2ページ））、啓開対象路線は、別紙「道路啓開マップ」（資料編（6ページ））のとおりとする。

2 道路啓開の実施

建設部建設班は、発災当日から道路啓開に着手する。

道路啓開の目標は、以下のとおりとする。

- ・人命救助のために必要な道路

発災からおおむね3日以内に啓開を完了する。

- ・それ以外の緊急輸送ルート

発災からおおむね7日以内に啓開を完了する。

ただし、大津波警報又は津波警報が発表されている間は、沿岸部での作業を行わないなど、被災状況及び安全確保の観点を踏まえ、啓開作業の進め方を適切に調整する。

なお、道路啓開の実施に関する詳細は、

- ・「静岡市建設局災害配備マニュアル」
- ・「静岡県中部地域における道路啓開行動計画（改訂版）」

による。

3 応援の受入れ

建設部建設班は、災害協定締結事業者と連携・協力し、道路啓開を実施する。

道路啓開の実施にあたっては、国土交通省の連絡員（リエゾン）と啓開方針について協議を行う。

また、必要に応じて、同省の緊急災害対策派遣隊（以下、「TEC-FORCE」という。）から技術的支援を受けるものとする。

建設部建設班は、国土交通省静岡国道事務所を経由して連絡員の派遣を要請する。

TEC-FORCE の派遣を要請する場合は、建設部建設班から連絡員を経由して行う。各機関の受入場所は下表のとおりとする。

表1 道路啓開に関する関係機関の受入場所

種別	受入場所	所在地
国土交通省の連絡員	静岡庁舎4階 建設局災害対策室	葵区追手町5-1
TEC-FORCE	災害の状況に応じて調整	
災害協定締結事業者	ブロック拠点・支所(市内15か所)	資料編(8ページ)

4 関係機関との情報共有

建設部建設班は、緊急輸送ルートの確保に関する各種情報（優先順位の変更、交通規制等）について、国・県等の関係機関と共有を図る。

第2節 ヘリポートの確保

1 拠点ヘリポート等の被害状況の確認、開設準備及び本部への報告

(1) 拠点ヘリポート

観光交流文化部体育施設班は、県の広域受援計画において拠点ヘリポートとして指定されている「富士川河川敷スポーツ広場」について、発災後速やかに被害状況及び開設の可否を確認し、その結果を総括部情報班に報告する。

開設が可能な場合は、同広場に拠点ヘリポートを開設する。

(2) 災害拠点病院用ヘリポート

都市部公園班、観光交流文化部体育施設班、財政部公営競技班は、県の広域受援計画において災害拠点病院用ヘリポートとして指定されている

- ・駿府城公園
- ・日本平運動公園
- ・競輪場駐車場

について、発災後12時間以内を目途に開設し、その状況を総括部情報班に報告する。

なお、静岡市内に所在する拠点ヘリポート等の詳細は別紙のとおりとする（資料編（9ページ））。

(3) 防災ヘリポート

「地域防災計画」において防災ヘリポートとして位置付けられている施設を所管する各班は、必要に応じてヘリポートを開設・運営できるよう、当該施設の被害状況及び開設の可否を確認する。（施設の一覧は「地域防災計画」資料編4-29）

2 関係機関との情報共有

総括部情報班は、関係各班から収集したヘリポートの被害状況及び開設状況に関する情報を集約し、各班及び関係機関と共有する。

県への報告は、総括部情報班が「ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)」(以下、「FUJISANシステム」という。)を用いて行う。

3 与一ヘリポートの開設・運営

警防本部は、緊急消防援助隊（航空部隊）の受入れにあたり、与一ヘリポートをフォワードベース（前進拠点）として開設・運用する。

なお、燃料補給及び必要となる要員の配置は、各航空部隊がそれぞれの責任において実施する。

第2章 救出救助

本章では、警察、消防、自衛隊及び海上保安庁の部隊（以下、「各部隊」という。）を円滑に受け入れるため、派遣要請に必要な手続、各部隊との情報共有並びに各部隊の活動拠点に関する事項を定める。あわせて、無人航空機の飛行に関する事項についても定める。

第1節 救助活動拠点の開設

1 救助活動拠点の選定

総括部受援班は、各候補地の被害状況及び周辺道路の状況等を踏まえ、各部隊の連絡員（リエゾン）と協議を行う。

同班は、協議の結果を踏まえ、各部隊の救助活動拠点を、別紙「警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地」（資料編（11ページ））から選定する。

2 救助活動拠点の開設準備

救助活動拠点を所管する各班は、各部隊が活動拠点を円滑に開設できるよう、必要な準備を行う。

主な内容は次のとおりとする。

- ・施設の開錠
- ・施設内における立入制限の実施

3 救助活動拠点の開設

救助活動拠点の開設は、各部隊が実施する。

なお、救助活動拠点のうち、複数の機関が利用する施設については、

- ・利用機関
- ・利用可能範囲

などを整理し、図面により示す（資料編（14～17ページ））。

第2節 警察

1 警察災害派遣隊の受入れ

警察災害派遣隊は、大規模災害時、警察庁の調整により、市からの要請によらず、必要に応じて被災地に派遣される。

活動拠点の選定は国及び県が調整する。

部隊の誘導など、受入れに必要な調整は静岡県警察本部が実施する。

2 警察による活動

他県等から派遣された警察災害派遣隊は、県警察本部長（または、活動地を管轄する警察署

長）の指揮下に入り、県内各市町で活動する。

警察災害派遣隊は、主に次の業務を実施する。

- ・情報収集
- ・避難誘導
- ・救出救助
- ・検視、死体調査及び身元確認の支援
- ・緊急交通路の確保及び自衛隊車両等の先導
- ・行方不明者の捜索
- ・治安維持
- ・被災者等への情報伝達
- ・被災地における活動に必要な通信の確保

第3節 消防

1 派遣要請

市長（警防本部）は、災害の状況及び本市の消防力を踏まえ、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、緊急消防援助隊の派遣を要請する。

派遣要請は、「静岡県緊急消防援助隊受援計画」第7第2項の規定に基づき、県知事に対し、速やかに電話により行う。

なお、派遣要請手続の詳細は、

- ・「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」
- ・「静岡市消防局受援計画」

による。

2 部隊の受入れ

警防本部は、派遣された緊急消防援助隊の受入れを行う。

受入れにあたっては、県をはじめとする関係機関と連携を図る。

応援部隊の進出拠点や宿営地の確保については、警防本部が各施設の管理者と調整する。

なお、応援受入手続の詳細は「静岡市消防局受援計画」による。

第4節 自衛隊

1 事前調整

総括部総括班は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、自衛隊の連絡員（リエゾン）の派遣について、静岡市の区域を管轄する陸上自衛隊第34普通科連隊（第3科）に連絡する。

2 派遣要請

市は、次に示す「派遣要請の3要件」を踏まえ、自衛隊の派遣要請の要否について判断する。

表1 派遣要請の3要件

緊急性	差し迫った必要性があること。
公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと。

市長（総括部総括班）は、自衛隊の派遣要請が必要であると判断した場合には、災害対策基本法第68条の3第1項の規定に基づき、県知事に対し、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。要求の際は、次の事項を示す。

- ・災害の情況及び派遣を要請する事由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域、活動内容
- ・その他参考となるべき事項

要求は文書により行う。

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等により口頭で行い、事後速やかに文書により要求する。

また、通信の途絶等により県知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の情況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊長に通知し、県知事にもその旨を速やかに通知する。

3 部隊の受入れ

総括部受援班は、自衛隊の連絡員（リエゾン）と協議を行い、被害状況及び周辺道路の状況等を踏まえ、救助活動拠点の選定など、受入れに必要となる事項の確認及び調整を行う。

また、部隊の受入体制は、「地域防災計画」共通対策編 第3章災害応急対策 第34節自衛隊派遣要請の要求計画による。

第5節 海上保安庁

1 派遣要請

市長（総括部総括班）は、災害応急対策を円滑に実施するにあたり海上保安庁による支援の必要があると判断した場合は、最寄りの海上保安庁の事務所に対し、電話等により口頭で支援を依頼する。

依頼の際は、次の事項を示す。

- ・災害の情況及び支援活動を要請する理由

- ・支援活動を必要とする期間
- ・支援活動を必要とする区域、活動内容
- ・その他参考となるべき事項

2 部隊の受入れ

部隊の誘導など、受入れに必要な調整は海上保安庁が実施する。

第6節 各部隊との情報共有

1 調整会議

総括部受援班は、市と各部隊等の情報共有及び活動調整を行うため、調整会議を開催する。調整会議では、要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等、各部隊の活動に必要な情報の共有を図るとともに、総合的な活動調整を行う。

第7節 無人航空機の飛行

1 無人航空機の運航方針

市は、大規模災害時に無人航空機を自ら運用し、又は運航を委託する場合、航空法その他関連法令等を遵守するとともに、次の事項に留意する。

- ア 航空法第132条の92の規定に基づく特例¹により、無人航空機を自ら運用し、又は運航を委託する場合は、原則として高度150m未満で飛行させること。
- イ 無人航空機と有人航空機が競合する空域では、救出活動等を実施する有人航空機の飛行を優先させること。

2 無人航空機の運航手順

市は、国土交通大臣が定める以下の空域で無人航空機を飛行させようとする場合、総括部情報班、警防本部のほか、当該空域を管轄する組織（空港の管理者及び国土交通省東京航空局等）と飛行計画（飛行範囲、高度、運航の安全確保等）の調整を行う。

¹ 災害発生時、国・地方公共団体の職員やこれらの団体から依頼を受けた者は、飛行の禁止空域、飛行の方法、第三者が立ち入った場合の措置、飛行計画、飛行日誌に関する航空法の規定の適用が除外される、というもの。

表2 国土交通大臣が定める空域の管理者及び連絡先

No.	国土交通大臣が定める空域	空域の管理者	連絡先
1	静岡ヘリポートの周辺	静岡市都市局都市計画部 交通政策課	054-221-1412
2	SBS静岡ヘリポートの周辺	株式会社静岡新聞社 総務局総務センター	054-284-8905

無人航空機を飛行させる各班は、国土交通省「ドローン情報基盤システム」(DIPS)により、飛行許可・承認申請を行う。

また、総括部情報班は、飛行計画を、「FUJISAN システム」又は電話、FAX 等を通じて県（本部指令部航空調整スタッフ）に報告する。

3 留意事項

無人航空機を飛行させようとする場合、飛行の開始から終了までの間、以下の事項に留意する。また、国土交通省の定める「航空法第132条の92の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」（資料編（20ページ））を遵守する。

- ア 有人航空機が接近した場合には、無人航空機の飛行を中止させ又は十分な距離を保ち飛行させる。
- イ プログラムによる飛行については、該当空域周辺で救援活動等を実施する関係機関の航空部隊等に対し、当該無人航空機に係る飛行情報について伝達が完了したことを確認した後に、飛行を実施する。
- ウ 機体の整備不良、無線電波の一時中断、プロペラ駆動用電池の消耗等で無人航空機が落下し、地上・水上の人や物件に被害を与えないよう留意する。

第3章 医療・福祉

本章では、医療分野及び福祉分野における各種応援の要請、受入体制並びに各機関の活動支援に関する事項を定める。

本章の詳細は、

- ・「静岡市医療救護計画」
- ・「大規模災害における保健師活動マニュアル」 等

による。

第1節 医療

1 保健医療活動チーム

(1) 派遣要請

保健福祉部医療救護班は、保健医療活動に関するニーズを集約する。

同班は、災害派遣医療チーム（DMAT）等、災害医療に関わる保健医療活動を行う各機関（以下、「保健医療活動チーム」という。）の派遣が必要と判断した場合は、県（中部方面本部健康福祉班）に対し、派遣を要請する。

要請は、「FUJISAN システム」を用いて行う。

本計画において、保健医療活動チームに含める機関は次のとおりとする。

- ・災害派遣医療チーム（DMAT）
- ・日本医師会災害医療チーム（JMAT）
- ・日本赤十字社の救護班（日赤救護班）
- ・独立行政法人国立病院機構（NHO）の医療班
- ・全日本病院医療支援班（AMAT）
- ・日本災害歯科支援チーム（JDAT）
- ・薬剤師チーム
- ・看護師チーム（災害支援ナース）
- ・災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）
- ・災害時感染制御支援チーム（DICT）
- ・保健師等チーム
- ・日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）

(2) 受入体制

保健医療活動チームの派遣に関する調整は、県（保健医療福祉調整本部）が一元的に行う。県が市への派遣を決定した場合、保健福祉部医療救護班は、以下に示す場所で受入れを行

う。

受入スペースが不足する場合は、急病センターを使用する。

表1 保健医療活動チームの受入場所

No.	区分	施設名	所在地
1	静岡支部	城東保健福祉エリア	葵区城東町 24-1
2	清水支部	清水保健福祉センター（※）	清水区渋川 2-12-1
3	—	急病センター	葵区柚木 1014

（※）令和8年（2026年）5月7日、「清水保健センター」に名称変更予定

（3）活動支援

保健福祉部医療救護班は、保健医療活動チームに対し、次の情報を提供する。

- ・救護所、救護病院等の医療救護施設の被災状況及び開設状況
- ・避難所等の被災状況及び開設状況
- ・医療ニーズに関する情報

また、同班は、受入場所及び活動場所の確保等を行い、保健医療活動チームの活動を支援する。

2 保健師

（1）派遣要請

保健福祉部医療救護班は、死者数、負傷者数、被害家屋数、ライフラインの状況等の被害状況及び地域医療機関の稼働状況等を踏まえ、保健師の派遣が必要と判断した場合は、県（中部方面本部健康福祉班）に対し、派遣を要請する。

要請は、「FUJISAN システム」を用いて行う。

（2）受入体制

県が市への派遣を決定した場合、保健福祉部医療救護班は、以下に示す場所で受入れを行う。

表2 応援派遣保健師の受入場所

施設名	所在地
城東保健福祉センター	葵区城東町 24-1

（3）活動支援

保健福祉部医療救護班は、応援派遣保健師に対し、活動に必要な情報を提供するとともに、

受入場所、活動場所及び必要な資機材を確保する。

3 医薬品等の確保

(1) 医薬品等の確保

保健福祉部医療救護班は、医療救護に必要な医薬品等について、県（中部方面本部）、薬剤師会、協定締結事業者等（ドラッグストア等）と連携し、その確保に努める。

また、医薬品等の確保にあたっては、災害薬事コーディネーター²の支援を受ける。

第2節 福祉

1 災害派遣福祉チーム（DWAT）

(1) 派遣要請

保健福祉部福祉総括班は、避難所等における要配慮者への福祉支援ニーズを集約する。

災害派遣福祉チーム（以下、「DWAT」という。）の派遣が必要と判断した場合は、県（健康福祉部要配慮者支援班）に対し、派遣を要請する。

要請は「FUJISAN システム」を用いて行う。

(2) 受入体制

DWAT の派遣に関する調整は、県及び県社会福祉協議会（県災害福祉広域支援ネットワーク事務局）が一元的に行う。

県が市への派遣を決定した場合、保健福祉部福祉総括班は、以下に示す場所で受入れを行う。

表3 DWAT の受入場所

No.	施設名	所在地
1	城東保健福祉エリア	葵区城東町 24-1
2	清水保健福祉センター（※）	清水区渋川 2-12-1

（※）令和8年（2026年）5月7日、「清水保健センター」に名称変更予定

(3) 活動支援

保健福祉部福祉総括班は、DWATとの情報共有及び活動調整を行うため、会議を定期的に開催し、要配慮者の所在情報等を提供するとともに、巡回先や活動内容の調整を行う。

また、同班は、DWATの受入れに関する情報を隨時、区本部を経由して各避難所に周知する。

² 被災地における医薬品、薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握及び調整等を行うため、都道府県が任命した薬剤師

2 災害リハビリテーション支援チーム（JRAT）

（1）派遣要請

保健福祉部地域リハビリテーション推進センター班は、災害リハビリテーション支援に関するニーズを集約する。

災害リハビリテーション支援チーム（以下、「JRAT」という。）の派遣が必要と判断した場合は、県（保健医療福祉調整本部）に対し、派遣を要請する。

要請は「FUJISAN システム」を用いて行う。

（2）受入体制

JRAT の派遣に関する調整は、県及び県災害リハビリテーション支援関連団体協議会が一元的に行う。

県が市への派遣を決定した場合、保健福祉部地域リハビリテーション推進センター班は、以下に示す場所で受入れを行う。

表 4 JRAT の受入場所

No.	施設名	所在地
1	城東保健福祉エリア	葵区城東町 24-1
2	清水保健福祉センター（※）	清水区渋川 2-12-1

（※）令和8年（2026年）5月7日、「清水保健センター」に名称変更予定

（3）活動支援

保健福祉部地域リハビリテーション推進センター班は、保健福祉部医療救護班（医療救護本部）と連携し、JRATに対し、活動に必要な情報を伝達するとともに、具体的な支援先等の活動内容について調整を行う。

また、同班は、市に派遣される JRAT の情報を確認し、その情報を隨時、区本部を経由して各避難所に周知する。

第4章 物資調達

本章では、大規模災害発生時における、国、県、協定締結事業者、地方公共団体等の関係機関からの物資の調達及び配布の流れ、並びに企業等から自発的に寄せられる物資(以下、「義援物資」という。)の取扱いについて定める。

本章の詳細は、(仮)「静岡市災害時物資供給マニュアル」による。

第1節 物資集積所の開設

保健福祉部救護物資班は、国、県、協定締結事業者、地方公共団体等の関係機関からの物資を受け入れるため、物資集積所を開設する。

総括部物資班は、物資集積所のうち、国から供給される物資を受け入れる拠点を1か所指定し、その開設状況を県(中部方面本部指令班)に報告する。

物資集積所の候補施設は別紙のとおりとする(資料編(31ページ))。

第2節 備蓄物資の提供

地区支部は、必要となる物資量を、区本部を経由して総括部物資班に報告する。

総括部物資班は、地区支部及び区本部から報告された内容を基に、避難所ごとの配分量を決定する。

保健福祉部救護物資班は、物資集積所において備蓄物資の仕分けを行う。

また、同班は、協定を締結している配送事業者(以下、「配送事業者」という。)に対し、物資集積所から各地区内の指定した避難所等への物資配送を要請する。

第3節 要請に基づく物資の調達

1 県等への提供要請

総括部物資班は、市が保有する備蓄物資の状況を踏まえ、外部からの物資調達が必要と判断した場合は、品目、数量、輸送先、必要な時期等を明らかにし、県、協定締結事業者等に対し、物資の提供を要請する。

2 受入と配送

総括部物資班は、県、協定締結事業者等から調達する物資の数量等を基に、各避難所等への配分量を決定するとともに、決定した内容を、保健福祉部救護物資班及び配送事業者に伝達する。

保健福祉部救護物資班は、市の物資集積所に配送された物資を受け入れるとともに、協定締結事業者等と連携し、物資の仕分けを行う。

また、同班は、配送事業者に対し、物資集積所から各地区内の指定した避難所等への物資配達を要請する。

第4節 義援物資の受入れ

総括部物資班は、企業等から寄せられる義援物資について、

- ・受入れを希望するもの
- ・受入れを希望しないもの

を整理し、その内容をリスト化するとともに公表する。

なお、個人からの義援物資は、混載物資の仕分けなど、多大な作業が必要になるため、原則として受け入れないことを周知する。

また、義援物資の受入場所は、物資集積所の候補施設（資料編（31ページ））の中から選定する。

第5節 プッシュ型支援物資の調達

1 プッシュ型支援の概要

南海トラフ地震の発生時、国は、国の具体計画に基づき、被災府県からの具体的な要請を待つことなく、必要と見込まれる物資を調達し、緊急輸送（以下、「プッシュ型支援」という。）を実施する。

プッシュ型支援により国が被災府県に供給する品目は次のとおりである。

- ・食料
- ・毛布
- ・乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク
- ・乳児・小児用おむつ
- ・大人用おむつ
- ・携帯トイレ・簡易トイレ
- ・トイレットペーパー
- ・生理用品

これら8品目（以下、「基本8品目」という。）のほか、段ボールベッド等の簡易ベッドやパテイション、冷暖房機器、衣類なども対象となる。

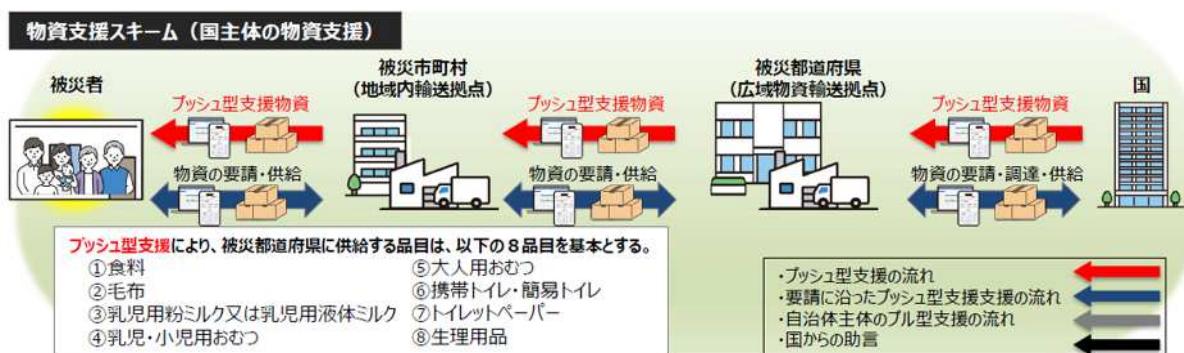


図1 プッシュ型支援のイメージ （出典）内閣府「災害時の物資支援について」

県は、県の広域支援計画に定める「プッシュ型支援物資配分計画」により、県内市町ごとの配分量を定めている。

同計画によると、本市には基本8品目が発災後4日目以降7日目まで配送される。配分計画の詳細は、別紙「プッシュ型支援物資配分計画」のとおりである（資料編（31ページ））。

総括部物資班は、発災時期や県広域物資輸送拠点³の開設状況等を踏まえ、プッシュ型支援物資の品目・数量・配送先等に関する調整を県と行う。

2 受入と配達

県（中部方面本部物資班）は、国から県広域物資輸送拠点（ツインメッセ静岡）に輸送された物資を受け入れるとともに、協定締結事業者等の協力を得て荷さばきを行う。

また、同班は、「プッシュ型支援物資配分計画」に基づき、市の物資集積所（資料編（31ページ））に配達する。

保健福祉部救護物資班は、市の物資集積所に配達された物資を受け入れるとともに、協定締結事業者等と連携し、仕分けを行う。

また、同班は、配達事業者に対し、物資集積所から各地区内の指定した避難所等への物資配達を要請する。

³ 国等から供給される物資を受け入れ、被災市町に向けて物資を送り出すために県が設置する拠点のこと。本市の場合は「ツインメッセ静岡」。

第5章 燃料供給・ライフライン

本章では、大規模災害発生時における燃料の確保、電気・ガス・通信事業者との相互協力及び情報共有、並びに上下水道施設の応急給水及び応急復旧に関する応援要請及び受入体制について定める。

第1節 燃料の確保

1 平時からの備え

市有施設を所管する各課は、平時から、最低3日間以上の発電及び給電が可能となる体制を確保するため、所管する施設・設備について、安全な場所への自家発電設備、燃料貯蔵設備及び蓄電池等の整備を進める。

また、燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の締結等により燃料確保策の多重化を図るとともに、定期的な点検及び訓練等の実施に努める。

2 重要施設への燃料供給

災害応急対策の実施のための重要施設（庁舎や救護病院等。施設一覧は資料編（33ページ））を所管する各班は、非常用電源の燃料を確保し、電力供給の継続を図るため、石油販売事業者等から必要な燃料の供給を受ける。

また、重要施設を所管する各班は、非常用電源の燃料の自力調達が困難となるおそれがある場合には、県（本部指令部ライフライン等調整スタッフ）に対し、燃料供給を要請する。

3 車両への燃料供給

財政部管財班は、中核給油所⁴（一覧は資料編（34ページ））を含む市内の給油所等の稼働状況及び燃料保有状況に関する情報を収集し、各班及び関係機関と共有する。

また、財政部管財班は、石油商業組合静岡支部との「災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書」（資料編（35ページ））に基づき、災害応急対策に従事する車両への燃料の優先供給について、給油所等に協力を要請する。

第2節 電気・ガス・通信事業者

1 事業者との相互協力

電気、ガス、通信事業者は、各事業者の計画等に基づき、施設及び設備の応急復旧その他の災害応急対策を実施する。

各事業者が災害時に担う主な業務内容は次のとおりである。

⁴ 自家発電設備や大型タンク等を備え、災害時に緊急車両への優先給油を実施する給油所。

表1 各事業者の災害時における主な業務内容

事業者名	災害時における主な業務内容
中部電力パワーグリッド株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における電力供給の確保 ・施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用しての広報 ・被災施設の調査及び復旧 等
静岡ガス株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握及び応急措置 ・災害時におけるガス供給の確保 ・需要家への広報 ・ガス設備の早期復旧 等
NTT 西日本株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関の重要通信の優先確保 ・被害施設の早期復旧 等
株式会社 NTT ドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係機関の重要通信の優先確保 ・被害施設の早期復旧 等

(出典)「地域防災計画」共通対策編及び各事業者への聞き取りにより作成

各班は、災害応急対策の実施にあたり、各事業者から市の所有する土地や建物等の使用について要請があった場合には、これに協力する。

2 事業者との情報共有

建設部建設班は、道路の通行可否及び復旧の見込みに関する情報を各事業者に提供する。

総括部情報班は、各事業者からライフラインの復旧状況や今後の見込みに関する情報の提供を受け、関係する各班と共有する。

なお、各事業者は、必要に応じて市に連絡員（リエゾン）を派遣する。

第3節 水道

1 派遣要請

上下水道部水道班は、被災状況等を踏まえ、応援要請の要否を判断する。

応援要請が必要と判断した場合、市長（上下水道部上下水道総括班）は日本水道協会静岡県支部に対し、応急給水及び応急復旧に係る応援水道事業体の派遣を要請する。

また、公営企業管理者（上下水道部上下水道総括班）は「19大都市水道局災害時相互応援に関する覚書」に基づき、応援幹事都市⁵に対し、先遣調査隊の派遣を要請する。

詳細は

⁵ 応援要請に関する連絡調整を行う大都市のこと。本市の場合は川崎市及び神戸市。

- ・「上下水道局 災害時応援要請・受入マニュアル」
- ・「静岡市上下水道局からの災害応援にあたってのお願い【水道編】（他事業体用）」による。

2 受入体制

上下水道部水道班は、受入施設の設置、資機材の調達等、受援に必要な準備を行うとともに、「受援シート」に基づき応援水道事業体を受け入れる。

また、応援水道事業体に対し、活動内容等について必要な説明を行う。

第4節 下水道

1 派遣要請

上下水道部下水道班は、発災後、処理場及び管路等、下水道施設の被災状況を調査し、他都市への応援要請の要否を判断する。

応援要請が必要と判断した場合、市長（上下水道部上下水道総括班）は「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に基づき、情報連絡総括都市⁶を経由し、他の大都市（東京都及び政令指定都市）に応援を要請する。

詳細は、「静岡市上下水道局 受援マニュアル【下水道編】」による。

2 受入体制

上下水道部下水道班は、応援に応じた大都市（以下、「応援都市」という。）と、担当者及び今後の連絡方法について調整する。

また、応援都市に対し、受入場所（集積基地）の位置、市内外の被災状況、道路状況、周辺施設の営業状況等、活動に必要な情報を提供する。

さらに、上下水道部下水道班は、関係機関（情報連絡総括都市、国土交通省、下水道事業団、支援都市等）との間で情報共有を図るための会議を開催し、調査及び復旧に関する方針並びに体制の調整を行う。

⁶ 応援に関する情報連絡の窓口となる大都市。本市が被災した場合は東京都。

第6章 他自治体等からの応援

本章では、国及び他の地方公共団体等（以下、「他自治体等」という。）からの応援の受入れに
関し、その体制、役割分担、受入れ手順及び対象業務について定める。

なお、他の章で個別に定める業務は、本章で対象とする業務から除く。

第1節 応援の体制

1 総務省応急対策職員派遣制度

総務省応急対策職員派遣制度は、総務省等の調整により、全国の地方公共団体が被災した市
区町村に応援職員を派遣する制度であり、「総括支援チーム」及び「対口支援チーム」により構
成される。

総括支援チーム

- ・災害マネジメント総括支援員（GADM）を中心とした3～5名で構成する。
- ・被災市区町村長の指揮下で、被災市区町村の災害マネジメント⁷を総括的に支援する。

対口支援チーム

- ・被災都道府県内及びその管内の市区町村からの応援職員だけでは対応が困難な場合に
おいて、被災市区町村ごとに都道府県または指定都市を原則として1対1で割り当て、
避難所運営や罹災証明書交付等の災害対応業務を応援する。

なお、南海トラフ地震の発生時には、県及び本市を含む県内市町に対し、「南海トラフ地震に
おける応急対策職員派遣制度アクションプラン」で定められた即時応援県市（富山県、岩手県、
仙台市）から応援職員等が派遣される。

2 他自治体等との相互応援協定等

（1）相互応援協定

他自治体等と相互に連携・協力し、速やかに災害対応を実施できるよう、本市が他自治体
等と締結した協定。

災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、市長は、相互応援協定に基づき、
協定市等に対し、又は地方自治法に基づき、他自治体に応援を求める。

相互応援協定の一覧は別紙（「地域防災計画」資料編5-1）を参照。

（2）広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

政令指定都市が連携し、被災地支援に取り組むための計画。

⁷ 被災市区町村長への助言、幹部職員との調整、被害状況や応援職員のニーズ把握、被災都道府
県をはじめとする関係機関及び総務省との連携などのこと。

全国を6の地域ブロックに分割し、被災市町村単位で政令指定都市による対口支援を行う。

（3）21大都市災害時相互応援に関する協定

災害時における大都市（東京都及び各政令指定都市）相互の救援・協力のための協定。

3 県・県内市町

（1）県市町支援機動班

県（本部指令部）が、被災した市町災害対策本部に対し派遣する職員。

派遣された市町を管轄する方面本部と連携し、市町における被害情報の収集、市町災害対策本部の運営等、市町が実施する災害応急対策全般の支援を行う。

（2）県内市町との各種協定

県中部地域の市町と締結した「災害時の相互応援に関する協定書」等、各種協定に基づき、災害時において、相互に応援を行う。

第2節 応援職員等の受入対応

本市が、前節に記載の体制に基づき応援職員等の受入れを行うにあたり、業務量の把握、府内調整、他自治体等への応援要請及び受入れの手順について定める。

なお、各班が個別の計画等に基づき他自治体等に応援職員等の派遣を要請する場合は、各班が定める手順等により行う。

1 平時からの整理

（1）受援対象業務の整理

ア 受援対象業務を所管する各課等

受援に備え、受援対象業務を所管する各課は、応援職員等に依頼する業務の内容や手順、応援職員等の活動場所などの情報を平時から「受援シート」（別冊2）に整理する。

2 災害時の対応

（1）情報集約

ア 総括部受援班

総括部受援班は、各班に、災害対応に必要な業務と従事者数を見積もるよう依頼する。

イ 各班

各班は、「受援シート」に基づき、災害対応に必要な業務と従事者数を見積もり、総括部受援班に報告する。

（2）庁内職員による応援

ア 総括部受援班

総括部受援班は、各班から収集した災害対応に必要な業務と従事者数に関する情報と「受援シート」に基づき、庁内職員による応援の必要性を検討する。

同班は、庁内職員による応援が必要と判断した場合、各班からの情報に基づき、庁内応援職員の調整・割当てを行う。

イ 各班

各班は、総括部受援班による応援職員の割当てに基づき、庁内応援職員の受入れ・派遣を行う。

（3）他自治体等への応援要請

ア 総括部受援班

総括部受援班は、各班から収集した災害対応に必要な業務と従事者数に関する情報及び「受援シート」に基づき、他自治体等への応援要請の必要性を検討する。

同班は、庁内職員による応援を行っても人員に不足が生じる場合など、他自治体等への応援要請が必要と判断したときは、応援要請先、要請人数等を調整する。

イ 各班

各班は、個別の計画等に基づき他自治体等に応援要請を行う場合、総括部受援班と情報共有を行う。

（4）受援の準備

ア 総括部受援班

総括部受援班は、県や協定締結団体を経由し、他自治体等に応援職員等の派遣を要請する。また、要請にあたっては、市への進出ルート、被災状況やライフラインの状況等の情報を提供する。

同班は、応援職員等の活動拠点（執務スペース）に不足が見込まれる場合、活動拠点を確保するため、国（静岡財務事務所）と未利用国有地等の借受けについて協議を行う。なお、災害時に利用可能な国有財産については別紙のとおりである（資料編（40 ページ））。

イ 各班

応援職員等を受け入れる各班は、「受援シート」に基づき、応援職員等の活動拠点（執務スペース）を確保するほか、業務に必要な資機材、各種マニュアル等を準備する。

静岡庁舎内における応援職員等の受入れが可能なスペースは、下表のとおりとする（図面

については、資料編（41 ページ）。

表1 静岡庁舎内における応援職員等の受入れが可能なスペース

No.	施設名	所在地	備考
1	茶木魚（食堂）	新館3階	応援職員執務スペース ※本館3階の使用優先順位 は、表の順序のとおり
2	静岡市民ギャラリー	本館1階	
3	第2委員会室		
4	第1委員会室		
5	議会特別会議室		
6	第1応接室		
7	第2応接室		
8	第3委員会室		
9	議場		

ウ 総務部職員厚生班

応援職員等の宿泊場所は、応援職員等を派遣する他自治体等が自ら確保することを原則とする。

総務部職員厚生班は、他自治体等において宿泊場所を確保できない場合の宿泊場所として、応援職員等が利用可能な宿泊場所の利用可否を確認する。また、必要に応じ宿泊場所を他自治体等に紹介できるよう、総括部受援班に宿泊場所の利用可否に関する情報を提供する。

宿泊場所の一覧は別紙のとおりとする（資料編（44 ページ））。

（5）受入・受援の実施

ア 総括部受援班

総括部受援班は、応援職員等を受け付けるとともに、関係する班への引継ぎを行う。

同班は、庁内全体の受援状況を取りまとめるとともに、必要に応じ、他自治体等と共有する。

同班は、他自治体等の連絡員（リエゾン）と本市の被災状況や被害状況、今後の方針や見通しなどに関する情報を共有するための会議を開催する。

イ 各班

応援職員等を受け入れる各班は、応援職員等に対し業務内容等を説明するほか、受援対象業務の実施状況を総括部受援班と共有する。

同班は、応援職員等に対し、定期的にミーティングを行うなど、業務内容の指示や情報共

有を行う。

（6）受援の終了

ア 各班

各班は、受援業務の進捗や人員の充足状況を踏まえ、応援の終了時期を検討する。また、応援の終了を決定した場合、各部は総括部受援班に報告する。

イ 総括部受援班

総括部受援班は、各班の報告を踏まえ、受援の終了を判断する。

（7）労務管理

総括部受援班は、応援職員等を受け入れる各班に対し、以下の事項に留意して労務管理を行うよう依頼する。

（ア）応援職員等の受入人数や活動場所等を把握し、受援状況の管理を行うこと

（イ）適切な従事シフトを作成するなど、応援職員等が過労等で心身の健康を害することのないよう留意すること

第3節 応援職員等による受援対象業務

本市が、他自治体等からの応援職員等を受け入れて実施する業務は、次のとおりとする。

また、各受援対象業務の主担当部署、業務の概要、流れ等は、「受援シート」に定める。

なお、災害の状況等によって、これら以外の業務についても応援職員等を受け入れる可能性がある。

1 災害マネジメント業務

総括支援チーム（対口支援団体）は、総括部総括班が行う災害対策本部の総括的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）及び本部運営支援業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・災害対策本部の運営に関する支援
- ・情報収集と共有
- ・外部機関等との調整

詳細は、「受援シート」（23 ページ）のとおりとする。

2 被災建築物の応急危険度判定業務

応急危険度判定士（自治体応援職員及び民間判定士）は、都市部建築対策総括班・民間建築対策班が行う被災建築物の応急危険度判定業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・防災拠点施設（救護病院、避難所、消防署等）の応急危険度判定業務
- ・民間住宅及び分娩・透析医療施設の応急危険度判定業務
- ・判定コーディネーター業務

詳細は、「受援シート」（25・27 ページ）のとおりとする。

3 被災宅地危険度判定業務

被災宅地危険度判定士（自治体応援職員）は、都市部都市計画支援班が行う被災宅地危険度判定業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・判定業務（判定が必要な地域の抽出、判定活動）
- ・復旧業務

詳細は、「受援シート」（29 ページ）のとおりとする。

4 避難所運営業務

自治体応援職員は、地区支部が行う避難所の開設・管理・運営業務、被災者に対する情報提供、物資供給等を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・避難所の運営
- ・物資の管理、配布
- ・在宅、車中泊等の被災者への支援
- ・被災者への生活支援等の情報発信

詳細は、「受援シート」（31・33・35 ページ）のとおりとする。

5 遺体収容所管理業務

県警察本部、医師会、歯科医師会、葬祭事業者、自治体応援職員は、保健福祉部医療救護班が行う遺体収容所の管理業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・収容所の開設・運営
- ・検視・検案業務
- ・身元確認業務
- ・資機材等の確保

- ・遺体の輸送

詳細は、「受援シート」(37 ページ) のとおりとする。

6 物資に係る業務

自治体応援職員は、総括部物資班ほか物資の調達・配布に関する各班が行う物資の調達及び受入れ、被災者への配布等の業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・市備蓄物資の提供（物資の仕分・配送）
- ・プッシュ型支援物資の受入れ・配送（物資の受入れ・配送）
- ・プル型支援物資の受入れ・配送

詳細は、「受援シート」(15 ページ) のとおりとする。

7 災害廃棄物収集運搬業務・災害廃棄物仮置場運営業務・公費解体業務

自治体応援職員、(公社) 静岡県産業廃棄物処理業協同組合は、環境部環境総括班ほか災害廃棄物の処理に関する各班が行う災害廃棄物の収集運搬・仮置場の運営・公費解体業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・災害廃棄物収集運搬業務（災害廃棄物の収集と仮置場への運搬）
- ・仮置場の運営（必要な場内管理、周辺住民への対応）
- ・公費解体申請及び受付（窓口での市民対応）

詳細は、「受援シート」(41・43・45 ページ) のとおりとする。

8 住家の被害認定調査業務・罹災証明書の交付業務・交付後の相談業務

自治体応援職員等は、財政部調査総括班及び区調査班が行う、被害認定調査業務及び罹災証明書の交付業務を応援する。

また、県土地家屋調査士会は、財政部調査総括班が行う罹災証明書交付後の相談業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・住家の被害認定調査（現地調査）
- ・罹災証明書交付後、被災住民等から寄せられた相談への対応

詳細は、「受援シート」(47 ページ) のとおりとする。

9 被災者支援業務

県災害対策土業連絡会から派遣される弁護士や司法書士、行政書士等の専門職（状況に応じ自治体応援職員を含む。）は、市民部生活相談班が行う、被災者生活再建のための相談業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・広報資料の作成・更新
- ・Q&Aの作成・更新
- ・相談対応
- ・相談状況の確認・フォロー

詳細は、「受援シート」（49 ページ）のとおりとする。

10 公共土木施設災害応急対策業務

協定締結事業者、国土交通省の連絡員（リエゾン）、TEC-FORCE（必要に応じ、自治体応援職員を含む。）は、建設部建設班が行う公共土木施設（建設部所管）の災害応急対策業務を応援する。

応援職員等に要請する主な業務

- ・被害状況の調査
- ・応急復旧準備
- ・災害査定準備

詳細は、「受援シート」（51 ページ）のとおりとする。

第7章 ボランティア

本章では、被災者支援を目的とした災害ボランティアの受入れ体制及びその活動支援に関する事項を定める。

なお、災害ボランティア本部の詳細な組織体制や運営方法については、「災害ボランティア本部設置・運営マニュアル」による。

第1節 ボランティアによる受援

1 災害ボランティア本部の設置と運営

市民部市民生活総括班は、市、(福)静岡市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）、災害ボランティアコーディネーター等で構成する「災害ボランティア本部災害時運営連絡会」⁸を開催し、災害ボランティアの受入れが必要と判断した場合には、市民局次長を本部長として災害ボランティア本部を設置する。

また、同班は、災害ボランティア本部の運営に関する事務を、市社協に委託する。

2 災害ボランティア本部の役割

災害ボランティア本部は、次に掲げる業務を行う。

- ・災害ボランティアの受入れ
- ・被災者ニーズの受付
- ・災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整及び活動内容の指示
- ・情報収集及び情報発信並びに関係機関との連絡調整
- ・その他、本部の運営に必要な業務

3 災害ボランティア本部の構成

災害ボランティア本部は、対外的な交渉窓口となる災害ボランティア情報渉外センター及び、各区において自治会、各種団体等との窓口となる地区災害ボランティアセンターにより構成される。

災害ボランティア情報渉外センター及び地区災害ボランティアセンターの設置場所は、被害状況等に応じて、別紙（資料編（46 ページ））に定める施設の中から選定する。

4 市と災害ボランティア本部との連携

市民部市民生活総括班は、必要に応じ職員を連絡調整員として災害ボランティア情報渉外センターに配置し、市の被害情報の提供、市管理施設の利用調整等について、災害ボランティア本部と情報交換及び協議を行う。

⁸ ただし、同会を開催するいとまがないときは、市社協と協議のうえ、災害ボランティア本部を設置し、これを運営する。

5 災害ボランティア活動に関する情報の提供及び必要な資機材の提供

市民部市民生活総括班は、災害ボランティア本部の円滑な運営を図るため、次に掲げる災害ボランティア活動に必要な情報を災害ボランティア本部（市社協）に提供する。

- ・ライフライン及び公共交通機関の復旧状況
- ・交通規制の状況
- ・行政施策の動向
- ・ボランティアの宿営地として適当な場所・施設の候補 等

また、市民部市民生活総括班は、災害ボランティア本部等における活動に必要な資機材の提供に努める。

静岡市受援計画

別冊1 資料編

※令和8年1月時点
内容の一部に関し、関係機関と調整中です。

内容

進入経路の確保	1
1 緊急輸送ルート	2
2 道路啓開マップ	6
3 道路啓開におけるブロック拠点・支所	8
4 拠点ヘリポート	9
(1) 拠点ヘリポート（静岡市内に所在するもの）	9
(2) 災害拠点病院用ヘリポート（静岡市内に所在するもの）	9
救出救助	10
1 警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地	11
2 救助活動拠点候補地の配置図	14
(1) 静岡市西ヶ谷総合運動場	14
(2) 駿府城公園	15
(3) 静岡県草薙総合運動場	16
(4) 清水庵原球場	17
3 競輪場駐車場の配置図	18
4 航空法第132条の92の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン	20
医療・福祉	23
1 医療・福祉分野における応援機関の名称・静岡市の担当課・要請先	24
2 救護病院一覧	25
3 救護所一覧	26
物資調達	30
1 物資集積所の候補施設	31
2 県広域支援計画におけるプッシュ型物資配分計画（本市関係分）	31
燃料供給・ライフライン	32
1 燃料供給および電力・ガスの臨時供給等が必要な重要施設一覧表（対外非公表）	33
2 中核給油所（対外非公表）	34
3 災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書	35
他自治体等からの応援	39
1 災害時に利用可能な国有財産（対外非公表）	40
2 静岡庁舎における応援職員受入スペース	41
3 応援職員等の宿泊場所	44
ボランティア	45
1 災害ボランティアセンター等の設置場所	46

進入経路の確保

1	緊急輸送ルート	2
2	道路啓開マップ	6
3	道路啓開におけるブロック拠点・支所	8
4	拠点ヘリポート	9
	(1) 拠点ヘリポート（静岡市内に所在するもの）	9
	(2) 災害拠点病院用ヘリポート（静岡市内に所在するもの）	9

1 緊急輸送ルート

緊急輸送ルート 中部地域局管内 市町役場

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りの IC(東名高速)			最寄りの IC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
中部	1	静岡県庁	静岡市葵区追手町9-6	34.97682	138.38297	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(主)井川湖御幸線→(市)城内3号線	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線→(主)井川湖御幸線→(市)城内3号線
中部	3	静岡市役所	静岡市葵区追手町5-1	34.975401	138.383268	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線(1次)→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(主)井川湖御幸線(2次)	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線→(主)井川湖御幸線(2次)

(出典) 県広域受援計画 資料編より抜粋

緊急輸送ルート 中部地域局管内 災害拠点病院

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りの IC(東名高速)			最寄りの IC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート
中部	1	静岡県立総合病院	静岡市葵区北安東4丁目27-1	35.00424	138.38767	清水 IC	10	(国)1号BP(1次)→(市)千代田麻機線→(市)北安東8号線	新静岡 IC	6	(主)山脇大谷線[74](1次)→(国)1号BP(1次)→(市)千代田麻機線→(市)北安東8号線
中部	2	静岡市立静岡病院	静岡市葵区追手町10-93	34.977904	138.379578	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(市)中町長谷通線	新静岡 IC	7	(主)山脇大谷線[74]→(主)井川湖御幸線[27](2次)→(市)中町長谷通線
中部	3	静岡市立清水病院	静岡市清水区宮加三1231	34.983073	138.49097	清水 IC	7	(国)1号BP(1次)→(主)清水停車場線[54](1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線[197]→(一)駒越富士見線[198](2次)	清水いはら IC	12	(市)山切15号線→(市)庵原町杉山2号線→(主)清水富士宮線[75](1次)→(国)1号BP(1次)→(主)清水停車場線[54](1次)→(国)1号(1次)→(一)入江富士見線[197](2次)→(一)駒越富士見線[198](2次)
中部	4	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	34.976669	138.380865	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(主)井川湖御幸線[27](2次)	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線[74]→(主)井川湖御幸線[27](2次)
中部	5	静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿1丁目1-1	34.975654	138.412352	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線[84](1次)→(市)丸子池田線→(市)宮前大谷線	新静岡 IC	9	(主)山脇大谷線[74](1次)→(国)1号(1次)→(市)東静岡南北線→(一)静岡草薙清水線→宮前大谷線

(出典) 県広域受援計画 資料編より抜粋

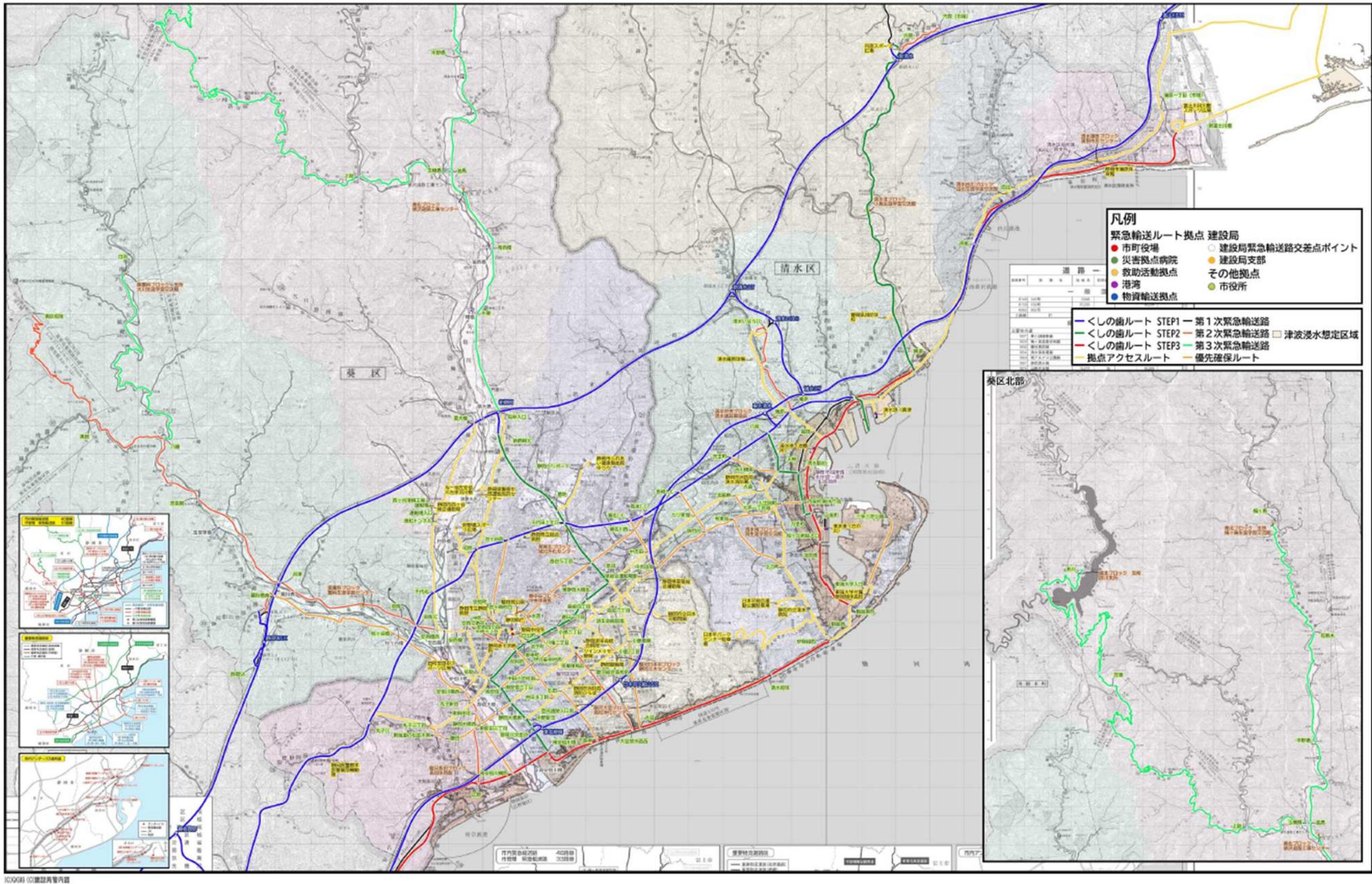
緊急輸送ルート 中部地域局管内 救助活動拠点

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りの IC(東名高速)				最寄りの IC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	ルート	IC名	距離	ルート	
中部	1	静岡県警察中部運転免許センター	静岡市葵区与一六丁目 16-1	35.017011	138.371811	静岡 IC	10	(主)中島安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→市道	新静岡 IC	3	(主)井川湖御幸線(2次)→市道	
中部	2	狩野橋スポーツ広場	静岡市葵区与一4丁目地先	35.007039	138.362708	静岡 IC	11	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→(国)1号 BP→(一)大川静岡線→市道	新静岡 IC	7	(主)井川湖御幸線(2次)→(国)1号 BP→(一)大川静岡線→市道	
中部	3	静岡市西ヶ谷総合運動場	静岡市葵区西ヶ谷 8-1	35.013142	138.353544	静岡 IC	12	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→(一)静岡環状線→(国)362号→(主)梅ヶ島温泉昭和線→市道	新静岡 IC	6	(主)井川湖御幸線(2次)→(主)山脇大谷線(1次)→(主)梅ヶ島温泉昭和線→市道	
中部	4	与一地先安倍川左岸河川敷	静岡市葵区与一六丁目地先	35.018206	138.371032	静岡 IC	10	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→市道	新静岡 IC	3	(主)井川湖御幸線(2次)→市道	
中部	5	静岡市ふれあい健康増進館ゆらら	静岡市葵区南沼上 1379-1	35.026271	138.411351	清水 IC	11	(国)1号→(主)山脇大谷線(1次)→市道	新静岡 IC	6	(主)山脇大谷線(1次)→市道	
中部	6	駿府城公園	静岡市葵区駿府公園 1-1	34.9811	138.384473	静岡 IC	7	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→(一)静岡環状線→市道	新静岡 IC	8	(主)井川湖御幸線(2次)→(一)静岡環状線→市道	
中部	7	静岡県草薙総合運動場	静岡市駿河区栗原 19-1	34.991463	138.431268	清水 IC	10	(国)1号(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(主)山脇大谷線(1次)→(一)静岡草薙清水線	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線(1次)→(一)静岡草薙清水線	
中部	8	静岡県警察本部警備部機動隊	静岡市駿河区丸子 6915-8	34.93793	138.316629	静岡 IC	9	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)	新静岡 IC	13	(主)井川湖御幸線(2次)→市道→(国)1号 BP(1次)	
中部	9	静岡競輪場	静岡市駿河区小鹿 2-9	34.969443	138.420707	静岡 IC	5	(主)中島南安倍線(1次)→市道	新静岡 IC	8	(主)山脇大谷線(1次)→市道	
中部	10	静岡市立日本平動物園	静岡市駿河区池田 1767-1	34.980617	138.437369	静岡 IC	8	(主)中島南安倍線(1次)→市道(南中央通り)(2次)→(主)山脇大谷線(1次)→(一)静岡草薙清水線→市道	新静岡 IC	9	(主)山脇大谷線(1次)→(一)静岡草薙清水線→市道	
中部	11	富士川河川敷スポーツ広場	静岡市清水区蒲原東地先	35.128391	138.627178	富士 IC	9	(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道	新富士 IC	12	(国)139号(1次)→(一)田子の浦港富士インター線(1次)→(一)富士停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道	
中部	13	静岡県消防学校	静岡市清水区谷津町一丁目 577-1	35.069859	138.518028	清水 IC	8	(国)1号(1次)→(国)52号(1次)→市道	新清水 IC	12	(国)52号(1次)→市道	
中部	14	清水庵原球場	静岡市清水区庵原町 3000	35.057328	138.469998	清水 IC	3	(国)1号(1次)→(主)清水富士宮線(1次)→市道	清水いはら IC	2	(主)清水富士宮線(県道 75号)(1次)	
中部	15	宍原スポーツ広場	静岡市清水区宍原 185-1	35.150039	138.52306	清水 IC	18	(国)1号(1次)→(国)52号(1次)	新清水 IC	1	(国)52号(1次)	

中部	16	静岡市蒲原体育館	静岡市清水区蒲原新 田1-21-1	35.150039	138.52306	富士 IC	12	(一)田子の浦港富士イタ線(1次)→(一)富士停車場 線(1次)→(一)富士由比線(2次)	清水いはら IC	19	(主)清水富士宮線(県道75号)(1次)→(国)1号 (1次)→(一)富士由比線(県道396号)(2次)
----	----	----------	----------------------	-----------	-----------	----------	----	--	----------	----	---

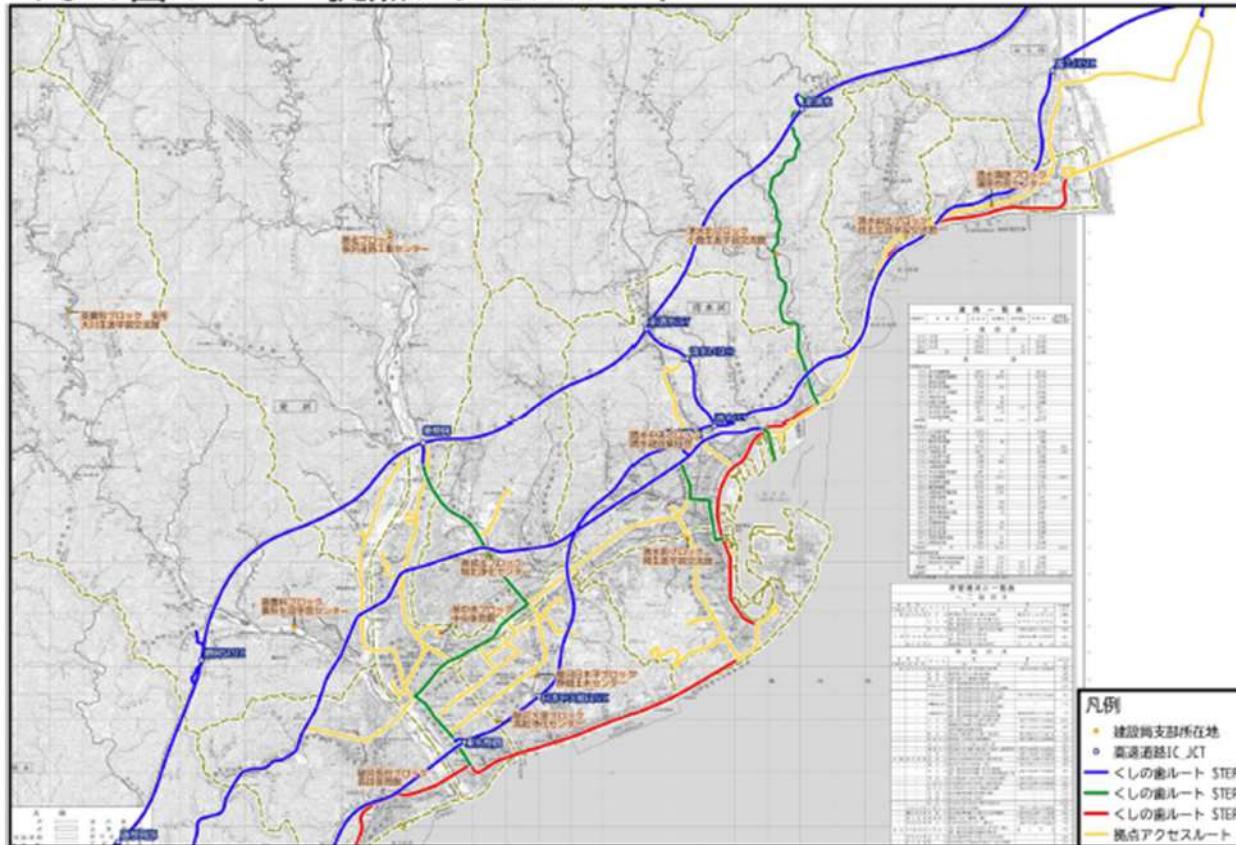
(出典) 県広域受援計画 資料編より抜粋

道路啓開マップ

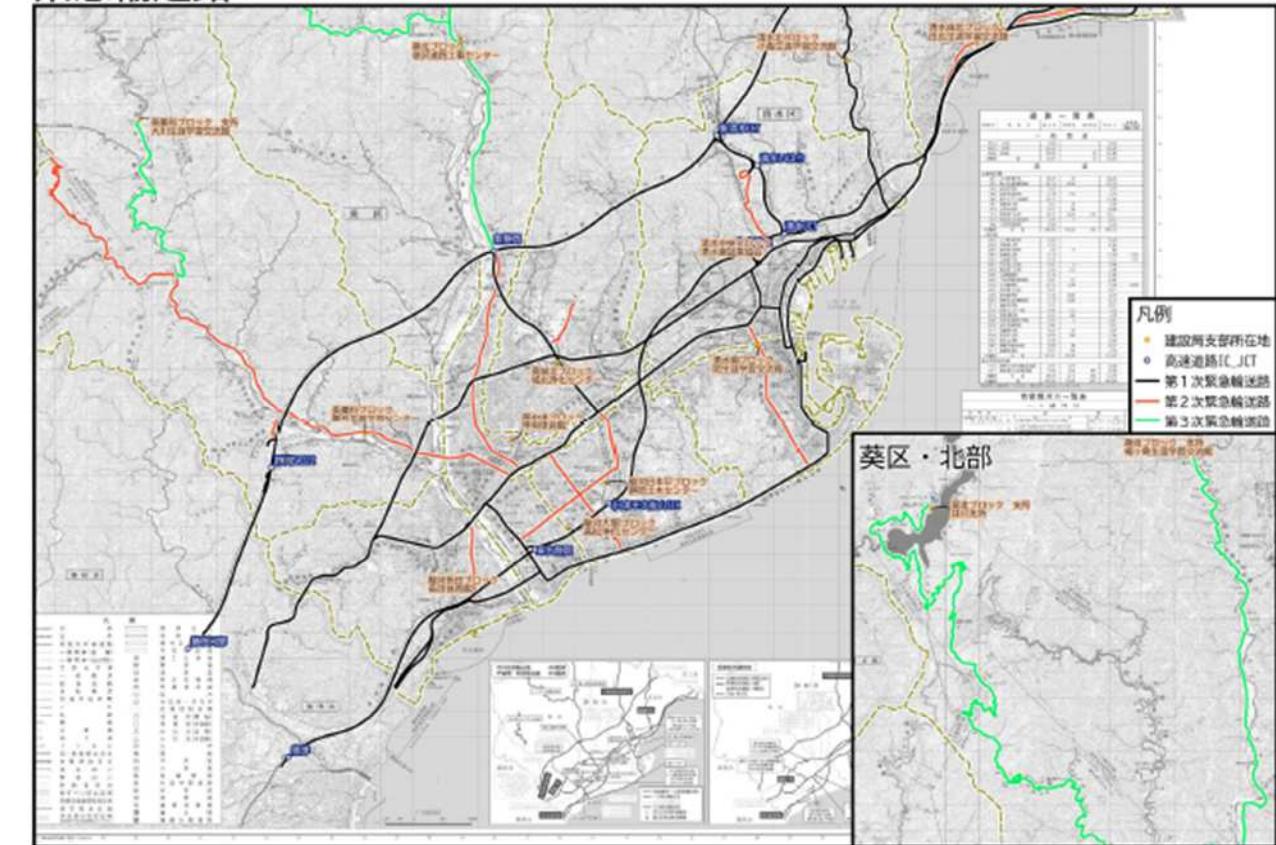


(出典) 建設局作成資料

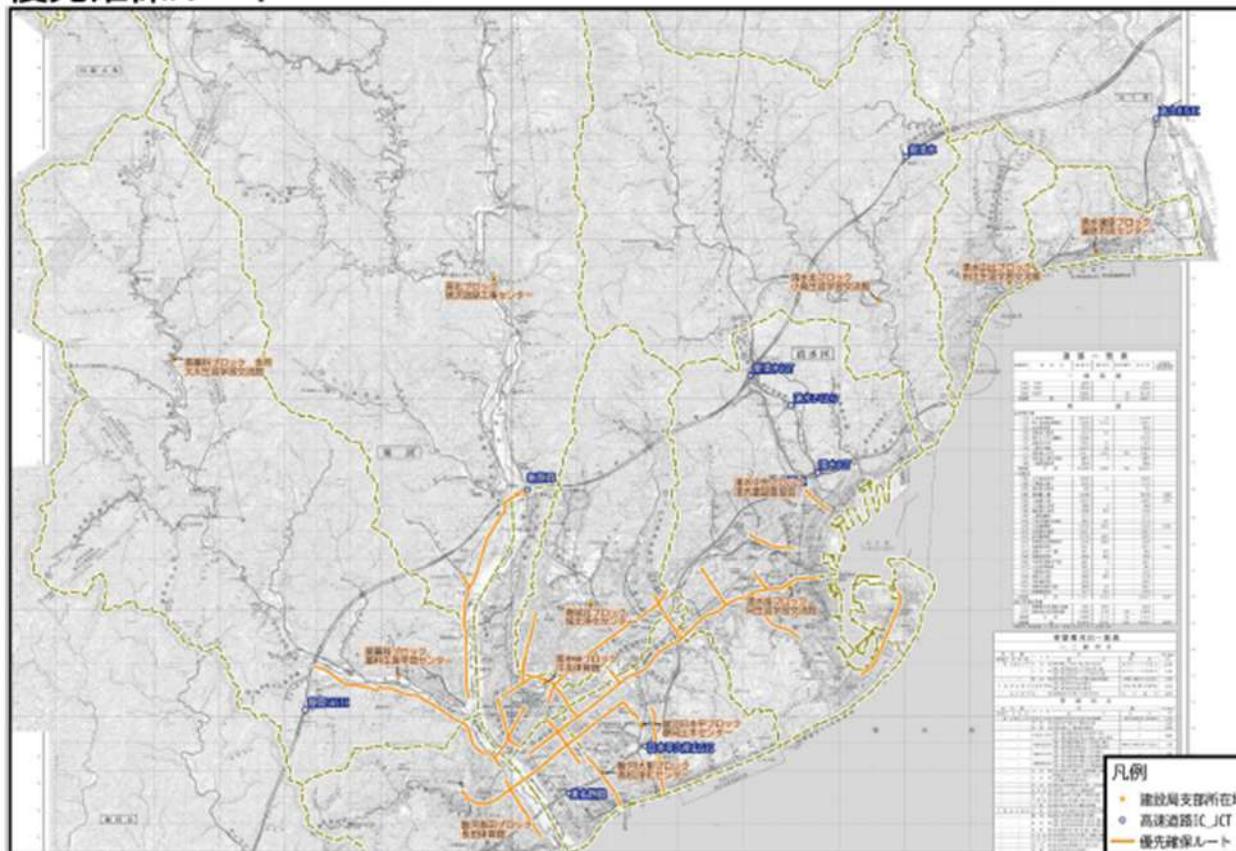
くしの歯ルート・拠点アクセスルート



緊急輸送路



優先確保ルート



道路啓開ルートは下記の通りである。尚、ルートは重複している路線もある。

- くしの歯ルート (STEP 1～3)
 - ・・・南海トラフ巨大地震発生時に優先的に道路啓開を行う道路
- 拠点アクセスルート
 - ・・・人命救助及び物資輸送のためにアクセスすべき拠点までのルート
- 緊急輸送路 (1次～3次)
 - ・・・災害発生時の緊急輸送活動を実施するために必要な道路として静岡県知事が指定し、地域防災計画に定めたルート
- 優先確保ルート
 - ・・・啓開すべき道路が通行不可の場合に迂回ルートとして検討する道路

3 道路啓開におけるブロック拠点・支所

No.	ブロック名	集合場所	所在地	連絡先
1	葵城北ブロック	城北浄化センター	葵区加藤島 1-1	054-261-2981
2	葵中央ブロック	中央体育館	葵区駿府町 2-80	054-255-1010
3	葵藁科ブロック	藁科生涯学習センター	葵区羽鳥本町 5-9	054-278-4141
4	大川支所	大川生涯学習交流館	葵区日向 10	054-291-2002
5	葵北ブロック	俵沢道路工事センター	葵区俵沢 82-1	054-294-1131
6	梅ヶ島支所	梅ヶ島生涯学習交流館	葵区梅ヶ島 1309	054-269-2002
7	井川支所	井川支所	葵区井川 656-2	054-260-2211
8	駿河大里ブロック	高松浄化センター	駿河区登呂 5-3-1	054-282-2200
9	駿河日本平ブロック	静岡土木センター	駿河区小鹿 85-1	054-281-1479
10	駿河長田ブロック	長田コミュニティ 防災センター	駿河区鎌田 574-1	-
11	清水南ブロック	岡生涯学習交流館	清水区桜が丘町 7-1	054-354-1350
12	清水中央ブロック	(一社)清水建設業協会	清水区庵原町 149-6	054-364-5636
13	清水北ブロック	小島生涯学習交流館	清水区但沼町 284-1	054-393-2053
14	清水由比ブロック	由比生涯学習交流館	清水区由比北田 457-1	054-376-0511
15	清水蒲原ブロック	蒲原市民センター	清水区蒲原新田 1-21-1	054-385-7700

(出典) 建設局「『土木分野における災害協定』締結業者大規模災害時対応マニュアル」により作成

4 拠点ヘリポート

(1) 拠点ヘリポート（静岡市内に所在するもの）

No.	ヘリポートの名称	管理者	連絡先
1	県営草薙総合運動公園 球技場	静岡県草薙総合運動場 公園管理事務所	054-261-9265
2	富士川河川敷 スポーツ広場（富士川右 岸国道1号バイパス北）	静岡市 スポーツ振興課	054-221-1071

（出典）県広域受援計画資料編により作成

(2) 災害拠点病院用ヘリポート（静岡市内に所在するもの）

No.	病院名	ドクターへリ 中型ヘリ	ヘリポートの名称	管理者	連絡先
1	静岡県立総合病院	ドクターへリ	(屋上ヘリポート)	(病院)	054-247-6111
2		中型ヘリ (応援部隊等)	県立中央高校	静岡県	054-209-2431
3	静岡市立静岡病院	ドクターへリ	駿府城公園	静岡市 公園建設管理課	054-221-1433
		中型ヘリ (応援部隊等)	(同上)	(同上)	(同上)
4	静岡市立清水病院	ドクターへリ	日本平運動公園	静岡市 スポーツ振興課	054-221-1283
		中型ヘリ (応援部隊等)	(同上)	(同上)	(同上)
5	静岡赤十字病院	ドクターへリ	駿府城公園	静岡市 公園建設管理課	054-221-1433
		中型ヘリ (応援部隊等)	(同上)	(同上)	(同上)
6	静岡済生会総合病院	ドクターへリ	(屋上ヘリポート)	(病院)	054-285-6171
7		中型ヘリ (応援部隊等)	競輪場駐車場	静岡市 公営競技事務所	054-283-3205

（出典）県広域受援計画資料編により作成

救出救助

1	警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地	11
2	救助活動拠点候補地の配置図	14
(1)	静岡市西ヶ谷総合運動場	14
(2)	駿府城公園	15
(3)	静岡県草薙総合運動場	16
(4)	清水庵原球場	17
3	競輪場駐車場の配置図	18
4	航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン	20

1 警察、消防、自衛隊の救助活動拠点候補地

調整中

※消防は、「一次進出拠点（◎）」、「二次進出拠点（○）」

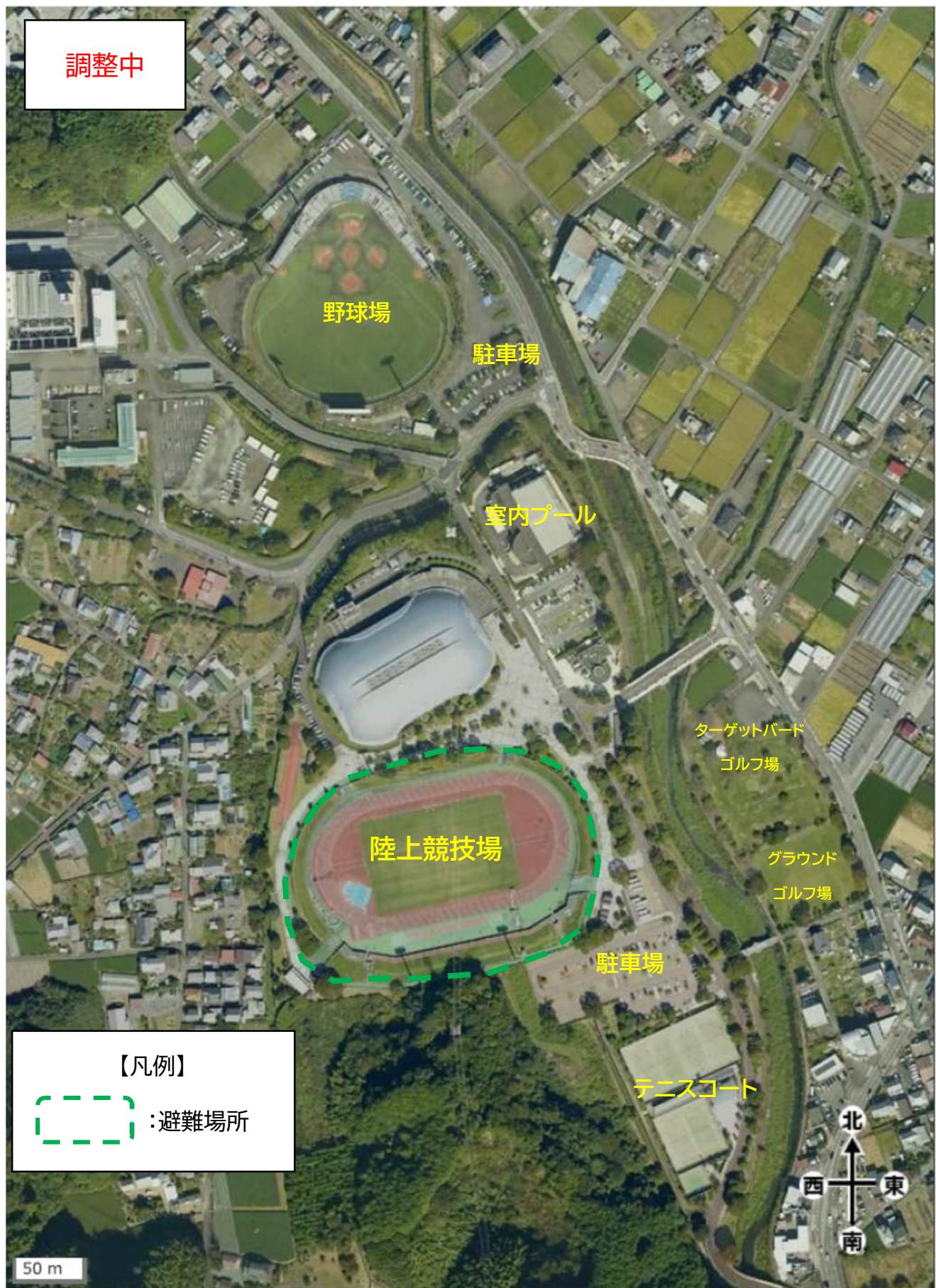
管理番号	市町名（コード順）	拠点名称	所在地		管理者情報		施設面積 (単位: m ²)	救助活動拠点の使用区分(※)				使用を想定する部隊名 (自衛隊のみ)	所轄 警察署	管轄 消防本部	○拠点の状況 ○応援部隊の意見 ○危機管理局の意見 ○市町の意見
			住所	緯度（上段） 経度（下段） (車両進入点)	施設管理者	連絡先		合計	警察	消防	自衛隊	ヘリポート			
中部-1	静岡市葵区	静岡県警察 中部運転免許センター	与一六丁目 16-1	35.009034 138.364155	静岡県 警察本部	中部運転免許センター 054-273-2221	40,000	○			現地 (大)		静岡中央 警察署	静岡市 消防局	駐車場は道路を挟み2か所。隣接地 に現地HP
中部-2	静岡市葵区	与一地先安倍川左岸河川敷	与一六丁目 地先	35.009034 138.364155	国土交通省	静岡河川事務所 安倍川出張所 054-250-8102	32,500		◎		現地 (大)		静岡中央 警察署	静岡市 消防局	中型ヘリ3機が同時に駐機可能なヘ リポートを設置、ヘリポート以外の グラウンド(25,000 m ²)は活動拠点 として使用可能
中部-3	静岡市葵区	狩野橋スポーツ広場 (安倍川左岸)	与一4丁目 地先	35.007039 138.362708	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	30,000			○		第34普通科連隊	静岡中央 警察署	静岡市 消防局	
中部-4	静岡市葵区	田町安倍中スポーツ広場 (安倍川左岸)	葵区田町7 丁目地先	34.964904 138.365756	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	200			○		第34普通科連隊	静岡中央 警察署	静岡市 消防局	静岡市周辺を飛行する航空機に対す る管制助言、駿府城公園ヘリポート に対する航空機に対し進入助言を行 う移動型航空管制レーダを設置
中部-5	静岡市葵区	静岡市西ヶ谷総合運動場	西ヶ谷8-1	35.013142 138.353544	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	10,000			○		第34普通科連隊	静岡中央 警察署	静岡市 消防局	野球場、TBゴルフ場、Gゴルフ場、 テニスコート、及び陸上競技場のう ち芝生部分を宿营地として使用。駐 車場は第1、第2及び野球場周りに 分散 東海地震単独の際に第32普通科連隊 が葵区に転用された場合の活動拠点
中部-6	静岡市葵区	静岡市ふれあい健康増進館 ゆらら	南沼上1379 -1	35.026271 138.411351	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	5,000	○					静岡中央 警察署	静岡市 消防局	南西方向350m(直距離)に静岡HP
中部-7	静岡市葵区	駿府城公園	駿府公園1-1	34.981100 138.384473	静岡市	公園整備課 054-221-1121	5,000			○	現地 (中)	第34普通科連隊	静岡中央 警察署	静岡市 消防局	公園北東部は発掘調査中。公園の南 東部を自衛隊宿营地、北東部を拠点 ヘリポートとして使用 広域避難地 のため、発災後しばらくは使用不可

中部 -8	静岡市 駿河区	静岡県草薙総合運動場	栗原 19-1	34.991463 138.431268	静岡県	静岡県草薙総合運動場 054-261-9265	26,400	○	拠点 (大)	第 34 普通科連隊	静岡南 警察署	静岡市 消防局	広域物資輸送拠点（代替拠点）のため、調整が必要となる。 「このはなアリーナ」、陸上競技場及び周辺の駐車場はツインメッセ静岡（県広域物資輸送拠点）の代替拠点、 補助競技場及び野球場等は広域避難地 東海地震単独の際に第 1 空挺団が駿河区に転用された場合の活動拠点
中部 -9	静岡市 駿河区	静岡県警察本部警備部 機動隊	丸子 6915-8	34.937930 138.316629	静岡県 警察本部	静岡県警察本部警備部 機動隊 054-268-5288	22,000	○			静岡南 警察署	静岡市 消防局	
中部 -10	静岡市 駿河区	静岡競輪場	小鹿 2-9	34.969443 138.420707	静岡市	公営競技事務所 054-283-3205	15,000	◎			静岡南 警察署	静岡市 消防局	あおい会館（宿舎）が宿営場所 市の計画では緊援隊集結地で自衛隊 集結候補地ではないため、自衛隊予備は削除した。
中部 -11	静岡市 駿河区	静岡市消防局 消防ひろば	南八幡町 10-30	34.961028 138.404764	静岡市	財産管理課 054-280-0134	4,596	○			静岡南 警察署	静岡市 消防局	
中部 -12	静岡市 駿河区	静岡市立日本平動物園 駐車場	池田 1767-1	34.981195 138.438989	静岡市	日本平動物園 054-262-3251	15,500	○			静岡南 警察署	静岡市 消防局	4か所に分散（計約 1,000 台）、第 3 駐車場が最大 市の計画では緊援隊集結地で自衛隊 集結地ではないため、自衛隊予備を削除した。
中部 -13	静岡市 清水区	富士川河川敷スポーツ広場 (富士川右岸)	蒲原東地先	35.125713 138.626786	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	162,000	○	○	第 34 普通科連隊	清水 警察署	静岡市 消防局	近隣の富士川緑地公園が拠点 HP
中部 -14	静岡市 清水区	静岡市消防局 清水消防署	東大曲町 6-8	35.022283 138.472997	静岡市	財産管理課 054-280-0134	2,809	○			清水 警察署	静岡市 消防局	駐車場は民間施設を使用
中部 -16	静岡市 清水区	静岡県消防学校	谷津町一丁目 577-1	35.069859 138.518028	静岡県	静岡県消防学校 054-369-1190	14,273	◎			清水 警察署	静岡市 消防局	
中部 -17	静岡市 清水区	日本平総合運動公園駐車場	村松 3880-1	34.984329 138.480036	静岡市	都市計画事務所 054-354-2235	14,000		○	第 34 普通科連隊	清水 警察署	静岡市 消防局	
中部 -18	静岡市 清水区	日本平パークセンター 駐車場	草薙 597-8 地先	34.974460 138.464904	静岡県 民間	静岡県文化観光部観光 政策課施設班 054- 221-3528 (株)静岡鉄道 鉄道部 054-334-2026 FAX1847	(使用する地 域は別紙を 参照)		○	東部方面通信隊 第 1 師団 東北方面隊 第 9 師団	清水 警察署	静岡市 消防局	自衛隊の中継装置は日本平デジタル タワー放送所周辺に設置、電波発射 にあたっては、放送所幹事社に調整 必要（幹事社については、危機対策 課に確認すること）。

中部 -19	静岡市 清水区	清水庵原球場	庵原町 3000	35.057328 138.469998	静岡市	静岡市振興公社 054-361-1189	調整中 8,000	○	第 34 普通科連隊	清水警 察署	静岡市 消防局	多目的広場。野球場も使用可能。電 気等は野球場に付属 国道 52 号線（中部横断自動車道）を 利用して進出する場合の経由と集結 を兼ねた地点。
中部 -20	静岡市 清水区	静岡市蒲原体育馆	蒲原新田 1- 21-1	35.150039 138.52306	静岡市	スポーツ振興課 054-221-1071	810	○				(出典) 県広域受援計画 資料編

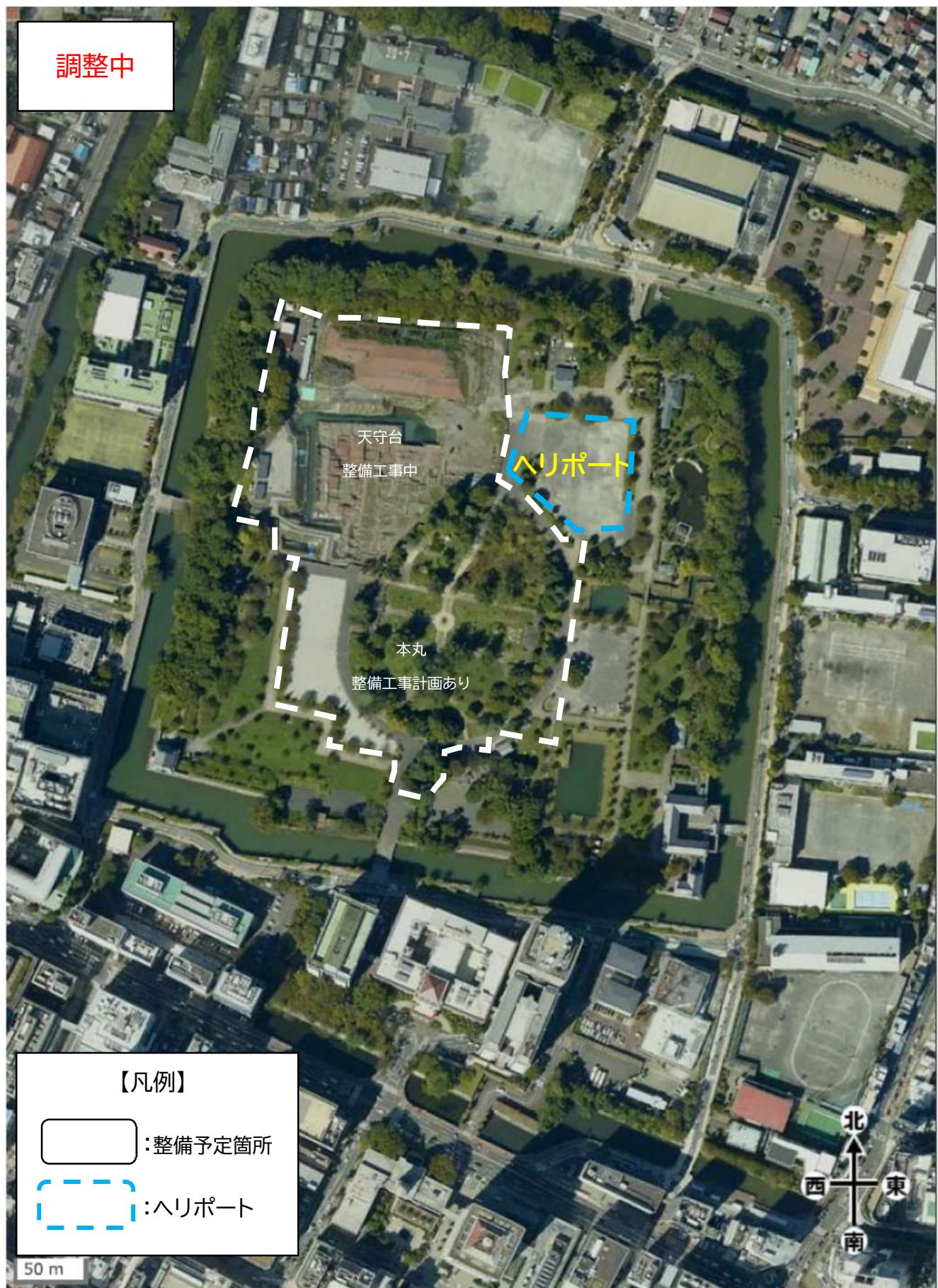
2 救助活動拠点候補地の配置図

(1) 静岡市西ヶ谷総合運動場

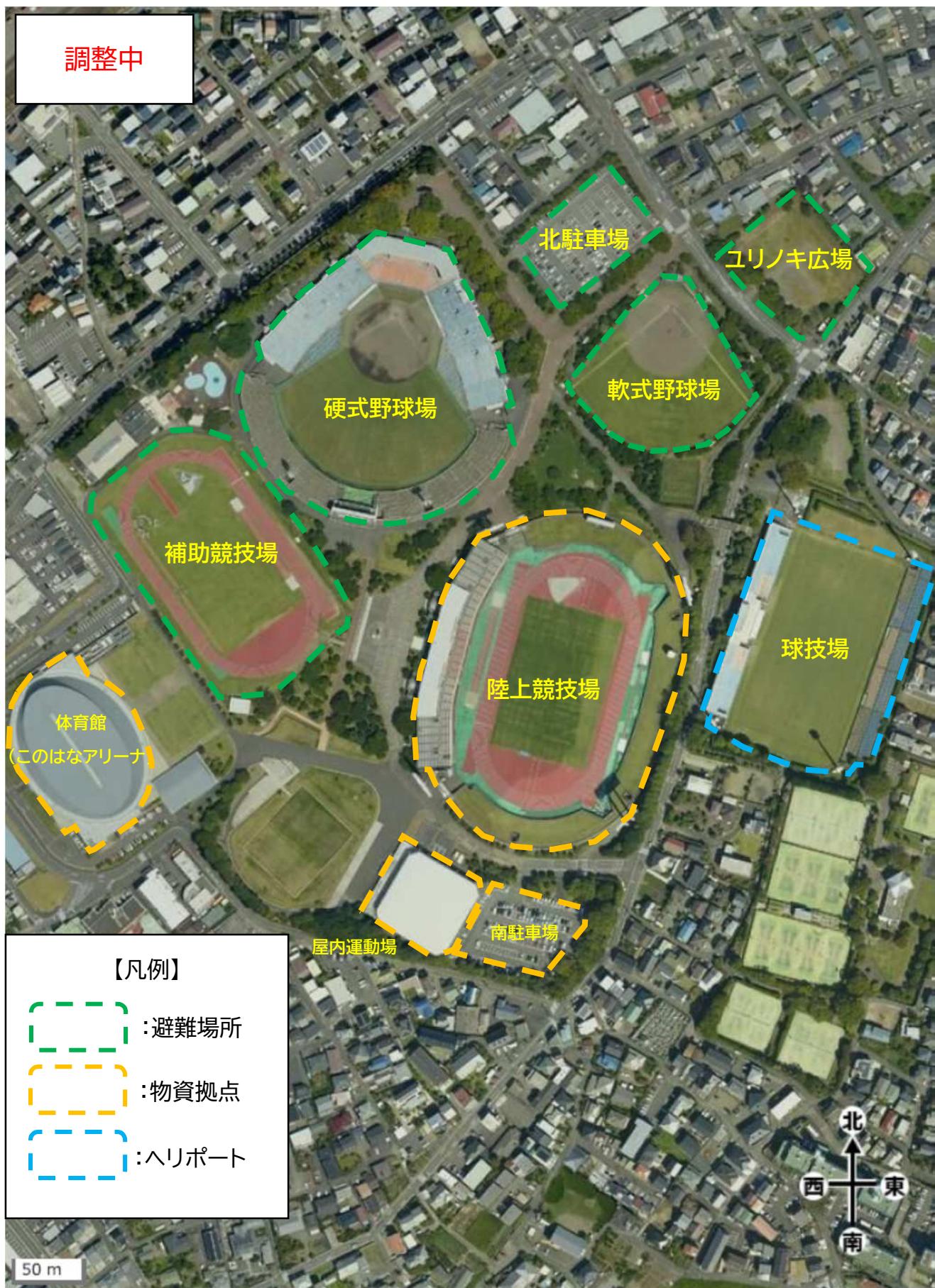


(出典) 国土地理院撮影の空中写真（2021年撮影）をもとに静岡市加筆

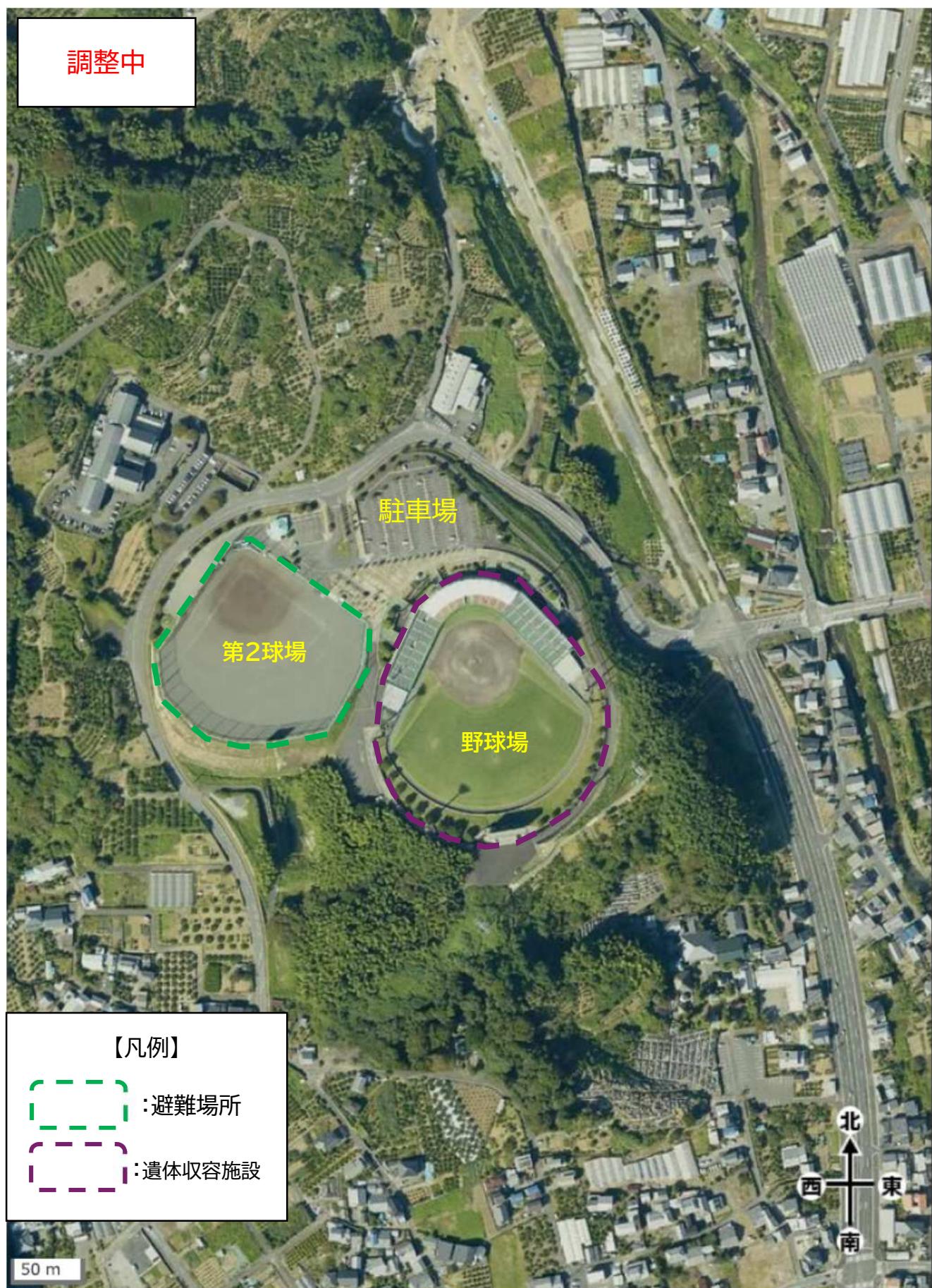
(2) 駿府城公園



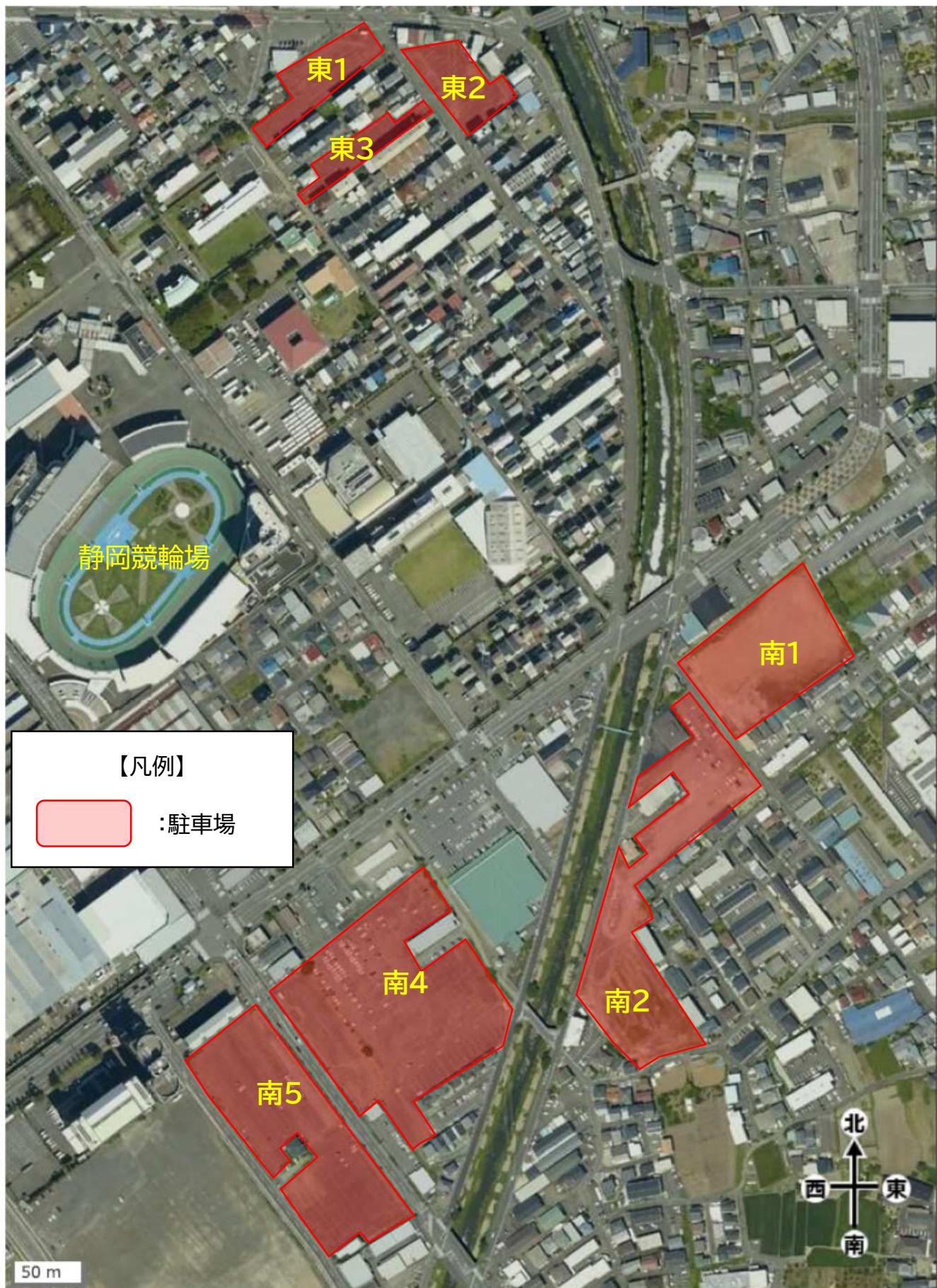
(3) 静岡県草薙総合運動場



(4) 清水庵原球場



3 競輪場駐車場の配置図



(出典) 国土地理院撮影の空中写真 (2021年撮影) をもとに静岡市加筆

No.	駐車場名 (面積)	利用機関	利用期間	備考
1	東1 (約 2,900 m ²)	㈱NTT ドコモ	1日目～2週目	
2	東2 (約 2,300 m ²)	㈱NTT ドコモ	1日目～2週目	
3	東3 (約 1,600 m ²)	㈱NTT ドコモ	1日目～2週目	
4	南1 (約 7,300 m ²)	中部電力パワーグリッド(株) ㈱NTT ドコモ ※状況に応じて利用	1日目～2週目	2週目以降：災害廃棄物仮置場
5	南2 (約 9,900 m ²)	中部電力パワーグリッド(株) ㈱NTT ドコモ ※状況に応じて利用	1日目～2週目	2週目以降：災害廃棄物仮置場
6	南4 (約 14,200 m ²)	緊急消防援助隊地上部隊 ※緊援隊が利用しない場合、中電 PG(株)	1日目～2週目	1日目～2週目：ヘリポート 2週目以降：災害廃棄物仮置場
7	南5 (約 9,300 m ²)	緊急消防援助隊航空部隊 ※緊援隊が利用しない場合、中部 PG(株)	1日目～2週目	2週目以降：災害廃棄物仮置場

4 航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン

平成 27 年 11 月 17 日 制定（国空航第 687 号、国空機第 926 号）
令和 6 年 11 月 29 日 最終改正（国空無機第 68754 号）

航空局 安全部 無人航空機安全課長

航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン

1 目的

航空法第 132 条の 92 並びに同法施行規則第 236 条の 88 及び同規則第 236 条の 89 の適用を受け、国若しくは地方公共団体又はこれらの者の依頼を受けた者（以下「特例適用者」という。）が航空機の事故その他の事故に際し搜索、救助の目的のため無人航空機を飛行させる場合であっても、特例適用者が第一義的に負っている安全確保の責務を解除するものではなく、極めて緊急性が高くかつ公共性の高い行為であることから、救助等の迅速化を図るために無人航空機の飛行の禁止空域（航空法第 132 条の 85）、飛行の方法（航空法第 132 条の 86（第 1 項を除く。））、第三者が立ち入った場合の措置（航空法第 132 条の 87）、飛行計画（航空法第 132 条の 88）及び飛行日誌（航空法第 132 条の 89）に関する規定の適用を除外していることに留意する必要がある。

このため、特例適用者の責任において、その飛行により航空機の航行の安全（注 1）並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれないよう許可等を受けた場合と同程度の必要な安全確保を自主的に行って、無人航空機を飛行させる必要がある。

本運用ガイドラインは、航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の安全確保の方法を示すことにより、特例適用者における効果的な安全確保の運用に資することを目的とするものである。

（注 1）航空法第 132 条の 92 の適用を受ける場合であっても、航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和 49 年法律第 87 号）の規定は適用される。

2. 航空法第 132 条の 92 が適用される無人航空機の飛行

本特例については、航空法施行規則第 236 条の 88 により、以下の者に対して適用する。

- ・国又は地方公共団体
- ・国又は地方公共団体の依頼により搜索又は救助を行う者

また、国土交通省令で定める目的については、航空法施行規則第 236 条の 89 により、「搜索又は救助」と定められているが、本規定における「搜索又は救助」とは、事故や災害の発生等に際して人命や財産に急迫した危難のおそれがある場合において、人命の危機（災害関連死を含む）又は財産の損傷を回避するための措置（調査・点検、捜査等の実施を含む。）を指しており、当該措置をとることについて緊急性がある（注 2）飛行については、本特例が適用されることとなる。

（注 2）緊急性がある場合とは、飛行の許可・承認申請の対応窓口への申請を行う手段又はないとまがない状況をいう。

特に大規模災害発生時においては、多数の道路の寸断や集落の孤立が発生する可能性があることから、被災地の孤立地域等への医薬品、衛生用品、食料品、飲料水等の生活必需品の輸送、危険を伴う箇所での調査・点検のほか、住民避難後の住宅やその地域の防犯対策のための無人航空機の飛行も含め、人命の危機又は財産の損傷を回避するための措置として、航空法第 132 条の 92 に該当する飛行として取り扱うものとする。

なお、航空法第 132 条の 92 の適用を受け無人航空機を飛行させた事例を参考資料としてとりまとめ航空局ホームページに掲載しているところ、災害時における無人航空機の運用方法を理解し、関係部署等との事前調整を行うための手引きとされたい。

3. 飛行の安全確保の方法

（1）航空情報の発行手続き

空港等周辺、緊急用務空域(注3)及び地上又は水上から150m以上の高さ(航空法第132条の85第1項第1号の空域)において無人航空機を飛行させる場合には、空港等の管理者又は空域を管轄する関係機関と調整した後、当該空域の場所を管轄する空港事務所に以下の情報を電話した上で電子メールなどにより通知すること。

当該通知に基づき航空局において航空情報(注4)の発行を行うとともに、空港等の管理者等において航行する航空機に対し安全上の必要な措置が行われる。

(注3)緊急用務空域とは、国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち搜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域をいう。

(注4)航空情報とは、航空法第99条に基づき国土交通大臣が航空機乗組員に対し提供する航空機の運航のための必要な情報をいう。

<通知すべき情報>

a 飛行目的

例：山岳救助(滑落者の搜索)

b 飛行範囲(所在地、緯度経度(世界測地系)による飛行範囲)

例：○○山(北緯○度○分○秒、東経△度△分△秒)を中心に半径500m以内

c 最大の飛行高度(地上高及び海拔高)

例：地上高○○○m、海拔高△△△△m

d 飛行日時(終了時刻が未定の場合はその旨を連絡)

例：現在から終了時刻未定(追って連絡する)

e 機体数(同時に飛行させる無人航空機の最大機数)

例：2機

f 機体諸元(無人航空機の種類、重量等)

例：飛行機／ヘリコプター／マルチコプター等、10kg

g 飛行の主体者の連絡先

例：○○株式会社、担当○○ 090-××××-×××

h 飛行の依頼元(依頼に基づく場合)

例：○○県△△消防局

なお、航空法第132条の85第1項第1号の空域以外で無人航空機を飛行させる場合には、空港事務所等への通知は不要である。

(2) 航空機の航行の安全確保

事故に際し搜索、救助の目的のため無人航空機を飛行させる状況においては、無人航空機を飛行させようとする空域に搜索、救助を目的とした航空機の飛行が想定される。このため、飛行空域の監視等を行い航空機の飛行を確認した場合には、当該航空機の航行の安全が阻害されないように無人航空機を飛行させること。例えば、飛行を確認した航空機が救助活動等を行っている場合には、その飛行の妨げとならないよう無人航空機の飛行を中止させ又は十分な距離を保ち飛行させること。

4. 飛行マニュアル(参考)

航空法第132条の92の適用を受けた場合は、特例適用者の責任において、航空機並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保する必要があるため、あらかじめ航空局通達「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領(平成27年11月17日付国空航第684号、国空機第923号)」を参考に、搜索、救助等の目的に応じた無人航空機の運用方法をマニュアルに定め、当該マニュアルに基づき安全な飛行を行うことが望ましい。

なお、マニュアル作成にあたっては、参考とする航空局通達をそのまま適用することが困難な場合があることなどを十分に踏まえ、状況に応じた無人航空機を飛行させる際の実施体制等を規定することが期待される。

<マニュアルの規定内容（例）>

(1) 総則

- a 目的
- b 適用の範囲

(2) 無人航空機の点検・整備

- a 機体の点検・整備の方法
- b 機体の点検・整備の記録の作成方法

(3) 無人航空機を飛行させる者の訓練

搜索・救助の目的に応じた技量等の確保の条件を規定する。

- a 知識及び能力を習得するための訓練方法
- b 能力を維持させるための方法
- c 飛行記録（訓練も含む。）の作成方法

d 無人航空機を飛行させる者が遵守しなければならない事項

(4) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

搜索・救助等の目的に応じた体制を規定する。

- a 飛行前の安全確認の方法
- b 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制

c 「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領（令和4年11月4日 国空無機第223052号）」に定める事態の対応及び連絡体制

5. 大規模災害時の飛行調整（参考）

大規模災害が発生した場合は、搜索、救助を目的とした多数の航空機及び無人航空機が飛行することが想定される。航空機の航行の安全の確保及び無人航空機に起因する事故等の防止のため、これらの空域で無人航空機を飛行させる場合には、現地災害対策本部等を通じて無人航空機の飛行の方法（日時、飛行場所など）を調整することが望ましい。

附則（令和2年9月16日 国空航第1738号、国空機第603号）

この運用ガイドラインは、令和2年9月23日から施行する。

附則（令和3年5月31日 国官参次第29号）

この運用ガイドラインは、令和3年6月1日から施行する。

附則（令和4年6月6日 国空無機第56245号）

この運用ガイドラインは、令和4年6月20日から施行する。

附則（令和4年11月28日 国空無機第235448号）

1. この運用ガイドラインは、令和4年12月5日から施行する。

2. この運用ガイドラインにより「航空法第132条の3の適用を受けた無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン（平成27年11月17日 国空航第687号、国空機第926号）」は令和4年12月5日をもって廃止する。

附則（令和6年11月29日 国空無機第68754号）

この運用ガイドラインは、令和6年11月29日から施行する。

医療・福祉

1 医療・福祉分野における応援機関の名称・静岡市の担当課・要請先	24
2 救護病院一覧	25
3 救護所一覧	26

1 医療・福祉分野における応援機関の名称・静岡市の担当課・要請先

(令和8年1月9日時点)

No	応援機関の名称	静岡市の担当課	要請先
1	災害派遣医療チーム（D M A T）	保健衛生医療課	県中部健康福祉センター地域医療課
2	日本医師会災害医療チーム（J M A T）	保健衛生医療課	
3	日本赤十字社の救護班（日赤救護班）	保健衛生医療課	
4	独立行政法人国立病院機構（N H O）の救護班	保健衛生医療課	
5	全日本病院医療支援班（A M A T）	保健衛生医療課	
6	日本災害歯科支援チーム（J D A T）	保健衛生医療課	
7	薬剤師チーム	保健衛生医療課	
8	看護師チーム（災害支援ナース）	保健衛生医療課	
9	保健師等チーム	健康づくり推進課	県中部健康福祉センター健康増進課
10	日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）	健康づくり推進課	
11	災害派遣精神医療チーム（D P A T）	保健衛生医療課	県中部健康福祉センター地域医療課
12	日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）	地域リハビリテーション推進センター	県健康福祉部福祉長寿政策課 静岡災害リハビリ支援団体
13	災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）	保健衛生医療課	県中部健康福祉センター地域医療課
14	災害派遣福祉チーム（D W A T）	福祉総務課	県健康福祉部福祉長寿政策課 県社会福祉協議会経営支援課

2 救護病院一覧

【救護病院 (11か所)】

区	病院名	所在地	電話番号(FAX)	拠点病院
葵区	静岡県立総合病院	葵区北安東四丁目 27-1	247-6111 FAX 247-6140	○
	静岡県立こども病院 (小児)	葵区漆山 860	247-6251 FAX 247-6259	
	静岡赤十字病院	葵区追手町 8-2	254-4311 FAX 252-8816	○
	静岡市立静岡病院	葵区追手町 10-93	253-3125 FAX 252-0010	○
	静岡厚生病院	葵区北番町 23	271-7177 FAX 273-2184	
駿河区	静岡済生会総合病院	駿河区小鹿一丁目 1-1	285-6171 FAX 285-5179	○
	静岡徳洲会病院	駿河区下川原南 11-1	256-8008 FAX 256-8020	
清水区	静岡市立清水病院	清水区宮加三 1231	336-1111 FAX 334-1173	○
	清水厚生病院	清水区庵原町 578-1	366-3333 FAX 364-5503	
	清水さくら病院	清水区袖師町 2001	340-8301 FAX 340-8305	●
	共立蒲原総合病院	富士市中之郷 2500-1	0545-81-2211 FAX 0545-81-2208	

(注) ① 正常分娩を扱う産科のある病院は、静岡県立総合病院、静岡赤十字病院、静岡市立静岡病院、静岡済生会総合病院、静岡市立清水病院である。

② ○印は県医療救護計画に定める災害拠点病院を表す。

③ ●印は救護病院に準じる病院を表す。

【災害拠点精神科病院】

区	病院名	所在地	電話番号(FAX)
葵区	静岡県立こころの医療センター	葵区与一四丁目 1-1	271-1135 FAX 251-6584

3 救護所一覧

【各地区支部 (50か所)】

区	地区支部	開設場所	所 在 地	電話(054)
葵 区	1 葵	葵小学校	葵区城内町 7-9	255-3471
	2 新通・駒形・田町	新通小学校	葵区駒形通二丁目 4-47	252-1301
	3 番 町	番町小学校	葵区新富町一丁目 23-1	253-2148
	4 安 西	安西小学校	葵区安西一丁目 96-3	271-1551
	5 伝馬町	伝馬町小学校	葵区伝馬町 14-2	254-9185
	6 横 内	横内小学校	葵区緑町 1-1	245-4695
	7 安 東	安東小学校	葵区安東三丁目 16-1	245-2638
	8 城 北	城北小学校	葵区北安東四丁目 27-3	246-4111
	9 竜 南	竜南小学校	葵区竜南一丁目 23-1	246-3061
	10 千代田	千代田小学校	葵区沓谷五丁目 47-1	261-2685
	11 千代田東	千代田東小学校	葵区川合三丁目 4-1	262-1842
	12 西 奈	西奈小学校	葵区瀬名三丁目 23-1	261-3041
	13 西奈南	西奈南小学校	葵区南瀬名町 1-20	263-5544
	14 麻 機	麻機小学校	葵区有永町 2-43	245-9826
	15 服織・服織西	服織小学校	葵区羽鳥六丁目 9-1	278-6322
	16 井 宮	井宮小学校	葵区平和一丁目 7-1	271-5288
	17 井宮北	井宮北小学校	葵区上伝馬 2-1	272-1326
	18 賤機南	賤機南小学校	葵区松富三丁目 1-46	271-2335
	19 安倍口・美和	安倍口小学校	葵区安倍口新田 50	296-0005
	20 足久保・松野	美和中学校	葵区足久保口組 3276-2	296-0009
駿 河 区	1 森 下	森下小学校	駿河区森下町 2-1	286-3105
	2 中 田	中田小学校	駿河区中田二丁目 14-1	286-3245
	3 南 部	南部小学校	駿河区南八幡町 11-1	286-8019
	4 大里西	大里西小学校	駿河区中原 400	285-9195
	5 中 島	中島小学校	駿河区中島 2992-1	283-4455
	6 富士見・宮竹・大里東	富士見小学校	駿河区登呂一丁目 1-1	286-3165
	7 西豊田	西豊田小学校	駿河区曲金二丁目 8-80	285-9165
	8 東豊田	東豊田小学校	駿河区池田 491-2	262-1191
	9 大谷・久能	大谷小学校	駿河区大谷 3683-2	237-0008
	10 東源台	東源台小学校	駿河区国吉田六丁目 7-45	265-2500
	11 長田北	長田北小学校	駿河区向敷地一丁目 10-28	258-2997
	12 長田東	長田東小学校	駿河区東新田三丁目 10-1	259-7516
	13 長田西	長田西小学校	駿河区丸子六丁目 15-65	259-8256
	14 川原・長田南	長田南中学校	駿河区みずほ三丁目 9-1	259-2341

区	地区支部	開設場所	所 在 地	電話(054)
清水区	1 辻・江尻・袖師	清水東高等学校	清水区秋吉町 5-10	366-7030
	2 入江	清水入江小学校	清水区追分二丁目 3-1	366-6210
	3 浜田・岡・清水	清水桜が丘高等学校 (岡生涯学習交流館)	清水区桜が丘町 7-15 (清水区桜が丘町 7-1)	353-5388 (354-1350)
	4 船越	清水船越小学校	清水区船越三丁目 15-1	351-1804
	5 不二見・駒越	清水第四中学校	清水区村松 638-1	334-2261
	6 折戸・三保	清水三保第二小学校	清水区折戸五丁目 8-2	334-6364
	7 飯田・高部	清水高部東小学校	清水区押切 1907	347-2861
	8 有度	清水有度第一小学校	清水区有度本町 3-1	345-0511
		清水第七中学校	清水区草薙三丁目 9-20	345-5478
	10 庵原	清水庵原小学校	清水区庵原町 1723	365-3824
	11 興津	清水興津中学校	清水区興津中町 1478-10	369-0105
	12 小島	清水小島中学校	清水区但沼町 271	393-2059
	13 兩河内	兩河内小中学校	清水区和田島 303	395-2321
	14 蒲原	蒲原中学校	清水区蒲原 49	385-4115
		蒲原西小学校	清水区蒲原新田二丁目 25-1	385-4125
	16 由比	由比中学校	清水区由比 456	375-3135

【救護班出動拠点等 (7か所)】

区	名 称	所 在 地	電話(054)
葵区	1 東部コミュニティ防災センター	葵区東千代田二丁目 3-1	264-8485
	2 薩科コミュニティ防災センター	葵区羽鳥本町 5-9	278-4141
	3 北部コミュニティ防災センター	葵区松富四丁目 14-1	255-6262
駿河区	4 南部コミュニティ防災センター	駿河区曲金三丁目 1-30	285-1133
	5 長田コミュニティ防災センター	駿河区鎌田 574-1	257-3411
清水区	6 清水保健福祉センター	清水区渋川二丁目 12-1	348-7711
	7 旧清水斎場	清水区北矢部 1452	—

【療養型病院 (4か所)】

区	地 区	開設場所	所 在 地	電話(054)
葵区	1 西奈・北沼上	静岡瀬名病院	葵区瀬名 4629-1	264-2111
	2 服織西	静岡リハビリテーション病院	葵区新間 318-1	277-1221
	3 南薩科	静岡アオイ病院	葵区吉津 190-1	278-3939
	4 中薩科	静岡富沢病院	葵区富沢 792-1	270-1201

【山間地診療所（4か所）】

区	地 区	開設場所	所 在 地	電話(054)
葵 区	1 井 川	井川診療所	葵区井川 1133-2	260-2300
	2 梅ヶ島・大河内	梅ヶ島診療所	葵区梅ヶ島 1326	269-2025
	3 玉 川	玉川診療所	葵区落合 243-6	292-2223
	4 大 川	大川診療所	葵区坂ノ上 615	291-2622

【仮救護所（17か所）】

区	地 区	開設場所	所 在 地	電話(054)
葵 区	1 葵	城内中学校	葵区駿府町 1-107	254-5486
	2 駒 形	駒形小学校	葵区南安倍二丁目 1-1	252-3340
	3 番 町	特別支援教育センター	葵区一番町 50	255-3600
	4 田 町	田町小学校	葵区田町五丁目 70	255-3428
	5 賤機中	賤機中小学校	葵区牛妻 2095-2	294-0003
	6 賤機北	賤機北小学校	葵区俵沢 234-1	294-0004
	7 北沼上	北沼上小学校	葵区北沼上 1020	266-2021
	8 服織西	服織西小学校	葵区新間 759-1-1	278-9793
	9 南藁科	南藁科小学校	葵区吉津 400	278-9734
	10 中藁科	中藁科小学校	葵区大原 942-1	279-0130
	11 美 和	美和小学校	葵区遠藤新田 69-1	296-0700
	12 松 野	松野小学校	葵区松野 598-2	294-0002
	13 大河内	大河内小中学校	葵区平野 1850-66	293-2004
	14 清 沢	清沢生涯学習交流館	葵区昼居渡 66-2	295-3111
駿 河 区	1 大里東	大里東小学校	駿河区高松 2310	237-0879
	2 宮 竹	宮竹小学校	駿河区宮竹二丁目 12-1	237-2231
	3 久 能	久能小学校	駿河区古宿 213-2	237-4744

※ 仮救護所は、当初は開設せず、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を踏まえ、必要に応じて開設する。

【二次救護所（11か所）】

区	地 区	開設場所	所 在 地	電話(054)
清水区	1 江尻	清水江尻小学校	清水区江尻町 14-63	366-6010
	2 浜田	清水浜田小学校	清水区浜田町 11-1	353-6135
	3 岡	清水第二中学校	清水区神田町 4-57	353-3365
	4 清水	清水第三中学校	清水区三光町 3-57	353-1194
	5 不二見	清水不二見小学校	清水区新緑町 2-21	334-2510
	6 駒越	清水駒越小学校	清水区駒越東町 2-20	334-2331
	7 三保	清水三保第一小学校	清水区三保 1069-1	334-0721
	8 飯田	清水飯田東小学校	清水区八坂北一丁目 23-40	365-1444
	9 高部	清水高部小学校	清水区押切 1115-2	345-7010
	10 有度	清水有度第二小学校	清水区草薙杉道三丁目 19-1	345-2391
	11 袖師	清水袖師中学校	清水区西久保 125-1	366-6820

※ 二次救護所は、当初は開設せず、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を踏まえ、状況に応じて開設する。

【広域避難地救護所（8か所）】

区	開設場所	所 在 地
葵区	1 駿府城公園	葵区駿府城公園 1-1
	2 城北公園	葵区大岩本町 29-1
	3 辰起町スポーツ広場	葵区辰起町 安倍川河川敷
	4 田町緑地スポーツ広場	葵区田町 安倍川河川敷
	5 弥勒スポーツ広場	葵区弥勒 安倍川河川敷
駿河区	1 草薙総合運動公園	駿河区栗原 19-1
	2 南安倍スポーツ広場	駿河区南安倍三丁目 安倍川河川敷
	3 中原スポーツ広場	駿河区緑が丘町 安倍川河川敷

※ 広域避難地救護所は、救護所が不足した場合に状況に応じて開設し、外部からの応援医療チームにより対応する。

物資調達

1 物資集積所の候補施設	31
2 県広域受援計画におけるプッシュ型物資配分計画（本市関係分）	31

1 物資集積所の候補施設

No.	名称	所在地	連絡先	備考
1	ツインメッセ静岡	駿河区 曲金3丁目1-10	054-285-3111	広域物資輸送拠点
2	市民文化会館	葵区 駿府町2-90	054-251-3751	
3	静岡県草薙総合運動場体育館	駿河区 栗原19-1	054-261-9265	広域物資輸送拠点（代替拠点）
4	静岡市物流団地協同組合	駿河区 宇津ノ谷914-6	054-204-5531	広域物資輸送拠点（代替拠点）
5	株)丸総 清水物流センター	清水区 高橋町字郷東山2193	054-361-0770	

(出典) 静岡市地域防災計画 資料編

2 県広域受援計画におけるプッシュ型物資配分計画（本市関係分）

種別	合計
食料（※）	463,700（食）
毛布	140,506（枚）
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	634,000（g）
乳児・小児用おむつ	109,973（枚）
大人用おむつ	21,536（枚）
携帯トイレ・簡易トイレ	1,850,000（枚）
トイレットペーパー	96,911（ロール）
生理用品	130,164（枚）

(※) パン・精米・インスタント麺類・主食缶詰

- 本市には、これら基本8品目が、発災後4日目までに配分されることとされている。
- また、発災後4日目までに配分される総パレット数：2,935枚、10t トラック 210台分とされている。

(出典) 県広域受援計画 資料編をもとに静岡市作成

燃料供給・ライフライン

1 燃料供給および電力・ガスの臨時供給等が必要な重要施設一覧表（対外非公表）	33
2 中核給油所（対外非公表）	34
3 災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書	35

1 燃料供給および電力・ガスの臨時供給等が必要な重要施設一覧表（対外非公表）

- ・毎年度、静岡県から提供がある。（直近の通知：令和7年3月24日付け危対第333号）
- ・静岡市所管施設：154か所

2 中核給油所（対外非公表）

- ・毎年度、静岡県から提供がある。（直近通知：令和7年4月25日付け危対第27号）
- ・静岡市内：6か所（令和7年3月31日時点）

3 災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書



災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県石油商業組合静岡支部（以下「乙」という。）は、地震警戒宣言発令時及び地震その他の災害発生後に、緊急通行に必要な自動車用燃料の確保を図るため、静岡市公用車両及び静岡市水道局公用車両で緊急通行車両確認証明書等を提示するもの、静岡市消防本部公用車両、静岡市消防団公用車両並びに緊急消防援助隊車両に係る自動車用揮発油及び軽油（以下「揮発油等」という。）の納入に関し、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緊急通行 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための通行をいう。
- (2) 静岡市公用車両 静岡市がその業務の用に供する車両（借上車両を含む。以下同じ。）のうち、静岡市水道局公用車両、静岡市消防本部公用車両及び静岡市消防団公用車両を除いたものをいう。
- (3) 静岡市水道局公用車両 静岡市水道局がその業務の用に供する車両をいう。
- (4) 静岡市消防本部公用車両 静岡市消防本部がその業務の用に供する道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車をいう。
- (5) 静岡市消防団公用車両 静岡市消防団がその業務の用に供する道路交通法第39条第1項の緊急自動車をいう。
- (6) 緊急通行車両確認証明書等 静岡県公安委員会が交付する緊急通行車両事前届出済証並びに災害対策基本法施行令（昭和37年政令288号）第33条第2項に規定する緊急通行車両確認証明書及び緊急通行車両の標章をいう。



（協力要請及び給油）

第2条 甲は、静岡市公用車両及び静岡市水道局公用車両による緊急通行の必要が生じ、緊急に揮発油等を必要とするときは、別表に掲げる乙の組合員（以下「組合員」という。）に対して緊急通行車両確認証明書等を提示し、給油伝票（別記様式。以下同じ。）により揮発油等の納入（以下「給油」という。）を要請することができる。

2 甲は、静岡市消防本部公用車両、静岡市消防団公用車両及び緊急消防援助隊車両

による緊急通行の必要が生じ、緊急に揮発油等を必要とするときは、組合員に対して給油伝票により給油を要請することができる。

3 組合員は、甲から前2項の規定による要請を受けたときは、当該組合員の給油所において給油が可能な状態であるときは、甲に対し優先的に給油するものとする。
(給油単価)

第3条 挥発油等1リットル当たりの単価は、当該給油月に財団法人日本エネルギー経済研究所・石油情報センター公表の1リットル当たりの静岡県平均単価を基準にして、甲、乙誠意をもって協議し決定するものとする。

(代金の請求及び支払)

第4条 組合員は、給油後に、甲から受領した給油伝票を請求書に添えて、代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求内容を確認し適正と認めたときは、組合員に対して代金を支払うものとする。

(協力事業者の表示)

第5条 乙及び組合員は、甲の承諾を得て、本協定を締結した証として乙及び組合員の事業所に「静岡市災害活動協力事業者」である旨を表示することができる。

(変更の届出)

第6条 乙は、組合員に変更があったときは、遅滞なく変更内容を甲に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、平成14年3月22日からその効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協定に定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、法令に定めるところによるほか、甲、乙協議のうえ、処理するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

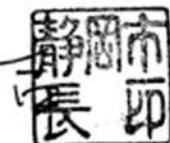
平成 14年 3月 22日

静岡市追手町 5番 1号

(甲)

静岡市長

小嶋 善



静岡市緑が丘町 1番 3号 静岡県石油会館内

(乙)

静岡県石油商業組合静岡支部

支部長

相川 俊秀



(別記様式)

静岡市緊急通行車両用給油伝票

給油伝票(控)

様

No. _____

本書のとおり給油しました。

職記 入 員欄	所 属	車両番号	職員氏名
給 油 所 記 入 欄	給 油 日	平 成 年 月 日	
	給 油 所 名		
	給 油 の 種 類	数 量	給油所係員
	無鉛ガソリン	リットル	
	軽 油	リットル	
	天 然 ガ ス		

○
○
課
控

静岡市緊急通行車両用給油伝票

給油伝票(請求明細書)

様

No. _____

本書のとおり給油しました。

職記 入 員欄	所 属	車両番号	職員氏名
給 油 所 記 入 欄	給 油 日	平 成 年 月 日	
	給 油 所 名		
	給 油 の 種 類	数 量	給油所係員
	無鉛ガソリン	リットル	
	軽 油	リットル	
	天 然 ガ ス		

○
○
課
請
求
用

他自治体等からの応援

1 災害時に利用可能な国有財産（対外非公表）	40
2 静岡庁舎における応援職員受入スペース	41
3 応援職員等の宿泊場所	44

1 災害時に利用可能な国有財産（対外非公表）

【災害発生時における国有財産の無償貸付等について】

- 財務省東海財務局は、国有財産法第22条第1項第3号等に基づき、災害発生時の応急措置の用に供する場合には、被災地の地方公共団体に対して、国有財産の無償での貸付けや使用許可を行う。
- 同局は、災害発生時において、被災地域の地方公共団体に対して無償貸付等が可能な国有財産（国有地等）のリストを提供し、要望があった財産については速やかに貸付等を行う。

【リストについて】

- 財務省東海財務局は、平常時から、年4回、災害時に提供・使用可能な国有財産をリスト化し、地方公共団体に提供している。
- リストは次に掲げる2点。いずれも対外非公表。
「静岡県内に所在する災害時提供可能な国有財産（庁舎等）」
「静岡県内に所在する使用可能な国有財産（未利用地等）」（直近：令和7年10月31日時点）
- 静岡市内に所在し、災害時に利用可能な国有財産の数と面積は下表のとおり。

災害時に利用可能な国有財産の数と面積 ※静岡市分（令和7年10月31日時点）

種別	数（か所）	面積（m ² ）
土地	3	515
建物	2	91
未利用地	14	12,761

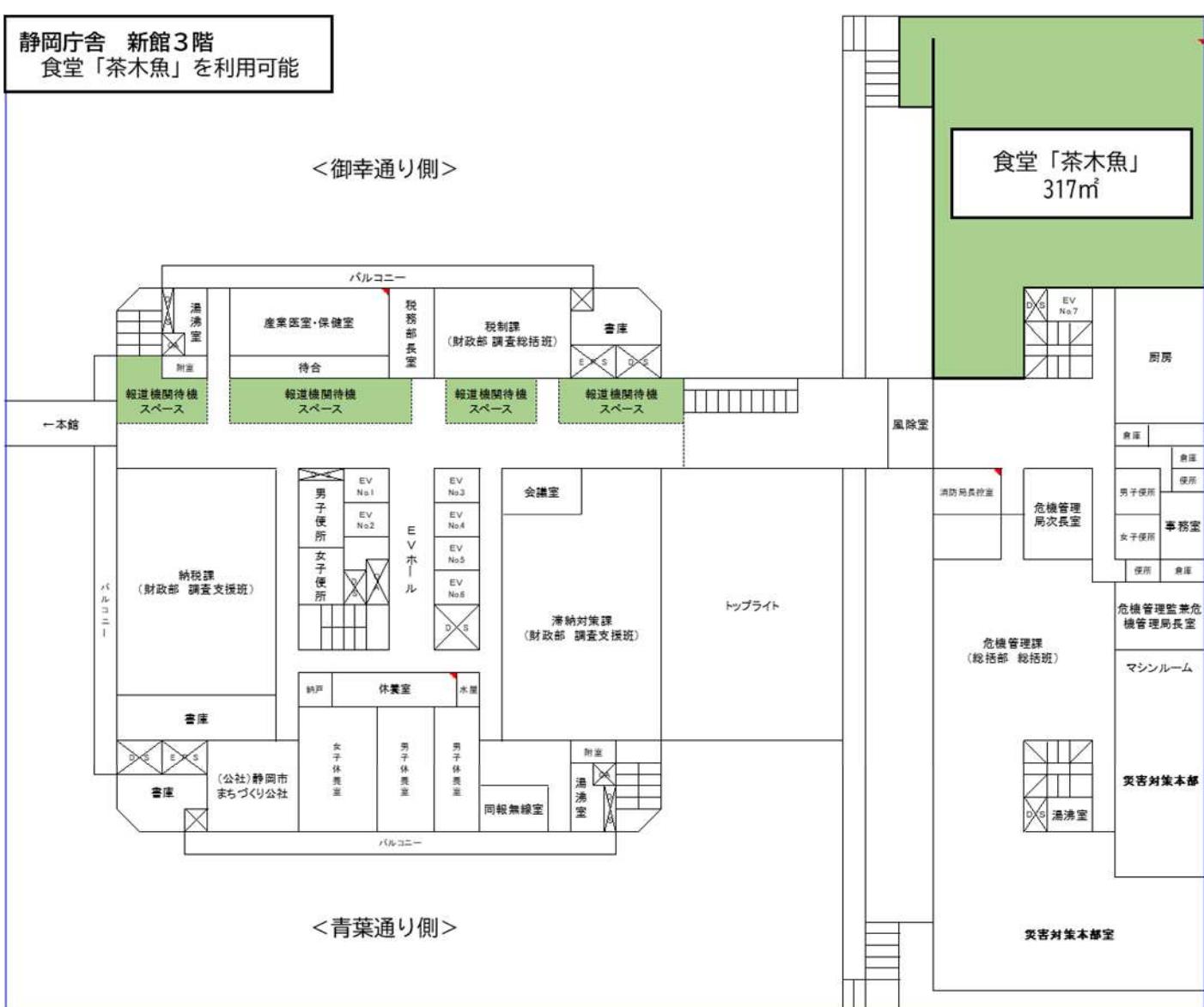
【連絡先】

財務省東海財務局静岡財務事務所管財課
〒420-8636 静岡市葵区追手町9番50号（静岡地方合同庁舎内4階）
電話：054-251-4325、4326

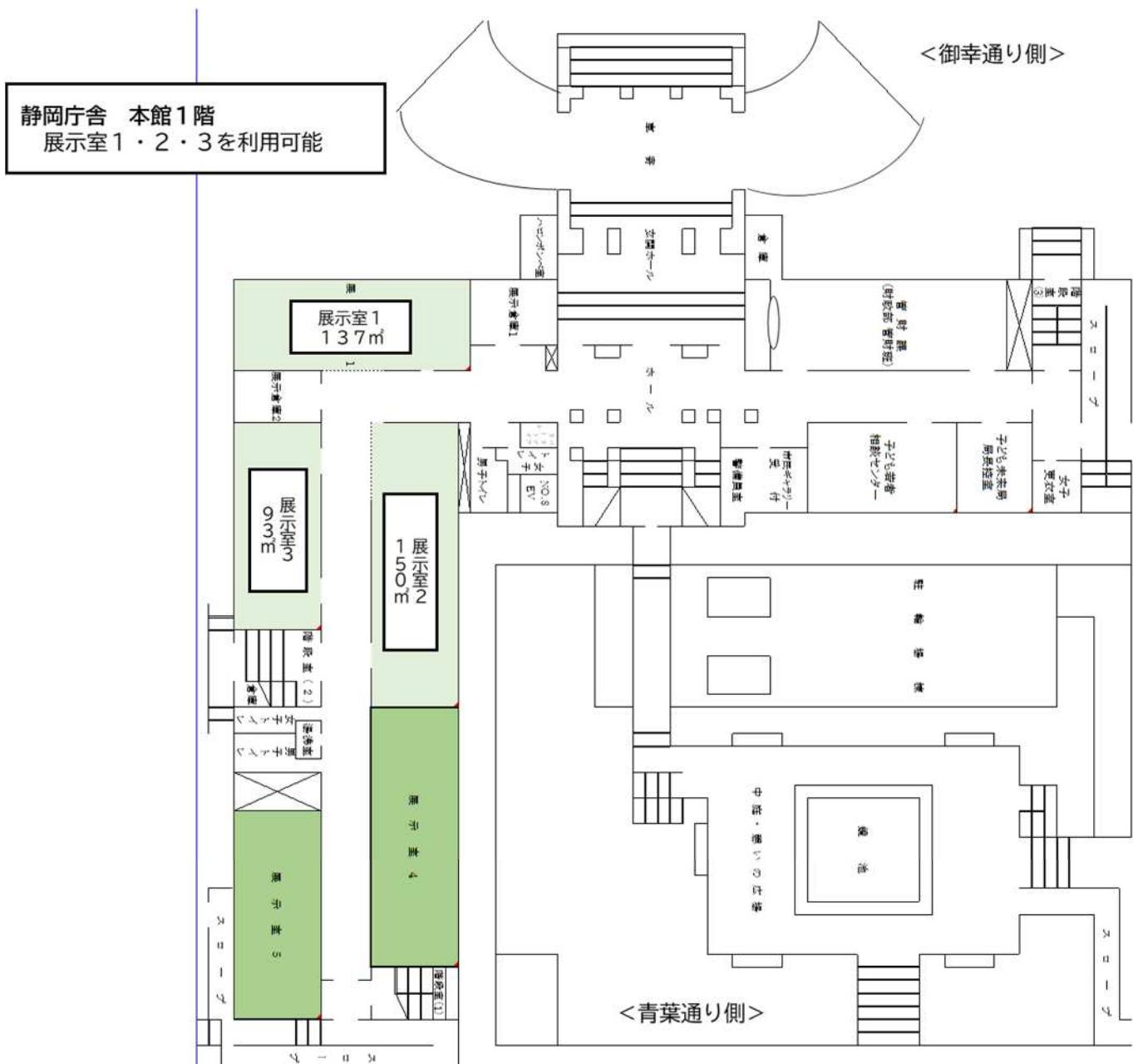
2 静岡庁舎における応援職員受入スペース

静岡庁舎 新館3階
食堂「茶木魚」を利用可能

＜御幸通り側＞



(出典) 静岡市作成

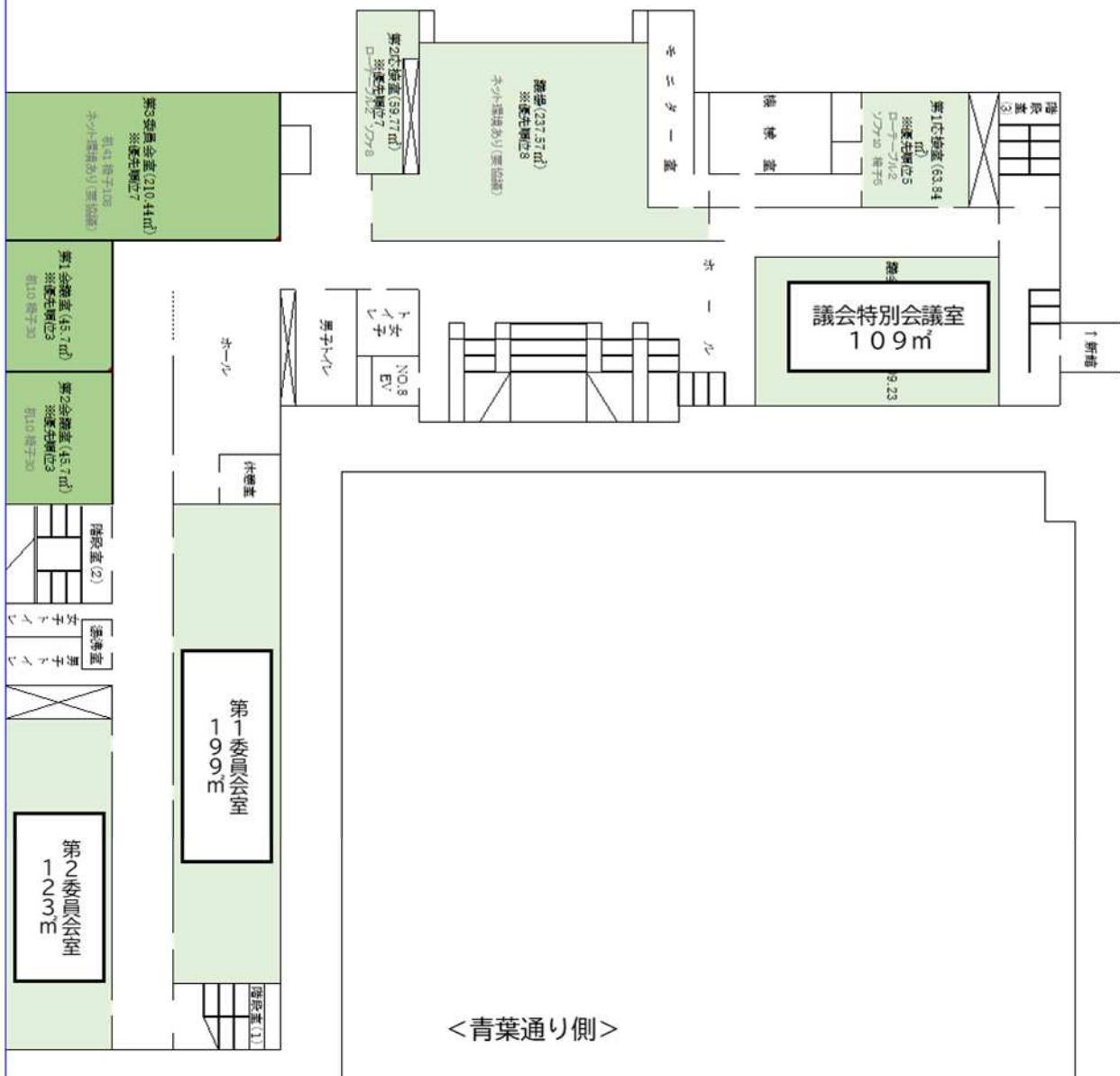


(出典) 静岡市作成

静岡庁舎 本館3階

本館3階 第1、2委員会室、議会特別会議室
を利用可能

＜御幸通り側＞



(出典) 静岡市作成

3 応援職員等の宿泊場所

特定の業務分野ごとの宿泊施設

No.	施設名	所 在 地	対象となる業務分野
1	水道施設（市内5か所）	上下水道局「災害時応援要請・受入に関するマニュアル（水道編）」（15ページ）	応急給水・応急復旧等
2	城北浄化センター	葵区加藤島	下水道
3	旧西ヶ谷収集センター・西ヶ谷清掃工場・西ヶ谷資源循環体験プラザ	葵区西ヶ谷	災害廃棄物等
	沼上清掃工場・沼上収集センター・沼上資源循環学習プラザ	葵区南沼上	
4	城東保健福祉エリア	葵区城東町	医療救護
5	清水保健センター（※）	清水区渋川	
6	急病センター	葵区柚木	
7	静岡競輪場駐車場	駿河区小鹿	ライフライン事業者（電気・通信・ガス）
8	恩田原スポーツ広場（駐車場を含む）	駿河区恩田原	

（※）令和8年（2026年）5月7日、「清水保健センター」に名称変更予定

その他の分野の宿泊施設

No.	施設名	所 在 地
1	中央図書館	葵区大岩本町29-1
2	南部図書館	駿河区南八幡町3-1
3	ラペック静岡	葵区本通七丁目11-9
4	井川高齢者生活福祉センター	葵区井川1133-2
5	清水ナショナルトレーニングセンター	清水区山切1487-1

（出典）静岡市地域防災計画資料編（2025年4月修正）により作成

ボランティア

1 災害ボランティアセンター等の設置場所 46

1 災害ボランティアセンター等の設置場所

No.	名称	設置場所	所在地
1	災害ボランティア情報 渉外センター	中央福祉センター	葵区 城内町1番1号
2	葵地区 災害ボランティアセンター	番町市民活動センター	葵区 一番町50番地
3	駿河地区 災害ボランティアセンター	地域福祉共生センター みなくる	駿河区 南八幡町3番1号
4	清水地区 災害ボランティアセンター	清水社会福祉会館 はーとぴあ清水	清水区 宮代町1番1号
5	蒲原地区 災害ボランティアセンター	蒲原白銀 すこやかセンター1階	清水区 蒲原721番地の4

※設置場所となる施設の使用が困難である場合や、被災地域の近くに開設する必要がある場合等は、この限りでない。

(出典) 静岡市・静岡市社会福祉協議会「災害ボランティア本部設置・運営マニュアル」(2025年4月策定)

静岡市受援計画

別冊2 受援シート

番号	受援対象業務	主な担当課	ページ
進入経路の確保			
1.1	緊急輸送ルート等の通行確保業務	建設政策課	1
医療・福祉			
3.1	医療救護活動に関する業務	保健衛生医療課 (DPAT: こころの健康センター) (JDAT: 健康づくり推進課) (薬剤師チーム: 生活衛生課)	3
3.2	住民の健康支援業務	健康づくり推進課	7
3.3	医薬品等の確保業務	生活衛生課	9
3.4	災害時要配慮者に対する支援業務	福祉総務課	11
3.5	避難者や要配慮者等に対する生活支援業務	地域リハビリテーション推進センター	13
物資調達			
4.1	物資に係る業務	人事委員会事務局ほか(物資班)	15
燃料供給・ライフライン			
5.1	応急給水業務	お客様サービス課	17
5.2	応急復旧業務	水道計画課	19
5.3	下水道管路調査(一次調査・二次調査)業務	下水道計画課	21
他自治体等からの応援等			
6.1	災害マネジメント業務	人事課(受援班)・危機管理課	23
6.2	被災建築物の応急危険度判定業務 (防災拠点施設)	建築総務課	25
6.3	被災建築物の応急危険度判定業務 (住宅及び分娩・透析医療施設)	建築安全推進課	27
6.4	被災宅地危険度判定業務	開発審査課	29
6.5	避難所運営業務(葵区)	葵区地域総務課・葵区保険年金課	31
6.6	避難所運営業務(駿河区)	駿河区地域総務課・駿河区保険年金課	33
6.7	避難所運営業務(清水区)	清水区地域総務課・清水区保険年金課	35
6.8	遺体収容所管理業務	感染症対策課	37

6.9	災害廃棄物収集運搬業務	ごみ減量推進課	41
6.10	災害廃棄物仮置場運営業務	ごみ減量推進課	43
6.11	公費解体業務	ごみ減量推進課	45
6.12	住家の被害認定調査業務・罹災証明書の交付業務・交付後の相談業務	税制課	47
6.13	被災者支援業務	生活安全安心課	49
6.14	公共土木施設災害応急対策業務	建設政策課	51
ボランティア			
7.1	災害ボランティア本部の運営業務	市民自治推進課	53

1.1 緊急輸送ルート等の通行確保業務

応援機関に要請する業務	緊急輸送ルート等の通行確保
応援機関	災害協定締結業者（静岡建設業協会、清水建設業協会）、リエゾン（静岡国道事務所）、TEC-FORCE

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	建設政策課 課長	054-221-1446	

■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	緊急輸送ルート等の早期通行確保
------	-----------------

応援を要請する時期

発災（12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）
--

業務の流れ

項目	発災当日	～1週間	～1ヶ月
1 被害状況の調査	【建設業協会】パトロール		
2 啓開ルートの検討・協議	【リエゾン】啓開ルートの検討・協議		
3 被災状況の情報共有	【リエゾン】被災状況の情報共有		
4 道路啓開作業	【建設業協会】道路啓開作業 【TEC-FORCE】（被災状況に応じて）道路啓開作業		

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

災害協定締結業者	<ul style="list-style-type: none"> ・『災害時における応急対策業務に関する協定書』の基準を満たす災害が発生した場合に、各ブロックに自動参集 ・参集時に確認した緊急輸送ルートの被災状況を建設班に報告 ・未確認の緊急輸送ルートのパトロールを実施 ・被災状況を建設班に報告 ・建設班からの指示により、緊急対応、被災調査、啓開作業、応急復旧等を実施
リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等について静岡市（建設班）と情報共有 ・静岡市（建設班）と啓開ルートについて協議 ・必要に応じて、TEC-FORCEへの応援要請
TEC-FORCE	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況の把握、被害の拡大防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	静岡建設業協会
○	清水建設業協会
○	国土交通省 静岡国道事務所 管理第一課

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	災害協定業者：ブロック活動拠点 (令和7年度静岡市建設局配備マニュアルp3-6～3-13) リエゾン・TEC-FORCE：静岡庁舎 新館4階 建設局災害対策室
活動場所（屋外）	各被災現場

■応援要請にあたっての留意事項

TEC-FORCEへの要請は、被災状況に応じてリエゾンと協議、リエゾンより行う。

■応援職員等の要請人数の考え方

- ・災害協定締結業者：各ブロックへ割り当てる通り
- ・リエゾン：国との連絡窓口となる人数として2名程度
- ・TEC-FORCE：被災状況により応相談

■マニュアルや指針・手引き等

- ・災害時における応急対策業務に関する協定書
- ・静岡市建設局配備マニュアル
- ・静岡県中部地域における道路啓開行動計画
- ・中部版「くしの歯作戦」

■その他

--

3.1 医療救護活動に関する業務

応援機関に要請する業務	医療救護活動に関する業務
応援機関	保健医療活動チーム

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	保健衛生医療課 課長	054-221-1332	

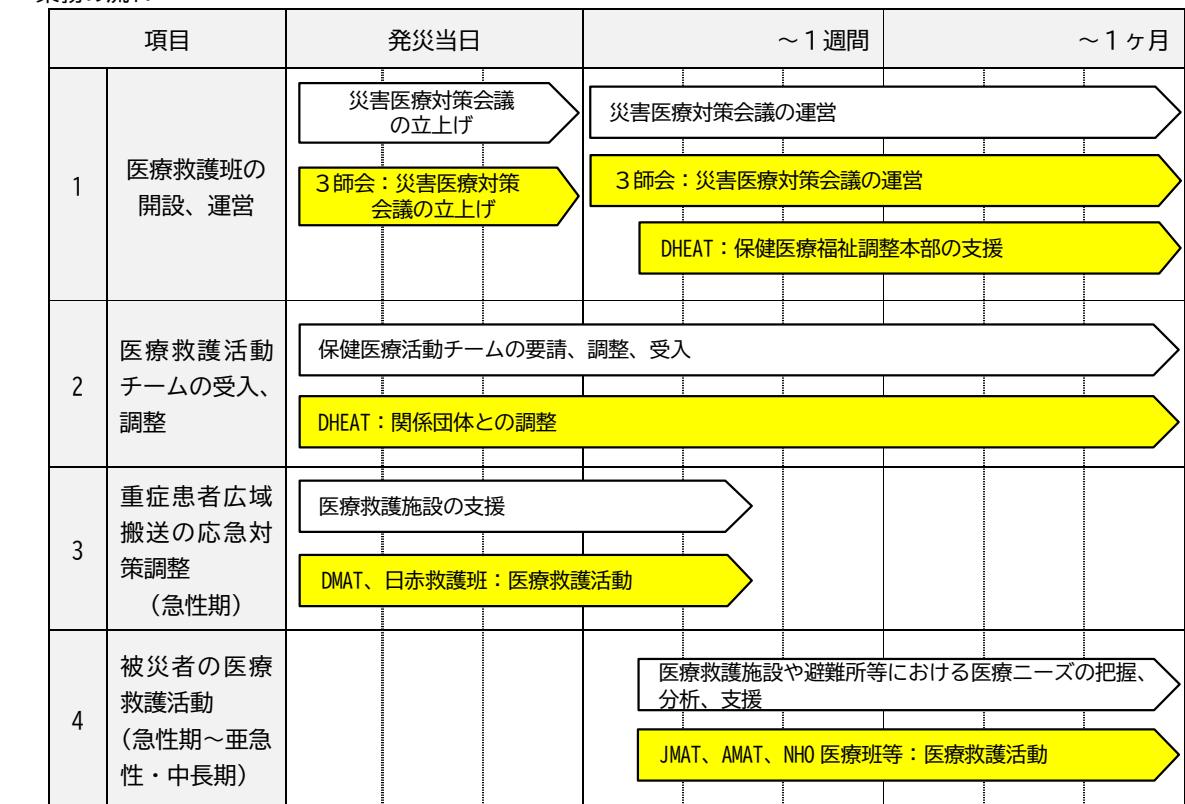
■業務の概要と流れ (は応援職員に要請する業務)

業務概要	保健医療福祉調整本部(保健福祉部)を速やかに設置し、医療救護期間区分に応じて保健医療活動チームを受入れることで、保健医療活動の調整を行う。 (各保健医療活動チームの活動指針等に基づき実施)
------	---

応援を要請する時期

発災 (12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降)

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における 箇所)

医師会 歯科医師会 薬剤師会 (静岡・清水)	超急性期から、静岡地域(静岡市保健所)と清水地域(清水保健福祉センター)に設置する災害医療対策会議の運営、指揮、総合調整(マネジメント)等を行う。災害医療対策会議では、災害医療コーディネーターや医療関係者とともに、医療救護施設等の医療ニーズを把握・分析し、保健医療活動チームの配置調整などを行う。
DMAT	超急性期～急性期(おおむね48時間以内)において、医療救護活動、病院の医療行為の支援、広域医療搬送を行う。静岡医療圏の活動拠点本部は静岡県立総合病院である。
日本赤十字社 救護班	超急性期から中長期的な活度を見据えた医療救護を実施する。救護所開設による医療活動、避難所等への巡回診療等を行う。国内型緊急対応ユニット(dERU)を整備している。
DHEAT	急性期～亜急性期において、保健医療福祉調整本部及び保健所が担う指揮・総合調整(マネジメント)機能の支援を行う。
JMAT、AMAT NHO 医療班	急性期～中長期において、避難所、救護所、介護施設等での医療や健康管理、被災地の医師会、病院、診療所への支援を行う。
DPAT	急性期～中長期において、避難所等での精神保健活動の支援や精神科医療の提供、患者避難を含む被災した医療機関への支援を行う。
JDAT	急性期～中長期において、避難所や救護所等での歯科医療や口腔衛生の確保のための支援や、被災地の歯科保健医療専門職への支援を行う。
薬剤師チーム	急性期～中長期において、医療チームと連携し、医薬品の供給・情報提供、調剤、医薬品の管理、避難所での服薬指導、被災者の健康管理等を行う。
看護師チーム (日本看護協会災害支援ナース)	急性期～中長期において、被災した医療機関、社会福祉施設、避難所等における地域住民の健康維持・確保に必要な看護の提供を行う。

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
<input type="radio"/>	県中部健康福祉センター地域医療課
<input type="radio"/>	静岡市静岡医師会
<input type="radio"/>	静岡市清水医師会
<input type="radio"/>	静岡市静岡歯科医師会
<input type="radio"/>	静岡市清水歯科医師会
<input type="radio"/>	静岡市薬剤師会
<input type="radio"/>	清水薬剤師会

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	<ul style="list-style-type: none"> 静岡庁舎 新館 14 階 保健衛生医療課執務室等 城東保健福祉エリア 保健所棟、保健福祉複合棟 清水保健福祉センター
活動場所（屋外）	<ul style="list-style-type: none"> 医師会、歯科医師会、薬剤師会：静岡市保健所、清水保健福祉センター DHEAT：静岡庁舎 14 階（保健医療福祉調整本部）、静岡市保健所、清水保健福祉センター その他の保健医療活動チーム：医療救護施設、避難所、介護施設等

■応援要請にあたっての留意事項

- 医師会、歯科医師会、薬剤師会は医療救護本部が各事務局に要請する。
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会を除く保健医療活動チームの派遣要請は、静岡県中部方面本部（静岡県中部健康福祉センター及び静岡県中部地域局危機管理課）に対して行い、静岡県医療救護班が県内の要請情報を集約する。被災地外からの保健医療活動チームとの連絡、受入れ及び県内地域への配置調整等は静岡県が一元的に行う。

■応援職員等の要請人数の考え方

- 各保健医療活動チームの人員は各チームの活動方針に基づいて編成される。1チーム4～5名程度で構成されることが多い。
- 静岡県が医療救護施設等の保健医療ニーズを把握・分析した上で、被災地外からの保健医療活動チームを受入れて、各地域への配置調整を行う。

■マニュアルや指針・手引き等

- DHEAT 活動ハンドブック
- 保健医療福祉調整本部等におけるマネジメントの進め方 2025
- 静岡県医療救護計画
- 静岡市医療救護計画
- 医療救護本部各係業務マニュアル及びアクションカード
- 大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について（厚労省通知）など

■保健医療活動チームの名称

略称	名称	備考
DMAT	災害派遣医療チーム	DMAT 事務局（厚生労働省）
DHEAT	災害時健康危機管理支援チーム	DHEAT 事務局（厚生労働省） 都道府県や政令指定都市の職員で構成
JMAT	日本医師会災害医療チーム	公益社団法人日本医師会
AMAT	全日本病院医療支援班	公益社団法人全日本病院協会
NHO 医療班	独立行政法人国立病院機構の医療班	独立行政法人国立病院機構
DPAT	災害派遣精神医療チーム	DPAT 事務局（厚生労働省）
JDAT	日本災害歯科支援チーム	公益社団法人日本歯科医師会

■その他

- 災害派遣精神医療チームの所管：こころの健康センター
- 日本災害歯科支援チームの所管：健康づくり推進課
- 薬剤師チームの所管：生活衛生課
- であるが、受援に関する調整は保健衛生医療課において一括して実施する。

3.2 住民の健康支援業務

応援機関に要請する業務	避難所等における住民の健康支援					
応援機関	自治体（保健師、栄養士）、JDA-DAT					
■本市の業務主担当部署						
区分	部署・役職	連絡先	備考			
業務責任者	健康福祉部参与	054-221-1571				
■業務の概要と流れ（  は応援職員に要請する業務）						
業務概要	避難所、車中泊、在宅等における住民の健康支援					
応援を要請する時期						
発災（12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）						
業務の流れ						
項目	発災当日	～1週間	～1ヶ月			
1 体制整備	健康支援係活動拠点の立ち上げ 情報収集、課題の整理					
2 応援要請	救護所派遣職員の決定 県経由で国へ保健師の派遣要請					
3 受援体制構築	受援調整（受付、オリエンテーション、担当エリア、業務の割り振り）、受援業務の進捗管理					
4 避難所等の健康支援	救命救護活動 避難者の健康管理、二次的健康被害の予防対策 避難所等における要医療者対応支援 避難所等における健康支援、要援護者対策、感染症対策 要配慮者、ハイリスク者などの安否確認、健康支援					
5 通常業務	相談窓口の設置 事業再開の検討、住民への情報提供					

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

避難所等における住民の健康支援	避難所等（避難所、車中泊、自宅）における住民の健康管理

■応援の要請先

要請先	部・班名
	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	県中部健康福祉センター健康増進課

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	城東保健福祉センター2階 検診室、多目的室ほか
活動場所（屋外）	市内各避難所、車中泊避難者、自宅等での被災者

■応援要請にあたっての留意事項

- ①健康支援に必要な避難所地図、報告書等は城東保健福祉センター多目的室に準備する。
- ②現地での移動用の車両、業務に係る資機材（パソコン、血圧計、医療機器等）は応援要請先での準備をお願いする。

■応援職員等の要請人数の考え方

大規模避難所（1,000人以上）に対して保健師2人以上配置を原則とするが、小規模避難所が地域に点在する場合、保健師等チームが複数箇所を巡回し対応することも検討する。

■マニュアルや指針・手引き等

- ・大規模災害における保健師活動マニュアル「健康支援班 受援編」
- ・「保健師の災害時の応援派遣及び受援のためのオリエンテーションガイド2020年」平成30年度一令和元年度厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業「災害対策における地域保健活動推進のための実務担当保健師の能力向上に係わる研修ガイドラインの作成と検証」（研究代表者：宮崎美砂子）
- ・災害時の保健活動推進マニュアル（日本公衆衛生協会/全国保健師長会）

■その他

--

3.3 医薬品等の確保業務

応援機関に要請する業務	医薬品等の確保
応援機関	災害薬事コーディネーター（静岡市薬剤師会、清水薬剤師会）

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	生活衛生課 課長	054-249-3157	

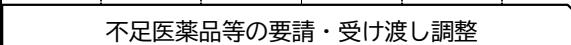
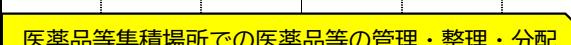
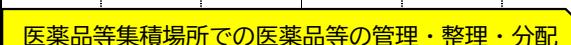
■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の需要の把握と取りまとめ 医薬品等集積場所における、受援医薬品の管理、整理、医薬品の効率的な分配 応援薬剤師の受入、配置調整
------	---

応援を要請する時期

発災（  ・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）

業務の流れ

項目	発災当日	～1週間			～1ヶ月		
1 医薬品に関する情報収集							
	医療救護施設における医薬品等の需要に関する情報収集 						
2 必要医薬品のアセスメント							
	医薬品等に関するニーズの把握と取りまとめ 						
3 医薬品等の調達							
	不足医薬品等の要請・受け渡し調整 						
4 医薬品等の管理							
	医薬品等集積場所での医薬品等の管理・整理・分配 						
5 応援薬剤師の受入							
	医薬品等集積場所での医薬品等の管理・整理・分配 						

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

医薬品等の確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害薬事コーディネーターによる医薬品の需要の把握及び配置調整 医薬品等のニーズの把握と取りまとめ 医薬品等集積場所における、受援医薬品等の管理、整理、医薬品の効率的な分配
応援薬剤師の受入	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県薬剤師会を通して、日本薬剤師会（応援都道府県薬剤師会）から災害薬事コーディネーターの補助を行う応援薬剤師の受入調整

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	静岡市薬剤師会
○	清水薬剤師会

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	<ul style="list-style-type: none"> 城東保健福祉エリア 保健所棟（葵区城東町 24-1） 清水保健福祉センター（清水区浜川 2-12-1）
活動場所（屋外）	—

■応援要請にあたっての留意事項

--

■応援職員等の要請人数の考え方

<ul style="list-style-type: none"> 静岡県から災害薬事コーディネーターとして委嘱を受けた者

■マニュアルや指針・手引き等

<ul style="list-style-type: none"> 静岡県医療救護計画 静岡市医療救護計画 医療救護本部医薬品調達係業務マニュアル及びアクションカード

■その他

<ul style="list-style-type: none"> 静岡県は市内薬剤師会から推薦を受けた者を災害薬事コーディネーターとして委嘱している。 医薬品の調達方法については次のとおり <p>第1段階 市内医療救護施設が保有する医薬品等で対応</p> <p>第2段階 市内医薬品卸業者が保有する医薬品等、又は医薬品等備蓄センターで備蓄する医薬品等で対応</p> <p>第3段階 県中部方面本部（静岡県中部健康福祉センター及び静岡県中部地域局危機管理課）に調達を要請、又は県外からの支援医薬品等により対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品の流れについては別紙「医薬品供給の流れ」のとおり 静岡県が静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療機器販売業協会と協定を締結している。

3.4 災害時要配慮者に対する支援業務

応援機関に要請する業務	災害派遣福祉チーム(DWAT)による災害時要配慮者への福祉支援活動
応援機関	静岡県、静岡県災害福祉広域支援ネットワーク(静岡県社会福祉協議会) ※DWATの派遣は、FUJISANシステムを活用し静岡県に要請。

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	福祉総務課長	054-221-1367	

■業務の概要と流れ (黄色い矢印は応援職員に要請する業務)

業務概要	避難所に避難する高齢者や障害者、乳児その他の特に配慮を要する者の福祉ニーズに的確に対応し、生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へ移行できるよう、関係機関と連携し必要な支援を行う。
応援を要請する時期	
発災 (12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降)	

業務の流れ

項目	発災当日	~1週間	~1ヶ月
1 福祉総括班の開設・運営	福祉総括班の立上げ	避難所、医療救護班等との連携・情報共有	
2 要配慮者に関する情報収集・支援要請	・各区本部を通じて支援が必要な要配慮者の情報収集・共有 ・災害派遣福祉チーム受入先避難所等との連絡調整 ・災害派遣福祉チーム派遣に向けた静岡県との調整・要請 (FUJISANシステム)		
3 要配慮者へのアセスメント		避難所・在宅・車中泊の要配慮者の健康調査、聞き取り、情報収集、避難所内での見回り	
4 日常生活上の支援・相談支援	DWATの最初の受入 これは発災後48時間から72時間以内を想定	避難所・在宅・車中泊等の要配慮者の生活支援	
5 避難所等の環境整備		避難所等における要配慮者の生活環境の整備	
6 福祉避難所との連携・要配慮者の誘導	要配慮者受入に向けた福祉避難所協定施設との連絡及び調整	要配慮者の福祉避難所への誘導	
7 要配慮者の情報共有		静岡市福祉総括班、避難所、社会福祉施設、民間支援団体等との連携・情報共有	

■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における黄色い矢印箇所)

福祉的支援業務	<一般避難所における業務>
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者へのアセスメント (健康調査・聞き取り・情報収集、避難所内見回り) ・日常生活上の支援・相談支援 (介助業務、要配慮者の相談業務、問題解決に向け関係機関への取次等) ・避難所等の環境整備 (避難所レイアウトの検討、福祉相談窓口や福祉避難スペース設置に向けた調整、衛生環境の整備、福祉避難所開設に向けた環境整備等) ・要配慮者の福祉避難所等への誘導
<在宅・車中泊・被災した社会福祉施設等における業務>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要配慮者へのアセスメント (健康調査・聞き取り・情報収集) ・日常生活上の支援・相談支援 (介助業務、要配慮者の相談業務、問題解決に向け関係機関への取次等) ・要配慮者の一般避難所・福祉避難所等への誘導
要配慮者の情報共有	
	<ul style="list-style-type: none"> ・DWATとの連携・情報共有 ・静岡市福祉総括班及び避難所との連携・情報共有 ・社会福祉施設、民間支援団体等との連携・情報共有

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○ 県福祉長寿政策課	
○ 県社会福祉協議会経営支援課	

■応援職員等の活動場所

活動拠点 (屋内)	城東保健福祉複合棟 (静岡市葵区城東町24番1号) 清水保健福祉センター (静岡市清水区渋川二丁目12番1号)
活動場所 (屋外)	一般避難所、福祉避難所、要配慮者の自宅・自家用車 (車中泊)、被災した社会福祉施設 等

■応援要請にあたっての留意事項

城東保健福祉複合棟や清水保健福祉センターで毎日朝夕に開催する打合せにおいて、要配慮者の情報共有やDWATの巡回先を決定する。
--

■応援職員等の要請人数の考え方

DWATは1チーム5名程度で活動 (災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン)。 ※構成員は、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、生活相談員、保育士・保健師、理学療法士・作業療法士、管理栄養士、業務調整員 (事務員) 等
--

■マニュアルや指針・手引き等

・災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン (厚生労働省) ・静岡県災害時要配慮者支援の手引き・静岡市受援計画、 ・静岡市避難行動要支援者避難支援プラン、・静岡市避難行動要支援者避難支援マニュアル

■その他

--

3.5 避難者や要配慮者等に対する生活支援業務

応援機関に要請する業務	避難者や要配慮者等に対する生活支援					
応援機関	静岡県災害リハビリテーション支援チーム (JRAT)					
■本市の業務主担当部署						
区分	部署・役職	連絡先	備考			
業務責任者	地域リハビリテーション 推進センター 所長	054-249-3182				
■業務の概要と流れ (◆ は応援職員に要請する業務)						
業務概要	指定避難所生活者や要配慮高齢者・障害者等の住環境や身体機能、生活能力を把握し、その解決を図るため、関係機関と連携し活動する。(JRAT等の活動指針に基づき実施)					
応援を要請する時期						
発災 (12 時間以内・24 時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・ それ以降)						
業務の流れ						
項目	発災当日	~ 1 週間	~ 1 ヶ月			
1 地域リハ班の開設・運営	地域リハ班の立上げ ◆ 医療救護班との連携・情報共有					
2 避難所・者に関する情報収集、支援要請	各区本部を通じて支援が必要な避難所、者の情報を収集・情報共有 ・災害リハビリテーション支援 (JRAT) チーム受入先避難所等との連絡調整 ・災害リハビリテーション支援 (JRAT) チーム派遣に向けた静岡県との調整・要請 (FUJISAN システム) 医療救護班との連携・情報共有					
3 要配慮者に対する住環境調査・整備		要請があつた避難所等で住環境の調査と整備の実施 ◆				
4 要配慮者に対する日常生活上の支援		要請があつた避難所等で要配慮者に対する生活支援 ◆				
5 リハビリテーション支援		要請があつた避難所でリハビリ支援 ◆				
6 静岡市との連携・情報共有		要配慮者の状況等の情報共有 ◆				

※東日本大震災リハビリテーション支援関連 10 団体「大規模災害リハビリテーション対応マニュアル」を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における ◆ 箇所)

住環境・リハビリ支援業務	・災害時避難所へのアセスメント (環境調査・健康調査・見回り) ・日常生活上の支援 (要配慮者の相談業務、問題解決に向け必要な機関への取次、軽介助業務 等) ・避難所内の環境整備 (個人情報に配慮した避難スペースの確保 等)
要配慮者の情報共有	・静岡市医療救護班との連携・情報共有

■庁内の要請先

要請先	部・班名

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	県福祉長寿政策課
○	静岡災害リハビリ支援団体 (JRAT)

■応援職員等の活動場所

活動拠点 (屋内)	派遣要請のあつた避難所 等
活動場所 (屋外)	派遣要請のあつた避難所 等

■応援要請にあたっての留意事項

原則、派遣元側で用意する。 (状況に応じて静岡市地域防災計画 (資料編) 4-23に示す施設

■応援職員等の要請人数の考え方

静岡県災害リハビリテーション支援関連団体協議会 (JRAT) の活動指針に基づき対応 (1チーム5人程度で派遣)

■マニュアルや指針・手引き等

※東日本大震災リハビリテーション支援関連 10 団体「大規模災害リハビリテーション対応マニュアル」

■その他

災害リハビリテーション支援 (JRAT) チームの受入れは、発災後 96 時間後から受入れを想定。

4.1 物資に係る業務

応援機関に要請する業務	支援物資の受け入れや配達
応援機関	(一財)静岡県トラック協会(静岡支部・清庵支部)、静岡県軽自動車運送協同組合、静岡県倉庫協会(静岡支部)、(公財)静岡産業振興協会、自治体

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	人事委員会事務局次長	054-266-7213	

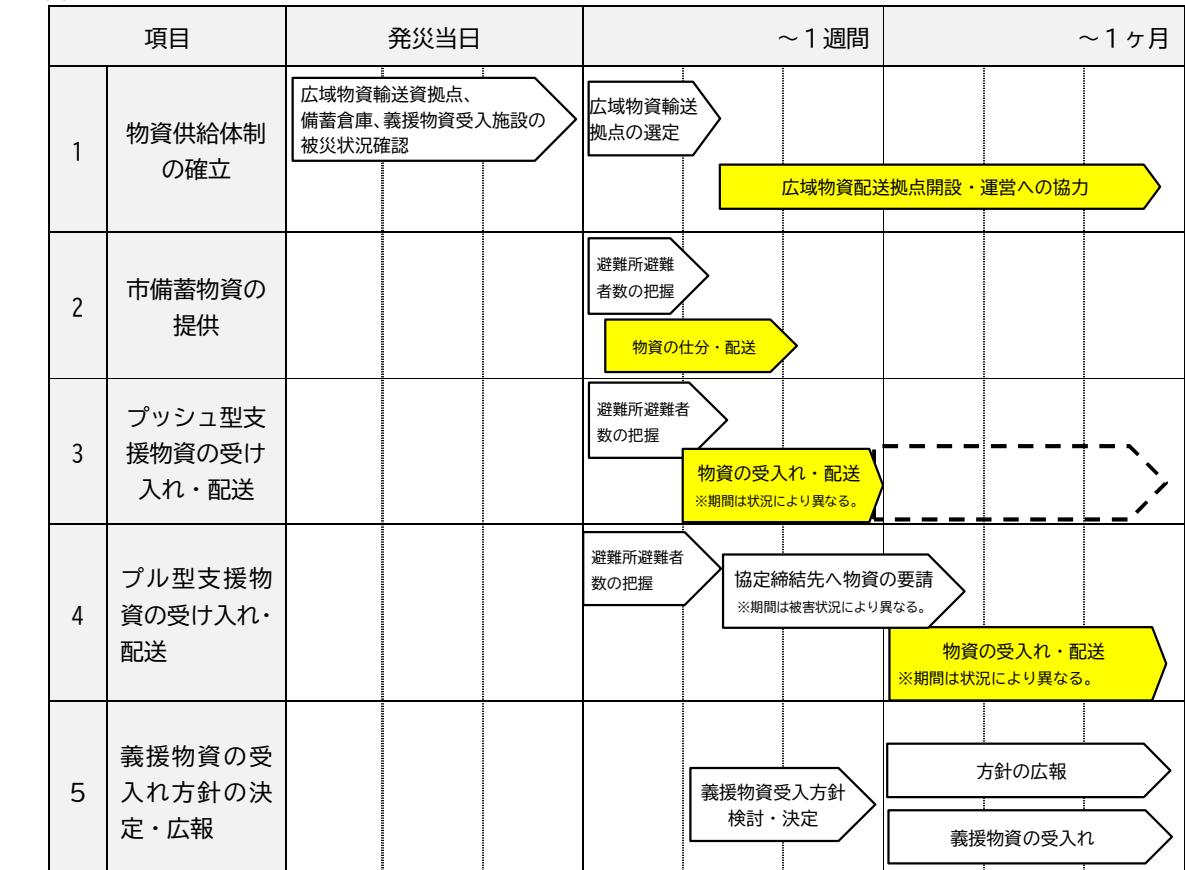
■業務の概要と流れ (◆ は応援職員に要請する業務)

業務概要	国や県、他自治体、民間協定事業者等からの支援物資(プッシュ型・プル型・義援物資)を受入れ被災者への物資を供給
------	--

応援を要請する時期

発災 (12時間以内・ 24時間以内 ・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降)
--

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における ◆箇所)

広域物資配送拠点運営業務	施設管理者: 広域物資輸送拠点開設・運営への協力 倉庫協会: 資機材やフォークリフト運転要員の提供、物資の仕分け、積み降ろし 配送事業者: 物資の配達・受入
物資配送業務	広域物資輸送拠点や市防災倉庫から各避難所への配達

■庁内の要請先

要請先	部・班名
○	総括部受援班

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
一	静岡県中部農林事務所企画経営課
○	(一財)静岡県トラック協会(静岡支部・清庵支部)
○	静岡県倉庫協会静岡支部(平和みらい(株))
○	(公財)静岡産業振興協会

■応援職員等の活動場所

活動拠点(屋内)	静岡庁舎新館3階 災害対策本部室・人事委員会事務局執務室等 (詳細は「災害時物資供給マニュアル」に記載)
活動場所(屋外)	広域物資輸送拠点 ツインメッセ静岡(駿河区曲金3丁目1-10) 草薙総合運動場体育館(駿河区栗原19-1)(代替拠点) 物流団地(駿河区宇津ノ谷914-6)(代替拠点) 義援物資受入候補場所 市民文化会館(葵区駿府町2-90)

■応援要請にあたっての留意事項

大規模災害時には、要請を待たず、国からプッシュ型で支援物資が送られてくることから、速やかに、受け入れに必要な物資拠点を開設するとともに避難所まで適切に物資が供給できるよう体制を構築する。また、プッシュ型支援物資は対象品目が限られていることから、避難所における物資ニーズを踏まえ、適宜、プル型支援物資を要請するものとする。応援自治体職員の要請は、総務部受援班を通して行う。

■応援職員等の要請人数の考え方

本部及び現場で必要となる人員数から、発災時の動員可能な職員数を差し引いて要請人数を見積もる。なお、対象とする避難者数はもとより、物流資機材の設備状況、施設の状況等により必要人員が異なることから、必要な役割を記載する。

- 本部に必要な職員等人数**
 - ①支援物資担当部署のリーダー 1人
 - ②支援物資担当部署職員 3~6人
- 広域物資拠点運営上必要な役割分担**
 - 広域物資輸送拠点運営総括の補助、荷卸し、仕分け、積み込み、トラック誘導、在庫庫管理、配達(拠点~各避難所)等

■マニュアルや指針・手引き等

- 静岡市「災害時物資供給マニュアル」(令和5年度)
- 静岡市・静岡県「広域物資配送拠点設置運営マニュアル」(平成31年1月)
- 内閣府 新物資システム操作マニュアル(都道府県・市町村向け)

■その他

--

5.1 応急給水業務

応援機関に要請する業務	応急給水の実施
応援機関	日本水道協会

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	お客様サービス課・課長	054-270-9108	

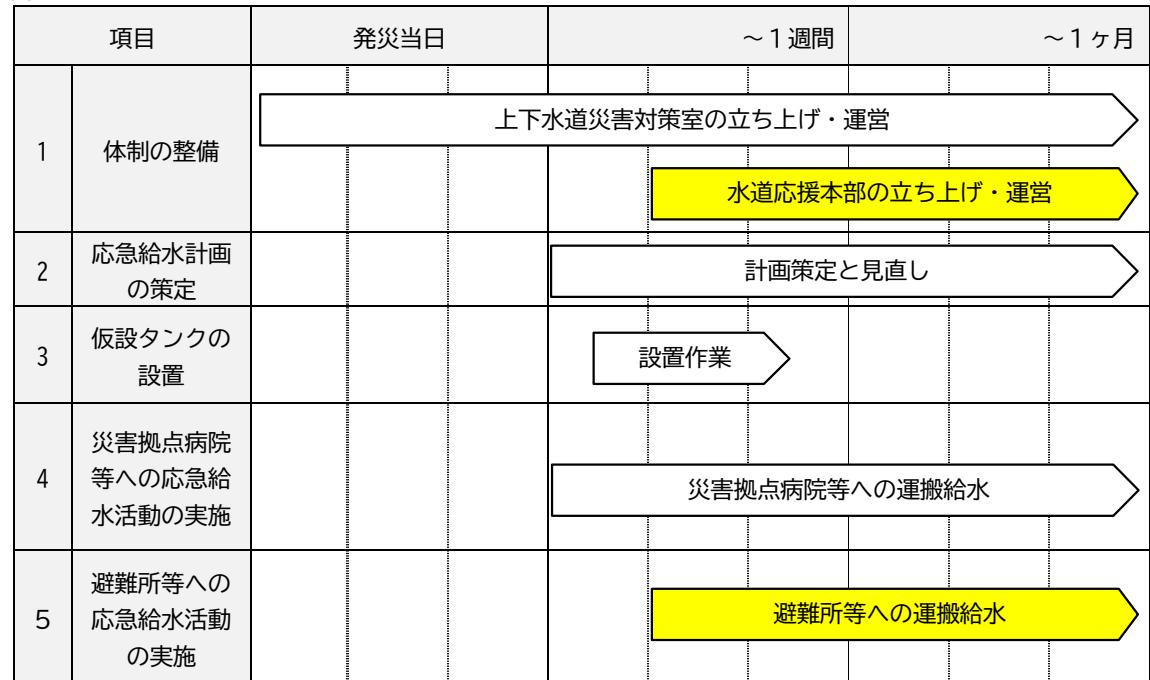
■業務の概要と流れ (は応援職員に要請する業務)

業務概要	避難所等に設置した給水タンク等への給水車を用いた運搬給水の実施
------	---------------------------------

応援を要請する時期

発災 (12 時間以内・24 時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降)

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における 箇所)

体制整備	・日本水道協会を通じて派遣される先遣調査隊と連携し、水道応援本部を「静岡市上下水道局庁舎」内に設置する。※ただし、周辺の被災状況や応急給水の差配が困難な場合は、浄水場等に設置する。
避難所等への応急給水活動の実施	・水道応援本部および水道班応急給水係が連携し作成した「応急給水計画」に基づき、市内の避難所等への給水車を使用した運搬給水を実施する。

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	日本水道協会 静岡県支部
—	日本水道協会 中部地方支部

■応援職員等の活動場所

活動拠点 (屋内)	上下水道局庁舎3階 災害対策室
活動場所 (屋外)	<p>浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門屋浄水場 (葵区) ・南安倍配水場 (駿河区) ・清水谷津浄水場 (清水区) <p>その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質試験センター (清水区)

■応援要請にあたっての留意事項

大規模災害時は、緊急遮断弁の作動や送水ポンプの停止による断水が市内全域で生じる。災害の発生から3日までは、市内に配備した耐震性貯水槽、給水栓付き受水槽、給水栓付き配水池等を活用した臨時給水所から飲料水の供給を行う。3日以降は徐々に供給する飲料水が不足するため、給水車による運搬給水が可能となるよう応援要請を行う必要がある。

■応援職員等の要請人数の考え方

- ・給水車1台に付き、運転者、操作員の計2名が搭乗する。
- ・給水車は、2tタンク車を使用し、1日の供給可能量を6tと想定する。
- ・給水拠点SおよびA、計71箇所に1箇所あたり2tの供給を行う。

⇒給水車による供給目標量を142tと設定し、必要な「給水車：24台、人員：48名」を要請する。

■マニュアルや指針・手引き等

- ・「地震等緊急時対応の手引き」(発行：公益社団法人日本水道協会)
- ・「災害時応援要請・受入に関するマニュアル（水道編）」(作成：静岡市上下水道局)

■その他

--

5.2 応急復旧業務

応援機関に要請する業務	応急復旧の実施
応援機関	日本水道協会

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	水道計画課・課長	054-270-9140	

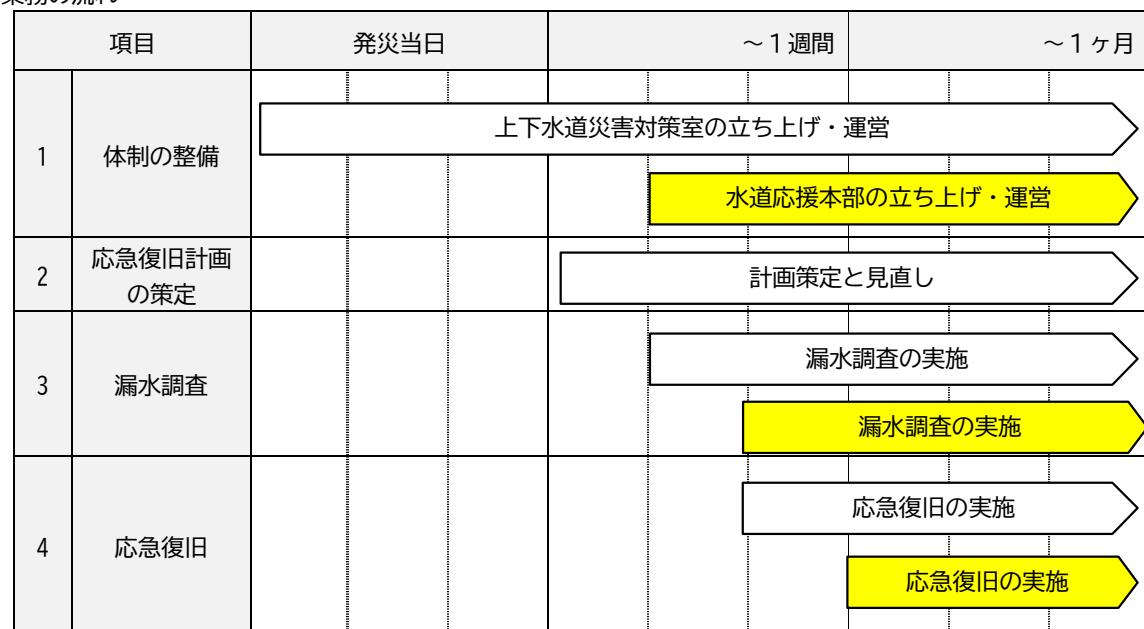
■業務の概要と流れ (は応援職員に要請する業務)

業務概要	水道班総括係または、応援本部と連携した水道施設の応急復旧の実施
------	---------------------------------

応援を要請する時期

発災 (12 時間以内・24 時間以内・2日目・ 3日目 ・4日目・7日目・それ以降)
--

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における 箇所)

体制整備	・日本水道協会を通じて派遣される先遣調査隊と連携し、水道応援本部を「静岡市上下水道局庁舎」内に設置する。※ただし、周辺の被災状況や応急給水の差配が困難な場合は、浄水場等に設置する。
漏水調査・応急復旧活動の実施	・水道応援本部および水道班総括係が連携し作成した「応急復旧計画」に基づき、医療機関や避難所等の重要施設までの水の供給の早期再開を目指す。

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	日本水道協会 静岡県支部
—	日本水道協会 中部地方支部

■応援職員等の活動場所

活動拠点 (屋内)	上下水道局庁舎3階 災害対策室
活動場所 (屋外)	<p>浄水場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・門屋浄水場 (葵区) ・南安倍配水場 (駿河区) ・清水谷津浄水場 (清水区) <p>その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質試験センター (清水区)

■応援要請にあたっての留意事項

大規模災害時は、浄水施設による飲料水の生成機能の確保が優先される。その後、水道管路の可用性を確認するために漏水調査を実施し、その結果により水道管路を通じた水の供給を順次再開する。この時、損傷を確認された水道管路は応急復旧を行うことになる。これらの一連の流れが遅滞なく実施され、手待ち等が生じないように応援事業体との綿密な連携を行う必要がある。

■応援職員等の要請人数の考え方

- ・応急復旧班は、総括 (3名)、漏水調査 (4名)、修理 (6名) の計 13 名を 1 事業体あたりの標準的な編成とする (参照: 地震等緊急時の手引き)
- ・応急復旧班を葵区、駿河区、清水区の各区に二班ずつ配置する。
- ・このため、6班 78 名の応援要請を日本水道協会に対して行う。

※応援要請は、発災から一定期間経過後に要請することを想定している。

※被災状況により「漏水調査のみ」「応急復旧のみ」の応援も随時要請していく。

■マニュアルや指針・手引き等

- ・「地震等緊急時対応の手引き」(発行: 公益社団法人日本水道協会)
- ・「災害時応援要請・受入に関するマニュアル (水道編)」(作成: 静岡市上下水道局)

■その他

--

5.3 下水管路調査（一次調査・二次調査）業務

応援機関に要請する業務	下水管路調査（一次調査・二次調査）		
応援機関	情報総括都市、支援都市		

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	下水道計画課・課長	054-270-9213	

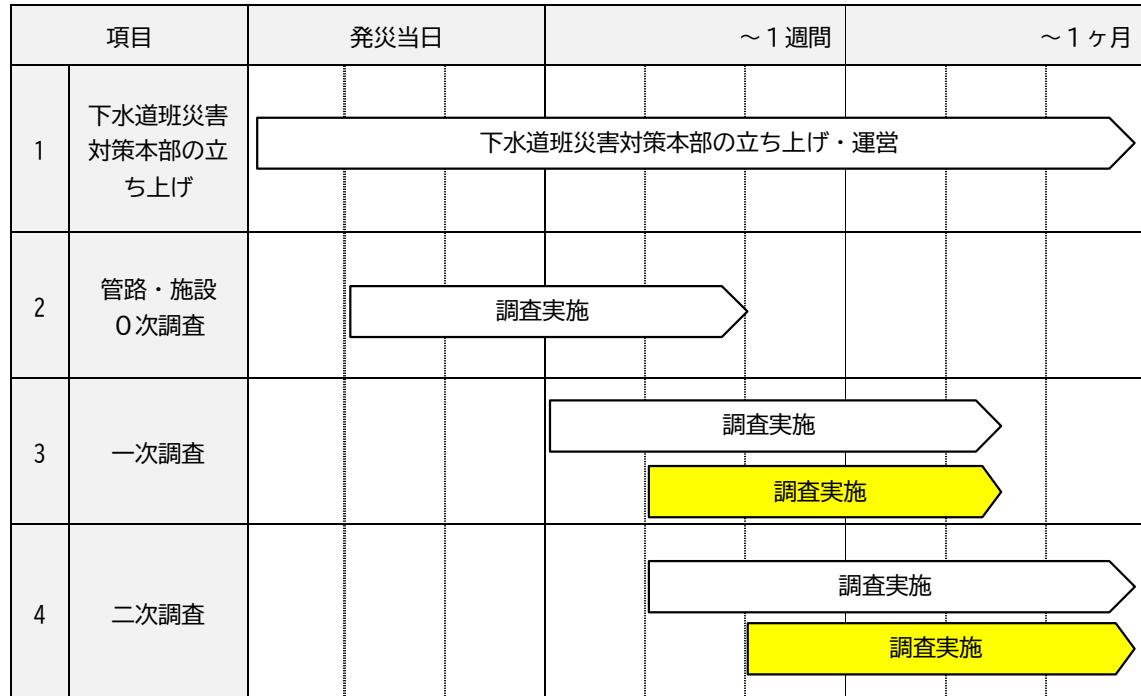
■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	緊急点検・緊急調査で得られた情報をもとに、応急復旧の必要性の判断、二次調査の必要性を判断し、被害量を定量的に把握。
------	---

応援を要請する時期

発災（12時間以内・24時間以内・2日目・ 3日目 ・4日目・7日目・それ以降）

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における 箇所）

一次調査・二次調査	・情報総括都市の割り振りにより指定される支援都市と連携し、人孔を開放し、下水管路の流下機能の有無を確認する。二次調査では、支援都市を監督者とし、調査機材を有する事業者を伴った調査チームを編成し、より詳細な管路の被害調査を実施する。
-----------	---

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	情報総括都市（東京都下水道局）
—	中部ブロック担当都市（新潟市）※東京都被災時のみ

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	上下水道局庁舎3階 災害対策室
活動場所（屋外）	浄化センター ・城北浄化センター（葵区）

■応援要請にあたっての留意事項

適切な応援要請を行うためには、情報総括都市の到着までに下水道班職員による緊急調査を遅滞なく実施する必要がある。この時に職員の被災による参集率の低下や限られた職員で効率的な調査を実施しなければならない。

■応援職員等の要請人数の考え方

【求める職種・資格】

- ・二次調査実施の可否の判断を要することがあるため、班長は係長級以上の方。
- ・応援職員の内、1名は下水道災害復旧に携わったことがある方。
- ・カメラ調査判定の知識・経験を有する職員【二次調査のみ】

【要請人数の考え方】

- ・1班あたり4名で編成し、活動期間は調査日のみで7日間とする。

※要請人数は下水道班災害対策本部と情報連絡総括都市との調整により決定する

■マニュアルや指針・手引き等

- ・「下水道事業における災害時支援に関するルール」
- ・「静岡市上下水道局受援マニュアル【下水道編】」（作成：静岡市上下水道局）

■その他

--

6.1 災害マネジメント業務

応援機関に要請する業務	災害マネジメント（災害対策本部運営への支援）
応援機関	総括支援チーム（対口支援団体）

■本市の業務主担当部署

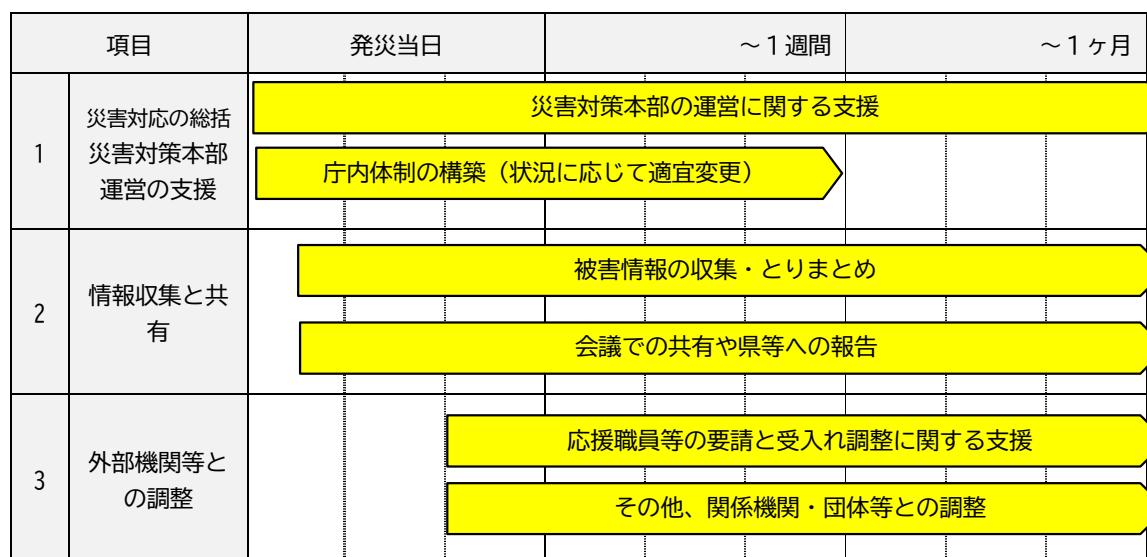
区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	人事課 課長	054-221-1009	

■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	災害対策本部の総括的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）
------	------------------------------------

応援を要請する時期

発災（  12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）



■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

以下の内容等において、災害マネジメントを総括的に支援する。

- ・災害対策本部会議の運営への支援
- ・市長への助言
- ・府内体制の構築と変更に関する助言
- ・被害情報の収集・とりまとめと災害対策本部会議での共有、県等関係機関への報告
- ・応援職員等の要請と受け入れ調整への支援
- ・その他関係機関・団体との調整

■府内の要請先

要請先	部・班名
<input type="radio"/>	総括部受援班

■関係機関・団体等の連絡先 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
<input type="radio"/>	県中部地域局
	県危機管理部危機政策課
	総務省応援派遣室

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	静岡府舎 新館3階食堂（茶木魚）ほか
活動場所（屋外）	—

■応援要請にあたっての留意事項

応援要請は県（中部地域局）に対して行う。

■応援職員等の要請人数の考え方

総括支援チームは、原則として1チーム3～5名で構成。本市としての要請人数の見積もりは不要。

■マニュアルや指針・手引き等

総務省「応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル<第6版>」（令和7年4月）

■その他

--

6.2 被災建築物の応急危険度判定業務（防災拠点施設）

応援機関に要請する業務	被災建築物の応急危険度判定業務
応援機関	応急危険度判定士（民間判定士）

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	建築総務課長	054-221-1050	

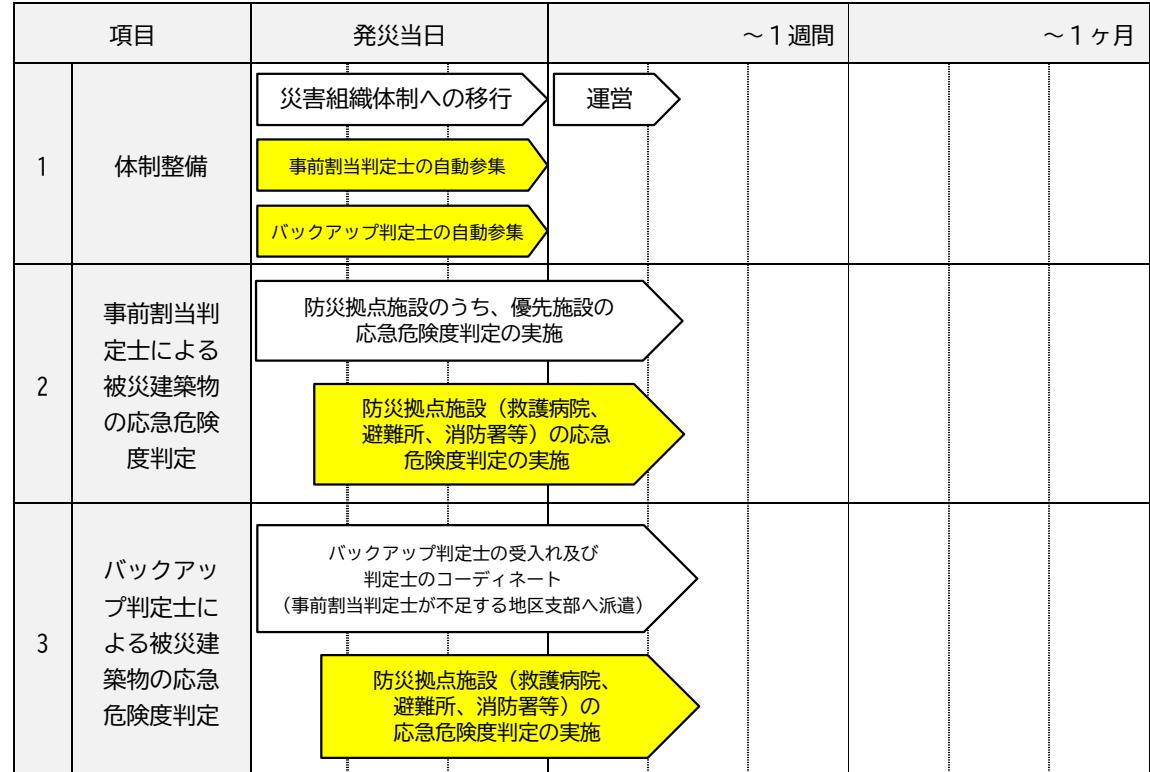
■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	被災建築物（防災拠点施設）の応急危険度判定を応急危険度判定コーディネーターの指示の下で行う
------	---

応援を要請する時期

発災（  12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）

業務の流れ



※「事前割当による避難所等の応急危険度判定実施概要」（静岡市）を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

被災建築物の応急危険度判定支援業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者等に判定士登録証を提示し、判定士であることを伝える 判定資機材の保管場所（防災倉庫）の鍵を開けるよう依頼し、資機材を取出す 判定作業は2人1組の判定チームで行う 地区支部分隊へ判定開始の連絡を行う 避難所等の応急危険度判定を実施 判定結果については、避難所等（各棟）に判定ステッカーを貼り付ける 判定終了後、地区支部分隊に判定結果等の報告を行う 特に注意を必要とする被災建築物については、その旨を報告する
-------------------	--

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
—	—
○ 静岡建設業協会	県建築安全推進課
○ 清水建設業協会	○ 静岡市清水区蒲原建設業組合
○ 由比建設業協力会	○ (株)ミツワ建設
○ (株)Z E A X	○ (株)Z E A X

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	静岡庁舎新館5階 建築総務課執務室、各区役所、各地区支部分隊
活動場所（屋外）	市内の防災拠点施設敷地内

■応援要請にあたっての留意事項

- 市内の民間応急危険度判定士（「協定締結団体の判定士」及び「事前割当判定士（各地区に事前に割り当てられた地元の民間判定士）」）は、震度に応じ、指定の参集場所へ自動参集し、防災拠点施設から判定を開始する。
- 活動拠点となる各区役所のうち、津波の危険性がある場合は、清水区役所ではなく、清水消防署を活動拠点とする。

■応援職員等の要請人数の考え方

被災建築物の応急危険度判定実施に必要な職員等人数から発災時に本市で動員できる職員数を引いて要請人数を算定する。

■マニュアルや指針・手引き等

- 被災建築物応急危険度判定マニュアル【（財）日本建築防災協会 全国被災建築物応急危険度判定協議会】
- 全国被災建築物応急危険度判定士等補償制度運用要領及び同事務マニュアル【同上】
- 被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担ガイドライン【同上】
- 事前割当による避難所等の応急危険度判定実施概要【静岡市】
- 静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル【静岡県】

■その他

--

6.3 被災建築物の応急危険度判定業務（住宅及び分娩・透析医療施設）

応援機関に要請する業務	被災建築物の応急危険度判定及び判定コーディネーター		
応援機関	被災建築物応急危険度判定協議会、静岡県建築士会		
■本市の業務主担当部署			
区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	建築安全推進課 課長	054-221-1124	

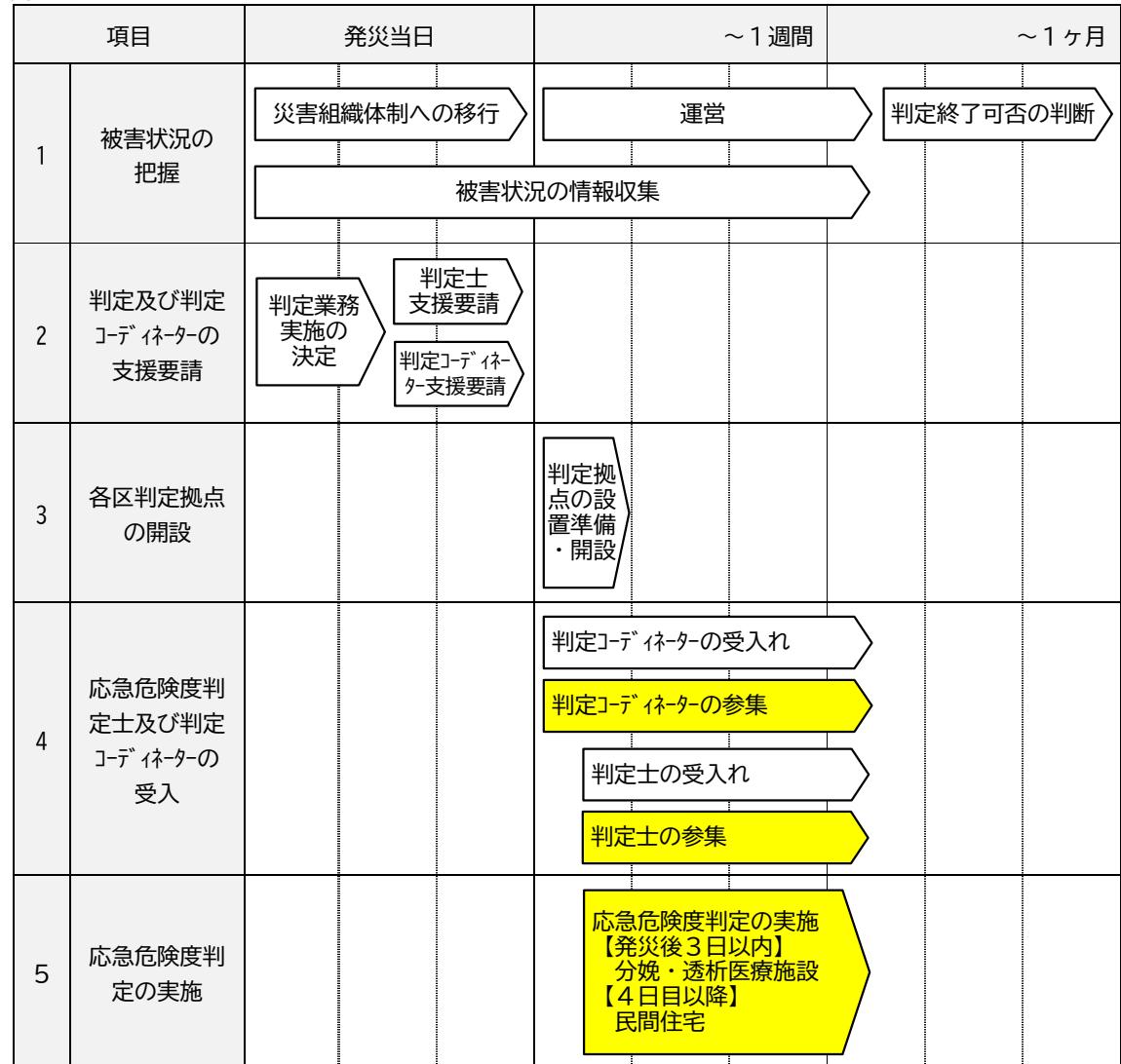
■業務の概要と流れ（◆は応援職員に要請する業務）

業務概要	被災建築物（住宅及び分娩・透析医療施設）の応急危険度判定を応急危険度判定コーディネーターの指示の下で行う。応急危険度判定の実施期間は、原則として地震発生から10日以内とする。
------	---

応援を要請する時期

発災（12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）
--

業務の流れ



※「大規模地震発生時における基本業務方針」（静岡市）を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における◆箇所）

応急危険度判定業務	<ul style="list-style-type: none"> 民間住宅及び分娩・透析医療施設の応急危険度判定を実施 判定作業は、2人1組の判定チームで行う 判定結果について、判定した建築物に判定ステッカーを貼り付ける 判定終了後、判定拠点へ参集し判定結果の集計、報告を行う
判定コーディネーター業務	<ul style="list-style-type: none"> 判定士の受入れ準備、判定士の受付を行う 判定実施チーム、班の編成及び判定街区の指示を行う 判定結果の取りまとめ、報告を行う

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
—	中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会
—	県建築安全推進課
○	県静岡土木事務所建築住宅課
○	（公社）静岡県建築士会 中部ブロック

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	判定拠点（静岡市歴史博物館、駿河区役所、静岡市立登呂博物館）
活動場所（屋外）	市内全域

■応援要請にあたっての留意事項

- 応急危険度判定士は、参集次第、分娩・透析医療施設の判定を実施する。
- 応援側に判定資機材（可能な範囲）、飲料物、食糧、携帯トイレの持参をお願いする。

■応援職員等の要請人数の考え方

○判定業務	応急危険度判定対象建築物数、判定予定期間及び1チーム・1日あたりの判定実施建築物数から必要な判定士の人数を算定し要請する。
	判定建築物数 ÷ 判定予定期間 = A (1日あたりの判定建築物数) A ÷ 15棟 (1チーム・1日あたりの判定実施建築物数) = Bチーム Bチーム × 2人 = 要請人数
○判定コーディネーター業務	各拠点 3人程度

■マニュアルや指針・手引き等

- 被災建築物応急危険度判定マニュアル【（財）日本建築防災協会 全国被災建築物応急危険度判定協議会】
- 大規模地震発生時における基本業務方針【静岡市】、静岡市応急危険度判定マニュアル【静岡市】
- 静岡県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル【静岡県】
- 静岡県地震被災建築物応急危険度判定 県及び市町震前支援計画書【静岡県】

■その他

判定士の支援要請は、【市→県（判定支援支部）→県（判定支援本部）→中部圏9県1市被災建築物応急危険度判定協議会→全国被災建築物応急危険度判定協議会】の順にあげ、中部圏又は全国協議会において調整の上、判定士が各都市へ派遣される。

6.4 被災宅地危険度判定業務

応援機関に要請する業務	被災宅地危険度判定の業務
応援機関	被災宅地危険度判定連絡協議会（東京本部・中部ブロック幹事県石川県）

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	開発審査課 課長	054-221-1408	

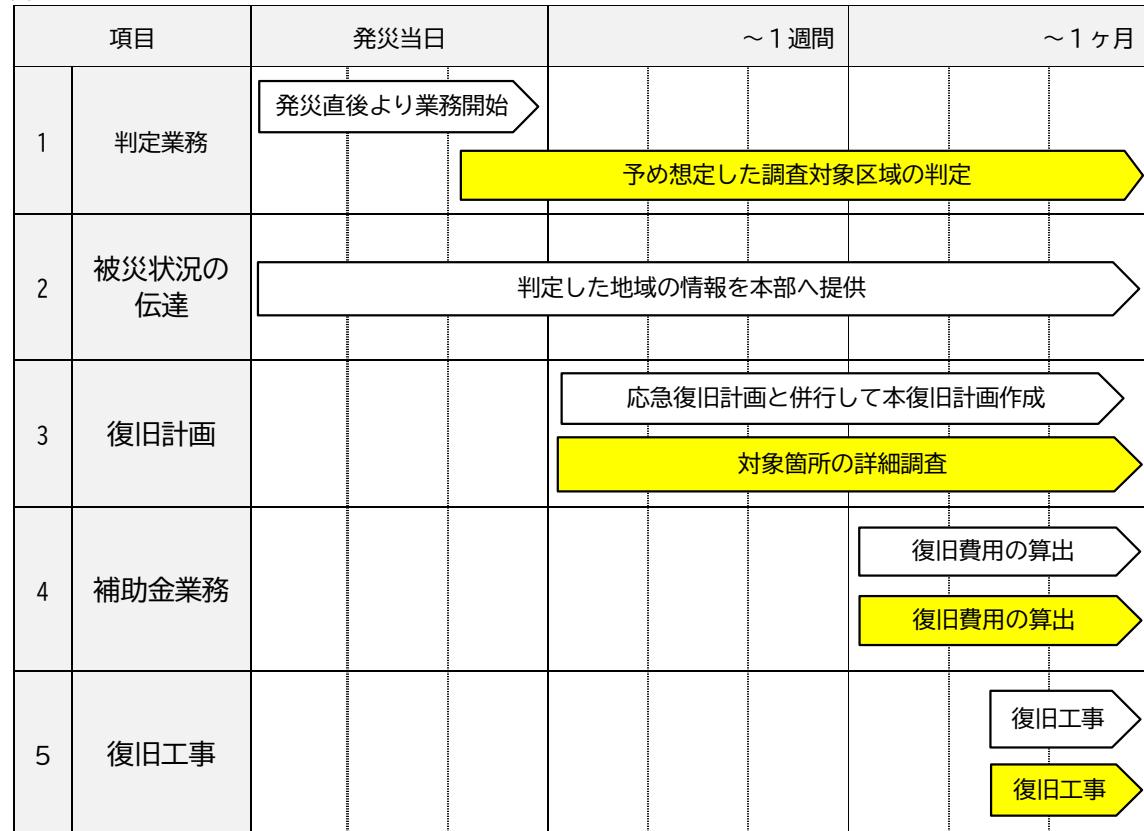
■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	宅地判定士を含む2～3人が1組になって、調査票等の定められた客観的な基準により、目視できる範囲の距離の箇所について被害状況を調査し、その結果をもとに危険度を判定する。判定結果は、危険、要注意、調査済の3種類の判定ステッカーを見えやすい場所に表示し、当該宅地の使用者、居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを識別できるように貼付する。
------	---

応援を要請する時期

発災	12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降
----	------------------------------------

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

判定業務	<ul style="list-style-type: none"> 判定が必要な地域の抽出と状況把握 判定資機材の準備、判定士への説明、調査結果整理 判定活動
復旧業務	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧（当面の災害を抑止する） 本復旧（判定調査結果、応急復旧の資料を活用した設計等） 判定調査から経過整理後、補助金等に備えた資料作成、地域への設計内容説明

■庁内の要請先

要請先	部・班名

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	県建築安全推進課
	国交省都市局都市安全課
○	被災宅地危険度判定連絡協議会（幹事県：石川県）

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	静岡庁舎 新館5階 開発審査課執務室（ポリテクセンター体育館交渉中）
活動場所（屋外）	各被災現場

■応援要請にあたっての留意事項

被害が大きい場合、被災宅地危険度判定連絡協議会幹事県：石川県に対し、応援職員の派遣を要請する。

■応援職員等の要請人数の考え方

判定業務（職員14人・参集率10%の場合1人・30%の場合4人） 受付、指示等の事務局要員 6人（不足5人～2人）※職員は事務局より配置 判定業務（5班想定・1班3名・15人必要） 判定士15人（不足15人）※職員を事務局へ充てるため必要数と不足数が同数 復旧業務 応急復旧（復旧箇所100箇所そのうち応急復旧を50箇所想定） 1箇所10人工×50箇所=500人工 期間90日間 6人/日…① 本復旧（復旧箇所100箇所そのうち本復旧を50箇所想定） 1箇所20人工×50箇所=1000人工 期間90日間 12人/日…② ①+②=不足18人

■マニュアルや指針・手引き等

被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（静岡市 調整中） 被災宅地危険度判定広域支援マニュアル（国土交通省） 被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会） 被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）
--

■その他

被災宅地危険度判定連絡協議会への派遣要請に先立ち、都市部都市計画支援班の職員で被災宅地危険度判定士として登録のある者に個別に応援を要請する。
--

6.5 避難所運営業務（葵区）

応援機関に要請する業務	避難所運営業務
応援機関	自治体

■本市の業務主担当部署

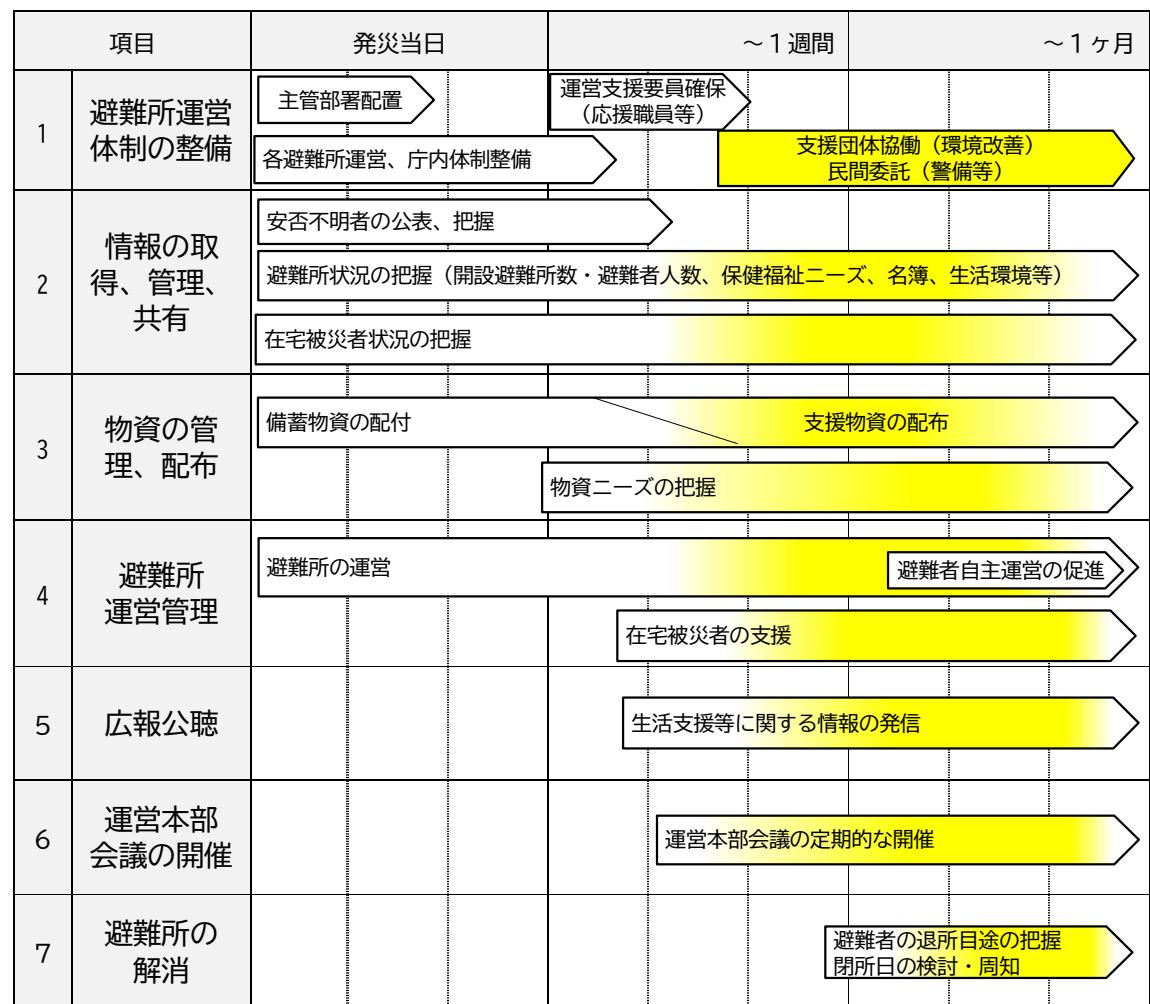
区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	葵区地域総務課 地域防災担当課長	054-221-1343	
業務責任者	葵区保健年金課 課長	054-221-1070	

■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	災害時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受け入れや避難所の運営（情報提供や支援物資の供給）、物資の仕分け、配達等を行う。
応援を要請する時期	

発災（12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

マネジメント業務支援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況把握（箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等） ・実施体制の構築（府内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整） ・在宅被災者への対策検討 ・避難所の環境改善に向けた検討 ・避難所の解消に向けた検討
実務への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 ・物資の管理、配付 ・在宅、車中泊等の被災者への支援 ・被災者への生活支援等の情報発信

■府内の要請先

要請先	部・班名
<input type="radio"/>	総括部受援班

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
—	—

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	葵区内各避難所
活動場所（屋外）	葵区内各避難所

■応援要請にあたっての留意事項

—

■応援職員等の要請人数の考え方

要請人数＝避難所運営に必要な職員数（※）－発災時に市で動員できる職員数 (※開設避難所数 × 避難所一ヶ所を運営管理する行政職員数（避難所規模・避難者数による） <発災直後> 発災直後（第1陣～避難所運営組織立上げ頃）は、具体的な必要数を算出することが困難なため、次のとおりとする。 要請人数＝開設する指定避難所 × 2名

■マニュアルや指針・手引き等

<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市地区支部災害対応業務概要 ・静岡県避難所運営マニュアル
--

■その他

—

6.6 避難所運営業務（駿河区）

応援機関に要請する業務	避難所運営業務			
応援機関	自治体			
■本市の業務主担当部署				
区分	部署・役職	連絡先	備考	
業務責任者	駿河区地域総務課 課長	054-287-8683		
業務責任者	駿河区保健年金課 課長	054-287-8624		
■業務の概要と流れ（ ◆ は応援職員に要請する業務）				
業務概要	災害時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営（情報提供や支援物資の供給）や物資の仕分け、配送等を行う。			
応援を要請する時期	発災（12時間以内・ ◆ 24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）			
業務の流れ				
項目	発災当日	～1週間	～1ヶ月	
1 避難所運営体制の整備	主管部署配置 各避難所運営、庁内体制整備	運営支援要員確保（応援職員等） 支援団体協働（環境改善） 民間委託（警備等）		
2 情報の取得、管理、共有	安否不明者の公表、把握 避難所状況の把握（開設避難所数・避難者人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等） 在宅被災者状況の把握			
3 物資の管理、配布	備蓄物資の配付 物資ニーズの把握	支援物資の配布		
4 避難所運営管理	避難所の運営 在宅被災者の支援	避難者自主運営の促進		
5 広報公聴		生活支援等に関する情報の発信		
6 運営本部会議の開催		運営本部会議の定期的な開催		
7 避難所の解消		避難者の退所目途の把握 閉所日の検討・周知		

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における◆箇所）

マネジメント業務支援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況把握（箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等） ・実施体制の構築（庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整） ・在宅被災者への対策検討 ・避難所の環境改善に向けた検討 ・避難所の解消に向けた検討
実務への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 ・物資の管理、配付 ・在宅、車中泊等の被災者への支援 ・被災者への生活支援等の情報発信

■庁内の要請先

要請先	部・班名
<input checked="" type="radio"/>	総括部受援班

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
—	—

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	各避難所
活動場所（屋外）	各避難所ほか

■応援要請にあたっての留意事項

--

■応援職員等の要請人数の考え方

<基本的な考え方>
要請人数 = 避難所運営に必要な職員数（※） - 発災時に市で動員できる職員数
(※開設避難所数 × 避難所一ヶ所を運営管理する行政職員数（避難所規模・避難者数による）

<発災直後>
発災直後（第1陣～避難所運営組織立上げ頃）は、具体的な必要数を算出することが困難なため、次のとおりとする。
要請人数 = 開設する指定避難所 × 2名

■マニュアルや指針・手引き等

<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市地区支部災害対応業務概要 ・静岡県避難所運営マニュアル
--

■その他

- ・派遣先によっては、避難所施設内の職員用のスペースで寝泊りをしていただく場合がある。
- ・可能であれば、派遣される職員のうち数名は女性が望ましい。

6.7 避難所運営業務（清水区）

応援機関に要請する業務	避難所運営業務							
応援機関	自治体							
■本市の業務主担当部署								
区分	部署・役職	連絡先	備考					
業務責任者	清水区役所地域総務課 防災・防犯担当課長	054-354-2024						
業務責任者	清水区役所保健年金課 保険係長	054-354-2140						
■業務の概要と流れ（  は応援職員に要請する業務）								
業務概要	災害時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受け入れや避難所の運営（情報提供や支援物資の供給）や物資の仕分け、配送等を行う。							
応援を要請する時期								
発災（12時間以内・  24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）								
業務の流れ								
1 避難所運営体制の整備	項目	発災当日	～1週間	～1ヶ月				
	主管部署配置	運営支援要員確保（応援職員等）						
	各避難所運営、庁内体制整備	 支援団体協働（環境改善） 民間委託（警備等）						
	安否不明者の公表、把握							
	避難所状況の把握（開設避難所数・避難者人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等）							
	在宅被災者状況の把握							
	備蓄物資の配付	支援物資の配布						
2 情報の取得、管理、共有		物資ニーズの把握						
	安否不明者の公表、把握							
	避難所状況の把握（開設避難所数・避難者人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等）							
3 物資の管理、配布	在宅被災者状況の把握							
	備蓄物資の配付	支援物資の配布						
		物資ニーズの把握						
4 避難所運営管理	避難所の運営	避難者自主運営の促進						
		在宅被災者の支援						
5 広報公聴								
		生活支援等に関する情報の発信						
6 運営本部会議の開催								
		運営本部会議の定期的な開催						
7 避難所の解消								
		避難者の退所目途の把握 閉所日の検討・周知						

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

マネジメント業務支援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の状況把握（箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等） ・実施体制の構築（庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整） ・在宅被災者への対策検討 ・避難所の環境改善に向けた検討 ・避難所の解消に向けた検討
実務への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営 ・物資の管理、配付 ・在宅、車中泊等の被災者への支援 ・被災者への生活支援等の情報発信

■庁内の要請先

要請先	部・班名
<input checked="" type="radio"/>	総括部受援班

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
—	—

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	各避難所
活動場所（屋外）	各避難所ほか

■応援要請にあたっての留意事項

■応援職員等の要請人数の考え方

<基本的な考え方>
要請人数=避難所運営に必要な職員数（※）-発災時に市で動員できる職員数 (※開設避難所数 × 避難所一ヶ所を運営管理する行政職員数（避難所規模・避難者数による）
<発災直後>
発災直後（第1陣～避難所運営組織立上げ頃）は、具体的な必要数を算出することが困難なため、次のとおりとする。
要請人数=開設する指定避難所×2名

■マニュアルや指針・手引き等

<ul style="list-style-type: none"> ・静岡市地区支部災害対応業務概要 ・静岡県避難所運営マニュアル

■その他

6.8 遺体収容所管理業務

応援機関に要請する業務	遺体収容所管理業務
応援機関	静岡県警、医師会、歯科医師会、葬祭業者、輸送業者

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	感染症対策課 課長	054-249-3152	

■業務の概要と流れ (は応援職員に要請する業務)

業務概要	大規模災害により多数の犠牲者が出た場合、遺体の収容、洗浄、検視・検案、身元確認、遺体処置、遺族への引渡しを行う遺体収容所を開設・管理し、遺族等による火葬（埋葬）に繋げる。
------	---

応援を要請する時期

発災 (12 時間以内・  24 時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降)
--

業務の流れ

項目	発災当日	~1週間	~1ヶ月
1 収容所の開設・運営	遺体収容所の開設 遺体収容所の開設（警察）	遺体収容所の運営 遺体収容所の運営（警察）	
2 遺体の収容		遺体収容施設に運ばれた遺体の収容・受付	
3 検視・検案		遺体の検視・検案活動（警察、医師）	
4 身元確認		遺体の身元確認活動（歯科医師）	
5 遺体の安置、引渡し		遺体を一時保存し、身元が判明した場合に 遺体・遺品を遺族に引き渡す	
6 資機材の確保		遺体の保存に必要な資機材の確保 遺体の保存に必要な資機材の確保（葬祭業者）	
7 遺体の搬送		遺体の搬送手段の確保（輸送業者）	

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における 箇所）

収容所の開設・運営	・遺体収容所の施設に必要な資機材を運び入れ、資機材の配置を行う。 ・遺体収容所の運営、管理を行う。
検視・検案業務	・検視：犯罪性の有無の観点から死亡の状況や死因調査を行う。警察が行う。 ・検案：医学的な観点から死亡原因を調べ、死体検案書を作成する。医師が行う。
身元確認業務	・身元不明の遺体について、歯牙の特徴の把握、歯型の採取を行う。歯科医師が行う。
資機材等の確保	・遺体の保存に必要な資機材等の確保（収容所運営に必要な物資、遺体洗浄用の水、棺、ドライアイス、遺体収納袋、毛布等）
遺体の搬送	・遺体の搬送手段の確保（搬送車両、搬送人員等）

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
<input type="radio"/>	静岡中央警察署
<input type="radio"/>	静岡南警察署
<input type="radio"/>	清水警察署
<input type="radio"/>	静岡市静岡医師会
<input type="radio"/>	静岡市清水医師会
<input type="radio"/>	静岡市静岡歯科医師会
<input type="radio"/>	静岡市清水歯科医師会
<input type="radio"/>	全日本冠婚葬祭互助会
<input type="radio"/>	静岡県葬祭業協同組合
<input type="radio"/>	全国靈柩自動車協会

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	なし
活動場所（屋外）	<p>遺体収容施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央体育館（葵区駿府町 2-80） ・南部体育館（駿河区曲金 3-1-30） ・清水総合運動場（清水区清開 2-1-1） ・由比体育館（清水区由比 456-151） ・清水庵原球場（清水区庵原町 3000）

■応援要請にあたっての留意事項

- ・医師及び歯科医師の応援については、医師会及び歯科医師会を通して被災地外の機関に協力を要請する。
- ・大規模災害時には、発災直後から遺体が搬送されてくることから、速やかに遺体収容施設を開設できるよう体制を構築する必要がある。

■応援職員等の要請人数の考え方

- ・医師会及び歯科医師会との協定に基づき対応

■マニュアルや指針・手引き等

- ・災害時の医療救護活動に関する協定（医師会、歯科医師会）
- ・災害時における応急対策活動の協力に関する協定（全日本冠婚葬祭互助協会、静岡県葬祭協同組合）
- ・災害救助における支援協力に関する協定（市内小売業）
- ・（静岡県）災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定
- ・静岡市遺体措置計画（遺体措置マニュアル）
- ・静岡県警察協力医運用要綱、静岡県警察協力歯科医運用要綱

■その他

医療救護本部だけではマンパワーを確保できない場合、庁内（各区本部）に応援職員の派遣を求める。

6.9 災害廃棄物収集運搬業務

応援機関に要請する業務	災害廃棄物収集運搬業務
応援機関	自治体応援職員（県に要請）、公益社団法人全国都市清掃会議

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	ごみ減量推進課・課長	054-221-1075	

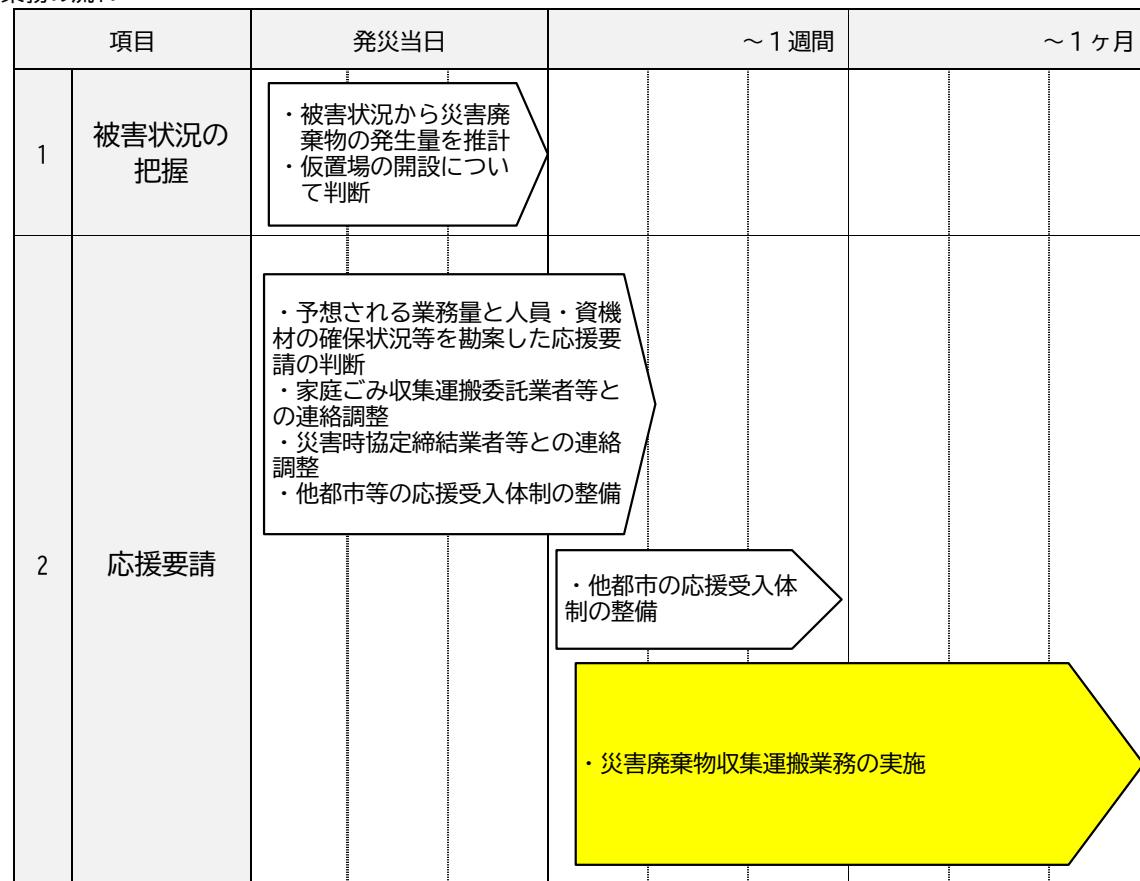
■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 各臨時ごみ集積所に排出された災害廃棄物を収集し、仮置場へ運搬する。 災害廃棄物を各家庭から個別回収し仮置場へ運搬する。 生活ごみ及び避難所ごみを清掃工場へ搬入する。
------	--

応援を要請する時期

発災（12時間以内・  ・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における箇所）

静岡県	<ul style="list-style-type: none"> 環境省への応援職員要請の連絡
公益社団法人 全国都市清掃会議	<ul style="list-style-type: none"> 各臨時ごみ集積所に排出された災害廃棄物を収集し、仮置場へ運搬する。 災害廃棄物を各家庭から個別回収し仮置場へ運搬する。 生活ごみ及び避難所ごみを清掃工場へ搬入する。

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
<input type="radio"/>	県廃棄物リサイクル課
<input type="radio"/>	公益社団法人全国都市清掃会議

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	—
活動場所（屋外）	各被災現場

■応援要請にあたっての留意事項

--

■応援職員等の要請人数の考え方

被害規模と環境省から派遣される応援職員の数による。

■マニュアルや指針・手引き等

・静岡市災害廃棄物処理計画

■その他

--

6.10 災害廃棄物仮置場運営業務

応援機関に要請する業務	災害廃棄物仮置場運営業務
応援機関	公益社団法人静岡県産業廃棄物処理業協同組合

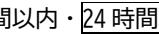
■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	ごみ減量推進課・課長	054-221-1075	

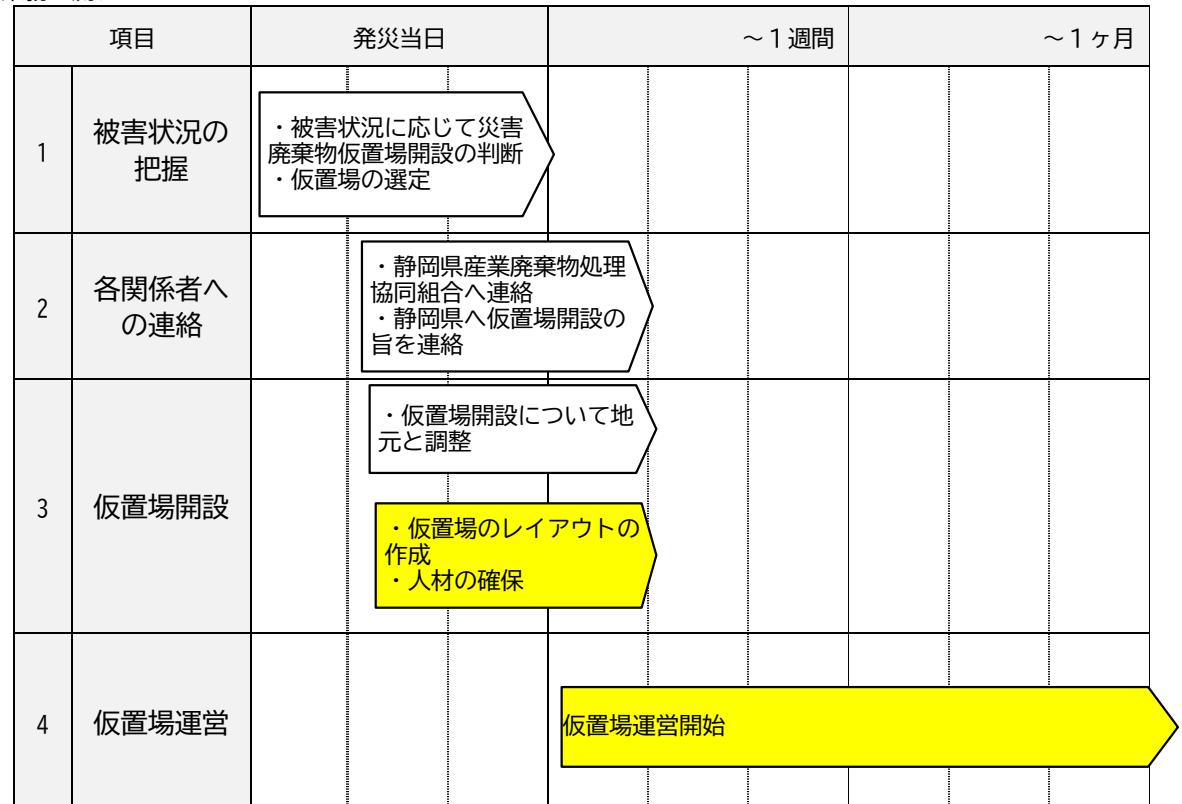
■業務の概要と流れ (は応援職員に要請する業務)

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理業務…常に事故の未然防止を心がけ、業務上の安全管理を徹底 場内管理業務…廃棄物等の飛散、流出などがないよう、必要な場内管理を行う 技術管理業務…履行期間内に業務を完了するために必要な業務改善を行う 住民要望管理業務…周辺住民からの苦情、要望、意見などがあった場合の対応 報告管理業務…日々の業務日報等で速やかに提出する
------	---

応援を要請する時期

発災 (12 時間以内・  ・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降)

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における 箇所)

公益社団法人静岡県産業廃棄物処理業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理業務…常に事故の未然防止を心がけ、業務上の安全管理を徹底 場内管理業務…廃棄物等の飛散、流出などがないよう、必要な場内管理を行う 技術管理業務…履行期間内に業務を完了するために必要な業務改善を行う 住民要望管理業務…周辺住民からの苦情、要望、意見などがあった場合の対応 報告管理業務…日々の業務日報等で速やかに提出する
-----------------------	---

■応援の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	県産業廃棄物処理業協同組合

■応援職員等の活動場所

活動拠点 (屋内)	—
活動場所 (屋外)	災害廃棄物仮置場

■応援要請にあたっての留意事項

【求める職種・資格】
・災害廃棄物処理を経験し、知見を有する人材
・バックホー、ホイールローダー、散水車、ダンプ、アームロール車等の操作が可能な人材

■応援職員等の要請人数の考え方

【要請人数の考え方】
・受付 (2~4名)
・廃棄物の受入れ、積込み、選別作業 (5~10名)
・交通誘導員 (4~8名)
・散水業務 (1~2名)
・警備員 (1~2名)

■マニュアルや指針・手引き等

・災害廃棄物処理計画
・初動対応マニュアル

■その他

--

6.11 公費解體業務

応援機関に要請する業務	公費解体に係る事務
応援機関	自治体応援職員（県に要請）

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	ごみ減量推進課・課長	054-221-1075	

■業務の概要と流れ（は応援職員に要請する業務）

業務概要	<ul style="list-style-type: none">・公費解体申請・受付に関する事務・公費解体申請に係る法的解釈についての助言
------	--

応援を要請する時期

発災（12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）

業務の流れ

項目		発災当日			～1週間		～1ヶ月	
1	損壊家屋の解体・撤去の方針決定							
2	公費解体申請に係る事務手続きの準備							
3	公費解体の申請及び受付							

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における 箇所）

静岡県	・環境省への応援職員要請の連絡 ・公費解体に係る法的解釈の技術的助言
他自治体	・公費解体申請受付窓口での市民対応

■ 庁内の要請先

要請先	部・班名
一	一

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	県廃棄物リサイクル課

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	静岡庁舎、清水庁舎、駿河区庁舎
活動場所（屋外）	各被災現場

■応援要請にあたっての留意事項

他自治体の応援要請は、静岡県を通して国が行う。

■応援職員等の要請人数の考え方

被害規模と環境省から派遣される応援職員の数による。

■ マニフェルや指針・手引き等

- ・静岡市災害廃棄物処理計画
- ・静岡市地域防災計画

■ その他

11. **What is the primary purpose of the *Journal of Clinical Endocrinology and Metabolism*?**

6.12 住家の被害認定調査業務・罹災証明書の交付業務・交付後の相談業務

応援機関に要請する業務	住家の被害認定調査業務
応援機関	・静岡県土地家屋調査土会 ・地方公共団体（政令市他、対口支援自治体）

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	税制課 参与兼課長	054-221-1493	

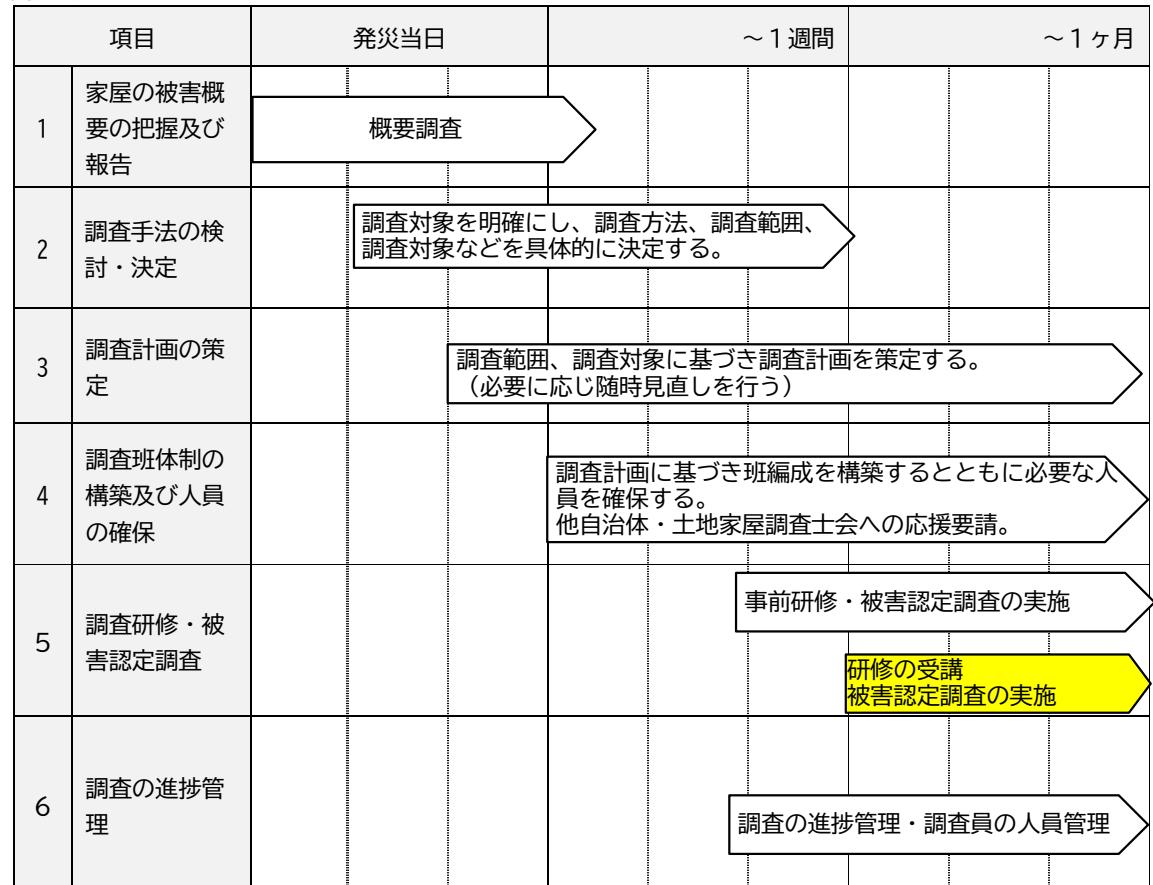
■業務の概要と流れ（◆は応援職員に要請する業務）

業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 調査業務に従事する前に家屋調査総括係が実施する研修を受講する。 調査業務1日目は、他市職員2名+本市職員1名で実地研修を兼ね調査を行う。 2日目以降は、他市職員3名で調査を行う 罹災証明書発行後、被災住民等から寄せられた相談に対応（県土地家屋調査土会）
------	---

応援を要請する時期

発災（12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・ 4日目 ・7日目・それ以降）

業務の流れ

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における◆箇所）

住家の被害認定調査業務	<ul style="list-style-type: none"> 住家の被害認定調査研修の受講 住家の被害認定調査（現地調査）、損害割合の計算
罹災証明書交付後の相談業務	<ul style="list-style-type: none"> 罹災証明書交付後、被災住民等から寄せられた相談に対応

■庁内の要請先

要請先	部・班名
<input type="radio"/>	総括部受援班

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
<input type="radio"/>	静岡県土地家屋調査土会
—	—

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	静岡庁舎 新館2階 固定資産税課執務室 他 その他、静岡市地域防災計画（資料編）4-23に示す場所
活動場所（屋外）	市内一円（被災家屋調査場所）

■応援要請にあたっての留意事項

--

■応援職員等の要請人数の考え方

【求める職種・資格】 土地家屋調査士 自治体職員（固定資産税業務経験者が好ましい）
【要請人数の考え方】 調査は1班につき応援職員3名で調査を行う。 1次調査は1件あたり20分程度要すると考え、1日20棟を目標としている。 →要請人数=調査対象棟数÷20棟×2人（概算） (※2次調査は1棟あたり40分程度)

■マニュアルや指針・手引き等

・災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） ・静岡市大規模災害時対応マニュアル（税務部）
--

■その他

--

6.13 被災者支援業務

応援機関に要請する業務	被災者支援業務					
応援機関	静岡県災害対策土業連絡会					
■本市の業務主担当部署						
区分	部署・役職	連絡先	備考			
業務責任者	生活安全安心課 課長	054-221-1054				
■業務の概要と流れ (◆ は応援職員に要請する業務)						
業務概要	専門家による生活再建に関する相談対応					
応援を要請する時期						
発災 (12 時間以内・24 時間以内・ 2日目 ・3日目・4日目・7日目・それ以降)						
業務の流れ						
	項目	発災当日	~ 1 週間			
			~ 1 ヶ月			
1	体制整備	災害組織体制への移行	実施方針の決定・体制構築 ◆ 運営			
			実施体制の構築 (各土業への応援要請等) ◆			
2	広報		広報手段の検討 ◆ 広報 (広報班との連携)			
			チラシ等の作成・更新 ◆			
3	問合せ対応		問合せ対応 ◆ Q&A 作成・更新			
4	相談窓口の設置	資機材の調達・会場調整	会場設営・運営 ◆ オンライン相談			
			現地相談会場の調整 ◆ 資機材の調達			
			会場設営・運営 ◆ 相談対応			
5	相談状況の確認・フォロー		相談状況の確認・各土業との連絡調整・フォロー ◆ 相談内容のフィードバック			

■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における ◆ 箇所)

マネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者支援・相談業務に関する実施方針の検討 ・実施体制の構築 (各土業への応援要請等)
被災者支援・相談業務	<ul style="list-style-type: none"> ・広報資料の作成・更新 ・Q & Aの作成・更新 ・相談対応 (オンライン及び窓口) ・相談状況の確認・フォロー

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	県県民生活課
	県災害対策土業連絡会

■応援職員等の活動場所

活動拠点 (屋内)	静岡庁舎 新館1階 葵区地域総務課 市民相談室内 駿河区役所 3階 駿河区地域総務課 市民相談室内 清水区役所 4階 清水区地域総務課 市民相談室内
活動場所 (屋外)	—

■応援要請にあたっての留意事項

- ・応援要請にあたっては、静岡県と静岡県災害対策土業連絡会との間で合意書を締結しているため、県を通じて依頼することとなるが、実際の相談業務の連絡調整等は市と静岡県災害対策土業連絡会とで行う。
- ・静岡県災害対策土業連絡会との連絡調整は事務局 (静岡県弁護士会) と行う。

■応援職員等の要請人数の考え方

受付等を行う現場で必要な職員は各区の市民相談員が対応できるものと考え、純粋に被災者支援・相談業務に必要な人数を下記のとおり見積る。

- ・1 ブースあたり 5 名程度の専門家の配置予定 (弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士等)
- ・各区に 1 ~ 2 ブース程度の窓口を開設予定
- ・上記から 1 日あたり 20 ~ 30 人程度を要請

■マニュアルや指針・手引き等

■その他

6.14 公共土木施設災害応急対策業務

応援機関に要請する業務	建設局所管の公共土木施設（道路、橋梁、河川等）の災害復旧に関すること
応援機関	リエゾン（静岡国道事務所、静岡河川事務所）、TEC-FORCE、災害協定締結業者（静岡建設業協会、清水建設業協会）、他自治体

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	建設政策課 課長	054-221-1446	

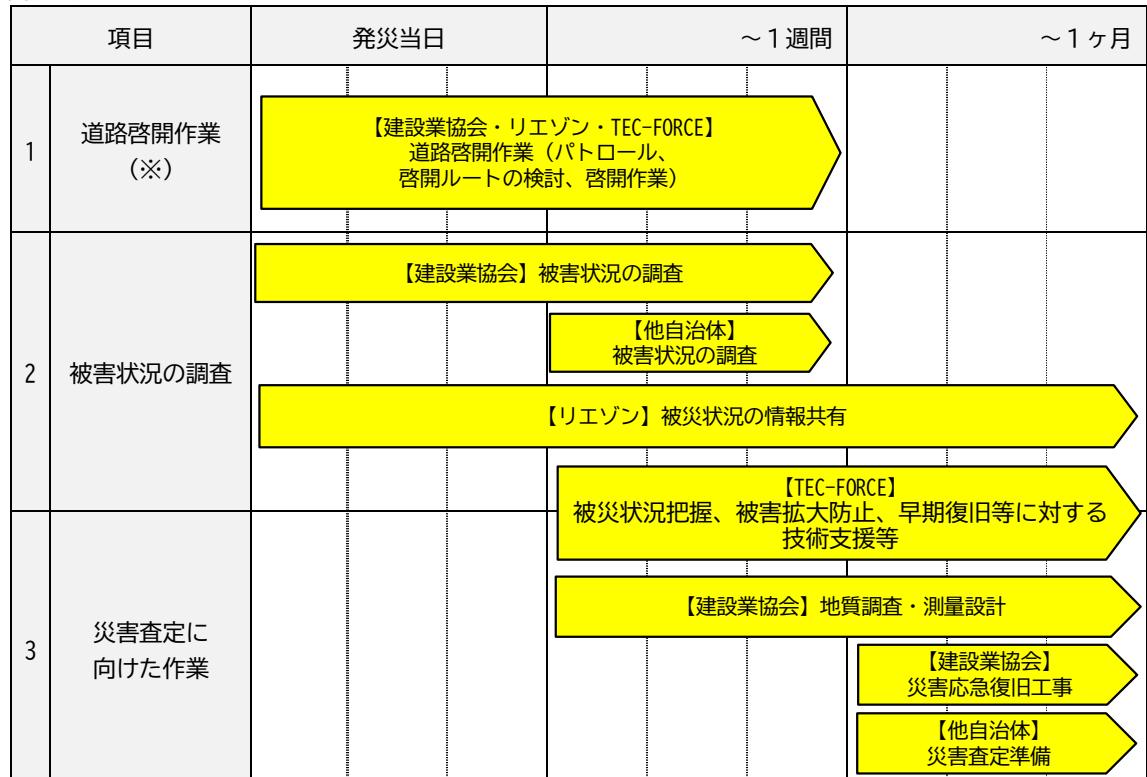
■業務の概要と流れ（➡は応援職員に要請する業務）

業務概要	建設局所管の公共土木施設（道路、橋梁、河川等）の早期復旧
------	------------------------------

応援を要請する時期

発災（12時間以内・24時間以内・2日目・3日目・4日目・7日目・それ以降）
--

業務の流れ



※：道路啓開に関しては、受援シート『緊急輸送ルート等の通行確保』参照

■応援要請を検討する主な業務内容（「業務の概要と流れ」における➡箇所）

リエゾン	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況等について静岡市（建設班）と情報共有（・静岡市（建設班）と道路啓開ルートについて協議） 必要に応じて、TEC-FORCEへの応援要請
TEC-FORCE	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の「被災状況調査」、「応急対応」を対応（査定準備前まで） 被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援
災害協定締結業者	<ul style="list-style-type: none"> 建設班からの指示により災害協定に基づき、災害応急復旧工事に必要な地質調査等業務及び測量設計等業務、公共施設の被害状況の調査、（道路啓開作業、）工事請負契約に先立つ出動要請による公共施設の災害応急復旧工事を実施
他自治体	<ul style="list-style-type: none"> 被災状況に応じて、被災状況の調査、災害査定準備（被災箇所の調査、測量、設計等）を実施

■庁内の要請先

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	静岡建設業協会
○	清水建設業協会
○	国土交通省 静岡国道事務所 管理第一課
○	他自治体

■応援職員等の活動場所

活動拠点（屋内）	災害協定業者・他自治体：ブロック活動拠点 (令和7年度静岡市建設局配備マニュアルp3-6～3-13) リエゾン・TEC-FORCE・他自治体： 静岡庁舎 新館4階 建設局災害対策室
活動場所（屋外）	各被災現場

■応援要請にあたっての留意事項

TEC-FORCEへの要請は、被災状況に応じてリエゾンと協議、リエゾンより行う。

■応援職員等の要請人数の考え方

- リエゾン：国との連絡窓口となる人数として1～3名程度
- TEC-FORCE：被災状況により応相談
- 災害協定締結業者：各ブロックへ割り当てる通り
- 他自治体：被災規模により検討

■マニュアルや指針・手引き等

- 災害時における応急対策業務に関する協定書、・災害時における地質調査等業務委託に関する協定書
- 災害時における測量設計等業務委託に関する協定書
- 静岡市建設局配備マニュアル、・「土木分野における災害協定」締結業者 大規模災害時対応マニュアル
- 災害手帳

■その他

--

7.1 災害ボランティア本部の運営業務

応援機関に要請する業務	災害ボランティア本部の運営
応援機関	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

■本市の業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考
業務責任者	市民自治推進課 課長	054-221-1372	

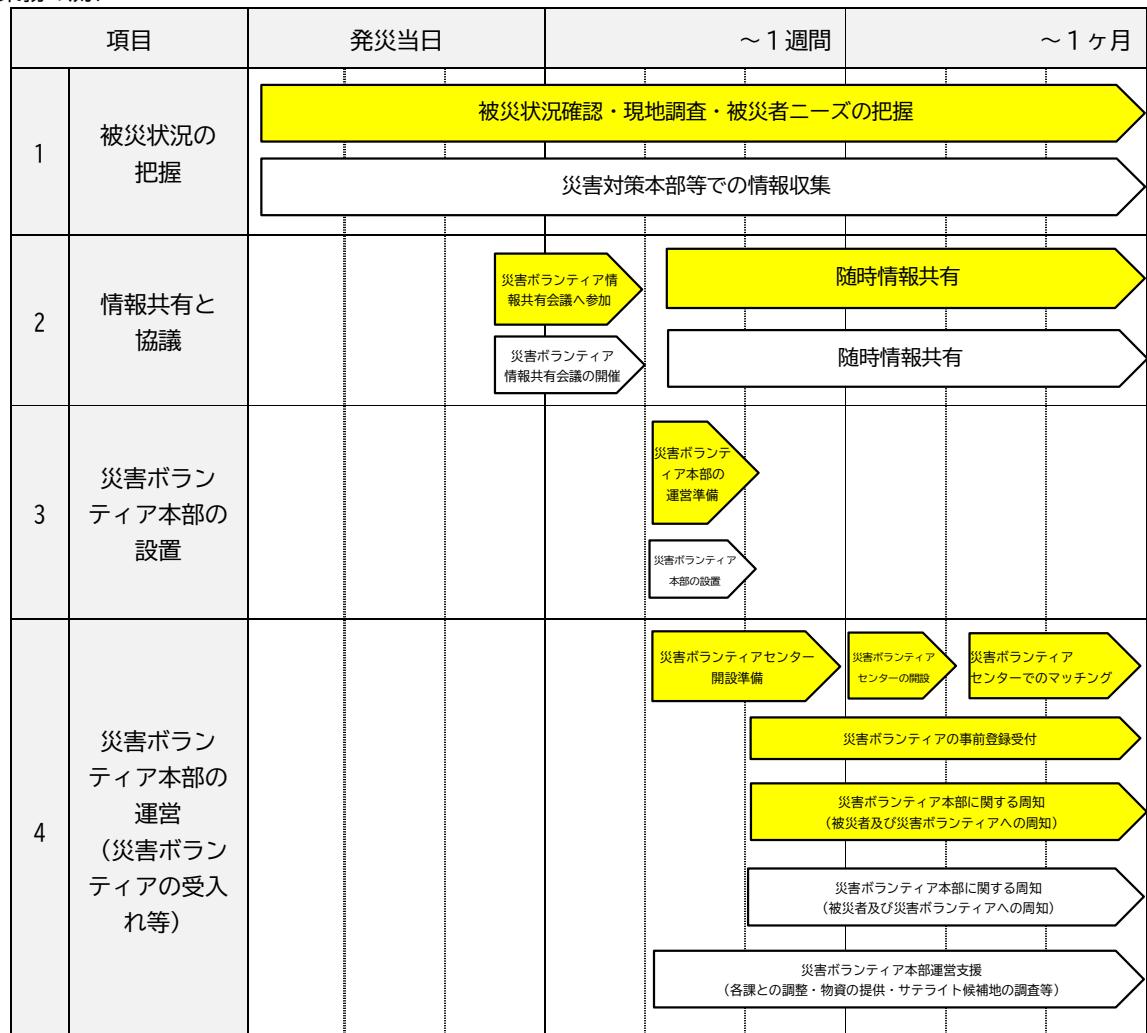
■業務の概要と流れ (は応援職員に要請する業務)

業務概要	災害ボランティアの受入れ、被災者のニーズの受付、災害ボランティア活動に関する情報収集、その他災害ボランティア本部の運営に必要な業務を行う。
------	---

応援を要請する時期

発災 (12 時間以内・24 時間以内・2 日目・3 日目・4 日目・7 日目・それ以降)

業務の流れ



■応援要請を検討する主な業務内容 (「業務の概要と流れ」における 箇所)

災害ボランティア本部の設置・運営	市が災害ボランティア本部を設置し、運営に関する事務を応援機関に委託する。災害ボランティア本部では以下の業務を行う。 (1) 災害ボランティアの受入れ (2) 被災者のニーズの受付 (3) 災害ボランティアの活動場所のあっせん、配置調整、活動内容の指示等 (4) 災害ボランティア活動にかかる情報収集及び情報発信、関係機関・団体との連絡調整等 (5) 前各号に掲げるもののほか、本部の運営に必要な業務
------------------	--

■応援職員等の活動場所

要請先	部・班名
—	—

■関係機関・団体等 ※詳細情報は、別冊3「応援機関の連絡先」を参照

要請先	機関名
○	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会

■応援職員等の活動場所

活動拠点(屋内)	中央福祉センター
活動場所(屋外)	地域防災計画(資料編)4-24に記載の各地区災害ボランティアセンター及び必要に応じて被災地周辺に設置するサテライト

■応援要請にあたっての留意事項

--

■応援職員等の要請人数の考え方

対象となる災害の規模により必要人員が異なることから、発災後に応援機関と協議の上決定する。
--

■マニュアルや指針・手引き等

災害ボランティア本部設置・運営マニュアル 静岡市災害ボランティア本部の設置及び運営に関する協定書

■その他

--

個人情報を含むため取扱注意

部外秘

静岡市受援計画

別冊3 応援機関の連絡先

(令和8年1月時点)

個人情報等を含むため、

一覧及び様式のみ掲載します。

番号	応援機関 ※下段の()内は要請・連絡先	応援機関の区分					主な担当課
		国	静岡県	県外自治体	民間事業者	その他	
進入経路の確保							
1	静岡建設業協会				○		建設政策課
2	清水建設業協会				○		
3	国土交通省リエゾン、TEC-FORCE (静岡国道事務所 管理第一課)	○					
救出救助							
1	緊急消防援助隊等航空部隊 (県消防防災航空隊)		○				警防課
2	緊急消防援助隊等陸上部隊 (総務省消防庁)	○					
3	自衛隊 (県危機対策課)		○				
4	自衛隊 (陸上自衛隊第34普通科連隊)	○					人事課(受援班)・危機管理課
5	海上保安庁 (第三管区海上保安本部清水海上保安本部)	○					
医療・福祉							
1	保健医療活動チーム (県中部健康福祉センター地域医療課)		○				保健衛生医療課 (DPAT: こころの健康センター) (JDAT: 健康づくり推進課) (薬剤師チーム: 生活衛生課)
2	静岡医師会					○	
3	清水医師会					○	
4	静岡歯科医師会					○	
5	清水歯科医師会					○	
6	静岡市薬剤師会					○	
7	清水薬剤師会					○	
8	保健師等チーム (県中部健康福祉センター健康増進課)		○				
9	静岡市薬剤師会					○	生活衛生課
10	清水薬剤師会					○	

番号	応援機関 ※下段の()内は要請・連絡先	応援機関の区分					主な担当課
		国	静岡県	県外自治体	民間事業者	その他	
11	災害派遣福祉チーム (県福祉長寿政策課)		○				福祉総務課
12	災害派遣福祉チーム (県社会福祉協議会経営支援課)					○	
13	災害リハビリテーション支援チーム (県長寿政策課)		○				
物資調達							
1	県トラック協会					○	人事委員会事務局ほか(物資班)
2	赤帽静岡県軽自動車運送協同組合					○	
3	静岡産業振興協会					○	
燃料供給・ライフライン							
1	県石油商業組合静岡支部					○	管財課
2	中部電力パワーグリッド株静岡支社					○	
3	静岡ガス株					○	
4	NTT 西日本株静岡支店					○	危機管理課
5	株NTT ドコモ東海支社静岡支店					○	
6	東京電力リニューアブルパワー株甲府事業所					○	
7	日本水道協会 静岡県支部					○	お客様サービス課(応急給水) 上下水道経営企画課
8	日本水道協会 静岡県支部					○	
9	情報総括都市 (東京都下水道局)				○		
他自治体等からの応援							
1	県市町支援機動班 (県危機対策課)		○				人事課(受援班)・危機管理課
2	総括支援チーム (県中部地域局危機管理課)		○				
3	指定都市市長会					○	

番号	応援機関 ※下段の()内は要請・連絡先	応援機関の区分					主な担当課
		国	静岡県	県外自治体	民間事業者	その他	
4	21 大都市 (幹事:相模原市)					○	
5	対口支援団体 (県中部地域局危機管理課)		○				
6	静岡建設業協会					○	
7	清水建設業協会					○	
8	静岡市清水区蒲原建設業協会					○	
9	由比建設業務協力会					○	
10	株ミツワ建設				○		
11	株ZEX				○		
12	県建築安全推進課		○				
13	県静岡土木事務所建築住宅課		○				
14	県建築士会 中部ブロック					○	
15	県建築安全推進課		○				
16	国交省都市局都市安全課	○					
17	被災宅地危険度判定連絡協議会 (幹事県:石川県)			○			
18	静岡中央警察署		○				
19	静岡南警察署		○				
20	清水警察署		○				
21	静岡医師会					○	
22	清水医師会					○	
23	静岡歯科医師会					○	

番号	応援機関 ※下段の()内は要請・連絡先	応援機関の区分					主な担当課
		国	静岡県	県外自治体	民間事業者	その他	
24	清水歯科医師会					○	
25	全日本冠婚葬祭互助会					○	
26	静岡県葬祭業協同組合					○	
27	全国靈柩自動車協会					○	
28	他自治体 (県廃棄物リサイクル課)		○				
29	他自治体 (全国都市清掃会議)		○				
30	県産業廃棄物処理業協同組合					○	
31	県土地家屋調査士会					○	税制課
32	県災害対策土業連絡会 (県県民生活課)		○				
33	県災害対策土業連絡会 (県弁護士会)					○	
34	静岡建設業協会(再掲)					○	
35	清水建設業協会(再掲)					○	
36	国土交通省リエゾン、TEC-FORCE (静岡国道事務所 管理第一課)(再掲)	○					
1	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会					○	市民自治推進課

※「進入経路の確保」No.1,2,3と同一

応援機関名

関係機関限り

応援を要請する業務	
担当部・班（課）	

■本市の業務主担当部署・連絡先

責任者の部署・役職・氏名			
平常時連絡先		ファックス	
休日・夜間連絡先		メールアドレス	
災害時 連絡先	携帯電話①	携帯電話②	
	衛星電話	その他	

No.	部署・役職・氏名	平常時連絡先	休日・夜間連絡先
1			
2			
3			

■（応援機関名）の連絡先

責任者の部署・役職・氏名		所在地	
平常時連絡先		ファックス	
休日・夜間連絡先		メールアドレス	
災害時 連絡先	携帯電話①	携帯電話②	
	衛星電話	その他	

No.	部署・役職・氏名	平常時連絡先	休日・夜間連絡先
1			
2			
3			

■発災直後における応援機関の受け入れに関する情報

応援機関を受け入れる場所	施設名・フロア・棟・部屋名（所在地または掲載場所）
静岡庁舎周辺の駐車場	必要・不要
（必要な場合）大型・特殊車両の有無	あり・なし
宿泊場所の提供	必要・不要